

第2章 災害応急対策

風水害等による大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県、市町村及び防災関係機関は、法令及び当計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、その組織及び機能の総力をあげて、災害応急対策にあたる。

応急対策としては、まず、予警報等の防災関係機関への伝達及び住民への周知徹底、水防活動や土砂災害危険区域における警戒及び避難体制の徹底など、災害未然防止活動を迅速、的確に行う。

災害が発生した場合には、まず、被害規模や被害拡大の危険性についての情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動態勢をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、医療救護及び消火等の緊急救護活動を行う。

また、被害状況及び拡大の危険性に応じて、避難活動、交通規制・緊急輸送対策を進めるとともに、被災者に対して必要な生活支援（飲料水・食料・生活必需品等の供給等）を行う。

当面の緊急事態に対処した後は、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、警備活動等による社会生活の維持を図るとともに、二次災害の被害拡大の防止、ライフライン・公共施設等の社会諸機能の応急復旧活動を行っていくこととする。

計画の体系

迅速、的確な 初動態勢	第 3 節	応急活動体制
	第 4 節	情報の収集・伝達
	第 5 節	災害救助法の適用
	第 6 節	広域応援要請
緊急救護活動	第 7 節	救助・救急活動
	第 8 節	医療救護活動
	第 9 節	避難活動
各種の被災者救援 活動	第 10 節	交通規制・輸送対策
	第 11 節	飲料水・食料・生活必需品等の供給
	第 12 節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策
	第 13 節	警備活動
	第 14 節	遺体の捜索、処理及び埋葬
被害拡大防止対策	第 15 節	ライフライン施設の応急復旧対策
	第 16 節	公共施設等の応急復旧対策
	第 17 節	農林水産業の応急対策
	第 18 節	応急住宅対策等
	第 19 節	教育・金融・労働力確保対策
応急公用負担	第 20 節	応急公用負担等の実施

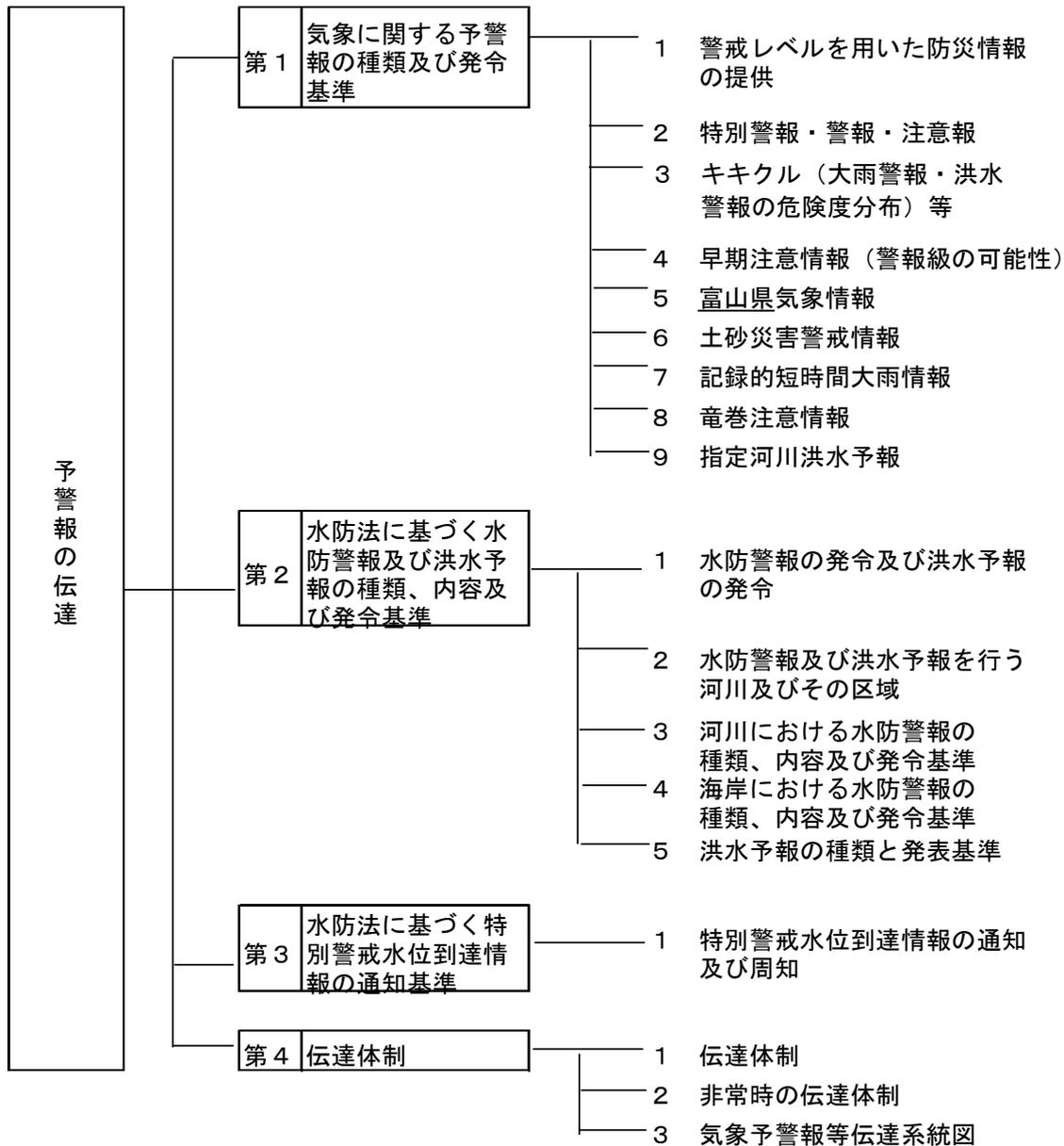
第1節 予警報の伝達

気象及び水防に関する予警報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図るものとする。

また、国及び県は避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

なお、雪に関する予警報は別冊「雪害編」に、津波に関する予警報は別冊「地震・津波災害編」に、火災に関する警報等は本書「火災編」に掲載。

対策の体系



第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準

気象業務法に基づいて富山地方気象台等が発表する予警報は、次の基準によるものとする。

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供（富山地方気象台）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、

「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報（富山地方気象台）

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

（1）特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

(2) 警報・注意報の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在

発表官署		富山地方気象台			
府県予報区		富山県			
一次細分区域		東部		西部	
市町村等をまとめた地域		東部南	東部北	西部北	西部南
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合			
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 20m/s		陸上 20m/s, 海上 20m/s	
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 20m/s 雪を伴う		陸上 20m/s, 海上 20m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 6時間降雪の深さ30cm, 山間部 12時間降雪の深さ50cm	平地 6時間降雪の深さ25cm, 山間部 12時間降雪の深さ50cm	6時間降雪の深さ30cm	平地 6時間降雪の深さ25cm, 山間部 12時間降雪の深さ50cm
	波浪(有義波高)	4.5m		4.5m	
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合			
注意報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合			
	強風(平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s		陸上 12m/s, 海上 15m/s	
	風雪(平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う		陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 6時間降雪の深さ15cm, 山間部 12時間降雪の深さ35cm	6時間降雪の深さ15cm	6時間降雪の深さ15cm	平地 6時間降雪の深さ15cm, 山間部 12時間降雪の深さ30cm
	波浪(有義波高)	2.0m		2.0m	
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm以上			
	濃霧(視程)	陸上 100m, 海上 500m		陸上 100m, 海上 500m	
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%			
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合			
	低温	夏期:最低気温17℃以下の日が継続 冬期:最低気温-6℃以下			
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下			
着水・着雪	著しい着水(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		100mm			

(別表1) 大雨警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
東部南	富山市	14	100
	舟橋村	14	—
	上市町	16	113
	立山町	14	108
東部北	魚津市	18	122
	滑川市	12	122
	黒部市	13	115
	入善町	14	104
	朝日町	14	104
西部北	高岡市	16	120
	氷見市	16	120
	小矢部市	16	123
	射水市	19	125
西部南	砺波市	14	115
	南砺市	10	96

(別表2) 洪水警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部南	富山市	松川流域=7.3, 井田川流域=26.6, 熊野川流域=22.3, いたち川流域=9.5, 古川流域=4, 土川流域=8.9, 太田川流域=5.4, 坪野川流域=3.9, 山田川流域=18, 磯川流域=2.4, 白岩川流域=21.2, 下条川流域=2.2	神通川流域=(8, 59.9), いたち川流域=(8, 7.5), 坪野川流域=(8, 2.9)	常願寺川[大川寺], 神通川[大沢野大橋・神通大橋]
	舟橋村	白岩川流域=20.1	—	常願寺川[大川寺]
	上市町	上市川流域=16.2, 白岩川流域=16.6, 大岩川流域=7.3	—	常願寺川[大川寺]
	立山町	白岩川流域=13.9, 栃津川流域=9.6	—	常願寺川[大川寺]
東部北	魚津市	早月川流域=23.3, 片貝川流域=20.1, 鴨川流域=2.7, 角川流域=13.4, 布施川流域=13.2, 大座川流域=5.3, 坊田川流域=2.7	鴨川流域=(7, 2.4), 角川流域=(7, 12), 大座川流域=(7, 4.7), 坊田川流域=(7, 2.4)	—
	滑川市	早月川流域=23.5, 上市川流域=18.5	—	常願寺川[大川寺]
	黒部市	吉田川流域=5.3, 高橋川流域=4.9, 黒瀬川流域=8.6, 片貝川流域=21, 布施川流域=13.5	—	黒部川[愛本・愛本(下流)]
	入善町	入川流域=4.7, 舟川流域=7.6	—	黒部川[愛本(下流)]
朝日町	境川流域=20.6, 笹川流域=9.2, 木流川流域=5.1, 小川流域=21.2, 舟川流域=9, 山合川流域=6.6	—	黒部川[愛本(下流)]	
西部北	高岡市	千保川流域=9.6, 祖父川流域=6.1, 中川流域=4.7, 岸渡川流域=6.6, 子撫川流域=10, 和田川流域=6.3	千保川流域=(14, 8.6), 和田川流域=(8, 5.6)	庄川[小牧・大門], 小矢部川[石動・長江]
	氷見市	神代川流域=4.6, 脇之谷内川流域=5.3, 宇波川流域=7.5, 阿尾川流域=11.5, 余川川流域=11.1, 上庄川流域=15.8, 仏生寺川流域=11.7, 泉川流域=4.4	余川川流域=(8, 10.5)	—
	小矢部市	子撫川流域=16.5, 横江宮川流域=10.1, 洪江川流域=15.1	—	庄川[小牧], 小矢部川[津沢・石動・長江]
	射水市	和田川流域=13.7, 新堀川流域=9.3, 下条川流域=12.4	—	神通川[神通大橋], 庄川[小牧・大門], 小矢部川[長江]
西部南	砺波市	庄川流域=55.6, 和田川流域=9.9, 坪野川流域=8.1, 千保川流域=4.8, 祖父川流域=5.4, 岸渡川流域=2.9, 黒石川流域=5.1, 横江宮川流域=8.5, 荒又川流域=6.6	—	庄川[小牧], 小矢部川[津沢]
	南砺市	小矢部川流域=22.7, 洪江川流域=7.1, 旅川流域=12.2, 山田川流域=14.6, 大井川流域=9.6, 池川流域=8	小矢部川流域=(7, 20.4), 山田川流域=(6, 13.3), 池川流域=(7, 7.2)	庄川[小牧], 小矢部川[津沢]

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3) 大雨注意報基準

令和3年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部南	富山市	11	83
	舟橋村	10	113
	上市町	11	93
	立山町	8	89
東部北	魚津市	9	100
	滑川市	8	100
	黒部市	9	94
	入善町	9	85
朝日町	11	85	
西部北	高岡市	10	82
	氷見市	10	82
	小矢部市	9	84
	射水市	10	86
西部南	砺波市	9	81
	南砺市	8	68

(別表4) 洪水注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部南	富山市	松川流域=5.8, 井田川流域=21.2, 熊野川流域=17.8, いたち川流域=7.6, 古川流域=3.2, 土川流域=7.1, 太田川流域=4.3, 坪野川流域=3.1, 山田川流域=14.4, 磯川流域=1.9, 白岩川流域=16.9, 下条川流域=21.7	神通川流域= (5, 53.9), いたち川流域= (5, 5.9), 土川流域= (9, 5.6), 坪野川流域= (7, 2.6), 磯川流域= (5, 1.9), 下条川流域= (9, 1.4)	常願寺川 [大川寺], 神通川 [大沢野大橋・神通大橋]
	舟橋村	白岩川流域=16	—	—
	上市町	上市川流域=12.9, 白岩川流域=13.2, 大岩川流域=5.8	—	—
	立山町	白岩川流域=11.1, 栲津川流域=7.6	—	常願寺川 [大川寺]
東部北	魚津市	早月川流域=18.6, 片貝川流域=16, 鴨川流域=2.1, 角川流域=10.7, 布施川流域=10.5, 大座川流域=4.2, 坊田川流域=2.1	鴨川流域= (5, 2.1), 角川流域= (7, 8.6), 大座川流域= (5, 4.2), 坊田川流域= (5, 2.1)	—
	滑川市	早月川流域=18.8, 上市川流域=14.8	—	—
	黒部市	吉田川流域=4.2, 高橋川流域=3.6, 黒瀬川流域=6.8, 片貝川流域=16.8, 布施川流域=10.8	高橋川流域= (9, 2.9)	黒部川 [愛本・愛本 (下流)]
	入善町	入川流域=3.7, 舟川流域=6	—	黒部川 [愛本 (下流)]
	朝日町	境川流域=16.4, 笹川流域=7.3, 木流川流域=4, 小川流域=16.9, 舟川流域=7.2, 山合川流域=5.2	—	—
西部北	高岡市	千保川流域=7.6, 祖父川流域=4.8, 中川流域=3.7, 岸渡川流域=5.2, 子撫川流域=8, 和田川流域=5	千保川流域= (5, 6.8), 和田川流域= (5, 5)	庄川 [大門], 小矢部川 [長江]
	氷見市	神代川流域=3.6, 脇之谷内川流域=4.2, 宇波川流域=6, 阿尾川流域=9.2, 余川川流域=8.8, 上庄川流域=12.6, 仏生寺川流域=9.3, 泉川流域=2.4	神代川流域= (8, 2.9), 脇之谷内川流域= (5, 4.2), 宇波川流域= (7, 4.1), 余川川流域= (8, 8.8), 上庄川流域= (8, 12.6), 仏生寺川流域= (5, 9.3), 泉川流域= (9, 2.4)	—
	小矢部市	子撫川流域=13.2, 横江宮川流域=8, 渋江川流域=12	横江宮川流域= (5, 7.9), 渋江川流域= (5, 12)	小矢部川 [津沢・石動・長江]
	射水市	和田川流域=10.9, 新堀川流域=7.4, 下条川流域=9.9	和田川流域= (7, 7.9), 新堀川流域= (8, 5.9)	庄川 [大門], 小矢部川 [長江]
	砺波市	庄川流域=44.4, 和田川流域=7.9, 坪野川流域=6.4, 千保川流域=3.8, 祖父川流域=4.3, 岸渡川流域=2.3, 黒石川流域=4, 横江宮川流域=6.8, 荒又川流域=5.2	岸渡川流域= (5, 2.1)	庄川 [小牧]
西部南	南砺市	小矢部川流域=18.1, 渋江川流域=5.6, 旅川流域=9.7, 山田川流域=11.6, 大井川流域=7.6, 池川流域=6.4	小矢部川流域= (5, 18.1), 旅川流域= (7, 7.8), 山田川流域= (5, 11.6), 大井川流域= (5, 7.6), 池川流域= (5, 6.4)	小矢部川 [津沢]

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5) 高潮警報・注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
東部南	富山市	1.0m	0.7m
	舟橋村	—	—
	上市町	—	—
	立山町	—	—
東部北	魚津市	1.0m	0.7m
	滑川市	1.0m	0.7m
	黒部市	1.0m	0.7m
	入善町	1.0m	0.7m
	朝日町	1.0m	0.7m
西部北	高岡市	1.0m	0.7m
	氷見市	1.0m	0.7m
	小矢部市	—	—
	射水市	1.0m	0.7m
西部南	砺波市	—	—
	南砺市	—	—

【市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説】

- 1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報(洪水を除く。)についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、気象庁ホームページ(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁ホームページ(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は気象庁ホームページ(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL(平均潮位)等を用いる。

(3) 気象警報・注意報の発表地域

一次細分区域	市町村等を	市町村
	まとめた地域	
東部	東部北	朝日町・入善町・黒部市・魚津市・滑川市
	東部南	富山市・立山町・上市町・舟橋村
西部	西部北	高岡市・射水市・氷見市・小矢部市
	西武南	砺波市・南砺市

3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
	・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。
	1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
	・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降雨短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

4 早期注意情報（警報級の可能性）（富山地方気象台）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5 富山県気象情報（富山地方気象台）

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する富山県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報等として発表される。

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表される。

6 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方気象台）

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる発表地域を特定して警戒を呼びかける情報で、県と富山地方気象台から共同で発表される。

市町村内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

発表対象地域名
滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町、高岡市、射水市、氷見市、小矢部市、砺波市、南砺市

※震度5強以上の地震が発生した場合、土砂災害警戒情報の発表基準を低く設定した基準（暫定基準）を適用する。

※土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量が基準を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想される場合など、土砂災害の危険性が低くなったときに行う。

※土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではないため、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等の詳細を特定するものではないことに留意する。

7 記録的短時間大雨情報（気象庁）

県内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫色の警戒レベル4相当）が出現している場合に、気

象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「キキクル（危険度分布）」で確認する必要がある。

8 竜巻注意情報（気象庁）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

9 指定河川洪水予報（富山地方气象台、富山河川国道事務所、黒部河川事務所）

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川洪水予報については、富山河川国道事務所と富山地方气象台が共同で、黒部川洪水予報については、黒部河川事務所と富山地方气象台が共同で発表する。警戒レベル2～5に相当する。

また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の解除後の氾濫への警戒を促すため、大雨特別警報を警報等に切り替える際、切り替え以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合等に臨時的指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報のページに掲載する。

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

第2 水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発令基準

1 水防警報の発令及び洪水予報の発表（北陸地方整備局、富山地方气象台、県土木部）

（1）水防警報の発令

国土交通大臣又は知事は、洪水等により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川・海岸について、水防警報を発令する。

国土交通大臣は、水防警報を発令したときは直ちに知事に通知し、知事は、通知を受けたとき及び水防警報を発令したときは、直ちにその警報事項を水防管理者に通知する。

（2）洪水予報の発表

国土交通大臣は、洪水により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を知事に通知する。

知事は、通知を受けたときは、直ちに水防管理者等に、その通知に係る事項を通知する。

2 水防警報及び洪水予報を行う河川・海岸並びにその区域（北陸地方整備局、富山地方气象台、県土木部）

水防警報を発令する河川・海岸及び洪水予報を行う河川並びにその区域は、国土交通大臣又は知事が指定する。知事が洪水予報を行う河川を指定する場合は、気象庁長官に協議する。

3 河川における水防警報の種類、内容及び発令基準（北陸地方整備局、県土木部）

(1) 国の基準等

種類	内 容	発 令 基 準
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。	雨量・水位・流量その他の河川状況により、必要と認められるとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの。	水位・流量その他の河川状況により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇するおそれがあるときで、氾濫注意水位（警戒水位）に達すると予想される時刻の1時間前。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に復したとき。 氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
状況	水位の上昇・下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他の河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜河川の状況を通知する必要があるとき。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 県の基準等

種類	内 容	発 令 基 準
準備	第1段階 水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動等を通知するもの。	雨量、水位、その他の河川状況により、必要と認められるとき。 または、水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
出動	第2段階 水防団員の出動を通知するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
状況	第3段階 出動が長時間にわたるとき、または気象条件、水防活動の変化等が生じたとき、その状況を通知するもの。	出動後の状況に変化を認めたとき。
解除	第4段階 水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、かつ水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。 または、準備体制に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位（指定水位）を下回り、その後水位が上昇するおそれがないとき。

※1 これらの指令は、予想される事態の規模が小さく全面出動を必要としないと認められるときは、準備指令までとし、出動指令を発しないことがある。

※2 地震による堤防の漏水、沈下等または津波、高潮による災害が起こるおそれがあるときは、上記に準じて水防警報を発表する。

※3 水防警報を発令する河川に指定されていない河川については、県の水防計画に準じて、水防管理者において、あらかじめ計画を定め自主的に行うものとする。

なお、これらの指令は、事態に応じ待機命令から直ちに行動命令を発令する場合もあり、また、予想される事態の規模が小さくて全面出動を必要としないと認められるときは、準備指令までとし、行動命令を発令しないことがある。地震による堤防の漏水、沈下等若しくは津波又は高潮による災

害がおこるおそれがある場合には、上記に準じて水防警報を発令する。

4 海岸における水防警報の種類、内容及び発令基準（下新川海岸）

下新川海岸における水防警報発表基準（基準観測所：田中波浪観測所・石田波浪観測所）		
種類	内 容	発令基準
待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるもの。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・海岸巡視 ・土のう積み ・避難誘導 ・排水ポンプ作業等	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波がおこるおそれがあるとき。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生が迫ってきたとき。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波発生が確認あるいは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解除	激しい越波の発生及びおそれがなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、災害に対する水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。

※各波浪観測所における具体的な発令基準については、県の水防計画において定めるものとする。

5 洪水予報の種類と発表基準（北陸地方整備局、富山地方気象台）

- (1) 注意報 予報地点の水位が警戒水位を超える洪水となることが予想されるとき。
- (2) 警 報 予報地点の水位が警戒対象水位程度若しくは警戒対象水位を超える洪水となることが予想されるとき。

(資料 「4-2-2 洪水予報指定河川の基準地点と基準水位一覧表」

「4-9 指定水防管理団体」「4-10 非指定水防管理団体」

「4-11 水防警報河川及びその区域」「4-12 水防警報発報担当者及び受報者」)

第3 水防法に基づく氾濫危険水位到達情報の通知基準

1 氾濫危険水位到達情報の通知及び周知（北陸地方整備局、県土木部）

- (1) 国土交通大臣は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、知事にその旨を通知するとともに一般に周知する。知事は通知を受けたときは直ちにその事項を水防管理者等に通知する。
- (2) 知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。
- (3) 上記(1)(2)の通知をした国土交通大臣及び知事は、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、関係市町村長にその事項を通知する。

(資料「4-2-1 水位観測所及び基準水位一覧表」)

第4 伝達体制

1 伝達体制（富山地方気象台、県総合政策局、県土木部、市町村）

（1）気象予警報の伝達

ア 富山地方気象台は、特別警報・警報・注意報等を発表、又は解除した場合は、法令及び気象予警報等伝達系統図に基づき、速やかに関係機関に伝達するものとする。

イ 県は、特別警報・警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに県総合防災情報システムを通じ、市町村及び県出先機関へ配信するものとする。特に必要がある場合には、防災行政無線等を利用して、直接に注意を喚起する。

ウ 市町村は、特別警報・警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び手段等については、市町村地域防災計画に定めておくものとする。

エ 放送機関は、警報の伝達を受けたときは、迅速な伝達に努めるものとする。

オ その他の機関にあつては、それぞれ所掌業務に応じて必要な機関等に対し、速やかに伝達し周知徹底を図るものとする。

カ 県は、富山県防災WEBページやケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）を通じて住民へ気象情報等の提供に努める。

なお、県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

（2）水防警報及び洪水予報の伝達

水防警報の発令及び解除並びに洪水予報の伝達系統等については、県水防計画で定めておくものとする。

（3）氾濫危険水位到達情報の伝達

氾濫危険水位到達情報の伝達系統等については、県水防計画で定めておくものとする。

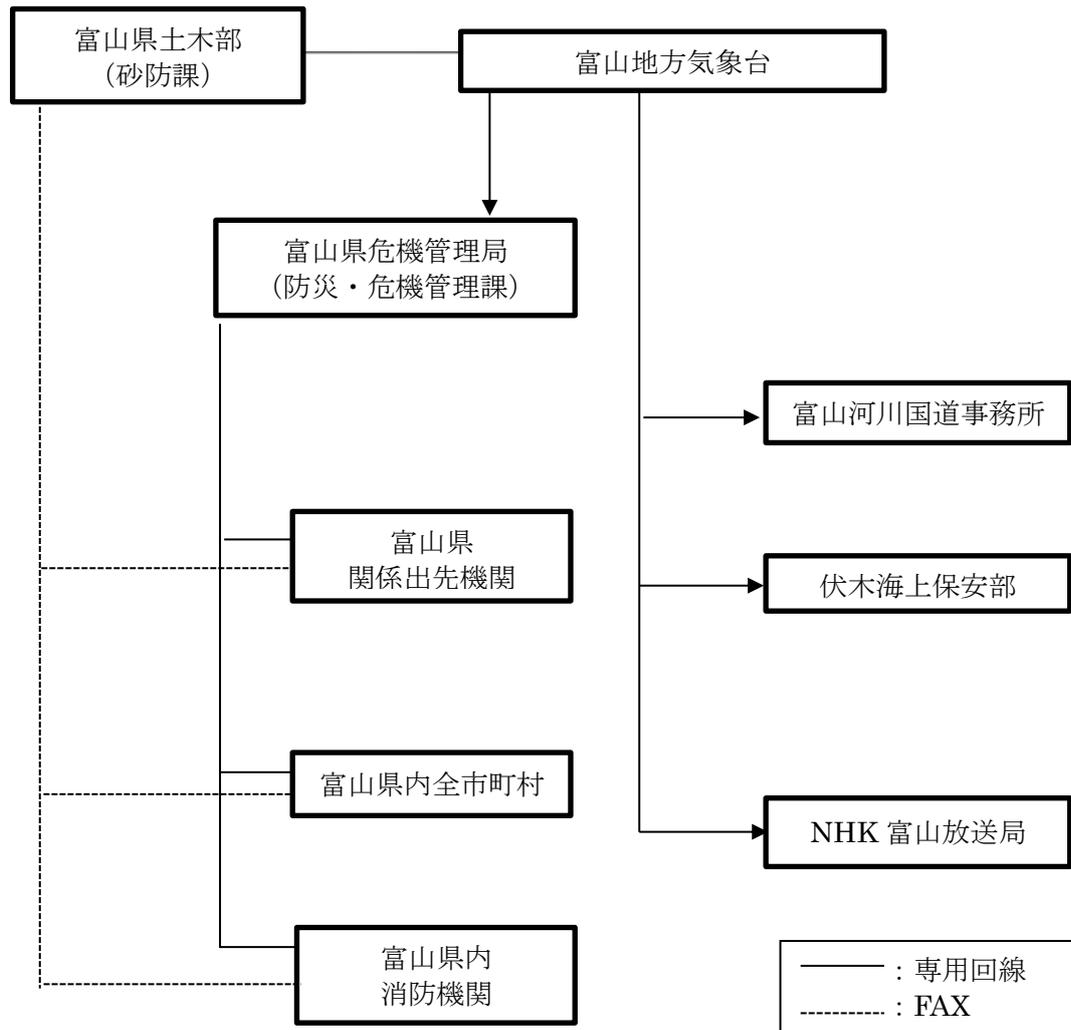
（4）特殊事業者等が利用する気象警報等の伝達

気象業務法による航空機、鉄道、電気事業その他特殊の事業に適合する警報等の伝達体制については、それぞれ事業者において定めておくものとする。

（5）土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報等が発表された場合は、担当部署は、土砂災害警戒情報伝達系統図に基づき、伝達先へ確実に伝達するものとする。

土砂災害警戒情報伝達系統図



2 非常時の伝達体制（各防災関係機関）

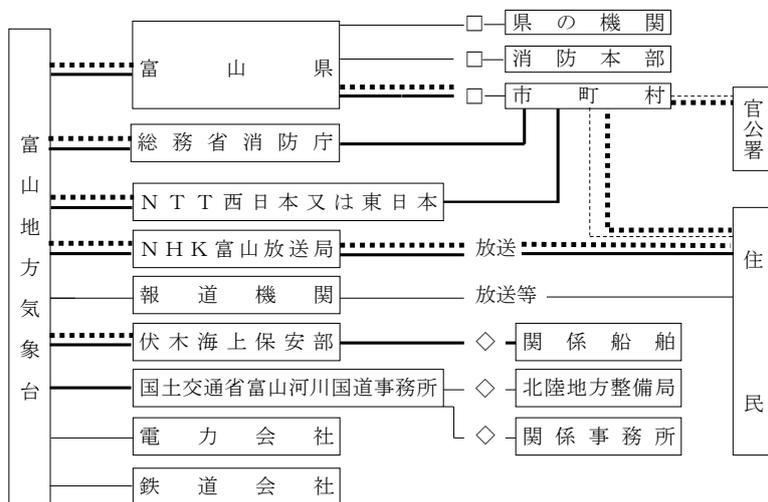
(1) 関係機関は、富山地方気象台との専用通信施設又は公共通信施設が途絶した場合には、次の方法により予警報の受信の確保を図るものとする。

伝達機関	関係機関措置
富山県（防災・危機管理課）	移動無線車及び連絡員派遣
国土交通省（富山河川国道事務所）	移動無線車及び連絡員派遣
海上保安庁（伏木海上保安部）	県警本部との間で非常無線確保
日本放送協会（富山放送局）	連絡員派遣
民放・新聞各社	携帯無線機及び連絡員派遣
西日本旅客鉄道株式会社（施設指令、北陸広域鉄道部施設課）	連絡員派遣
北陸電力送配電株式会社（中央給電指令所）	携帯無線機及び連絡員派遣
富山地方鉄道株式会社（技術課）	携帯ラジオ確保
日本赤十字社富山県支部（事業推進課）	連絡員派遣

(2) 県から市町村等への通常の伝達系統が途絶した場合は、関係機関の協力を得て、次の要領により迅速な伝達を図るものとする。

- ア 県防災行政無線が途絶したときは、一般加入電話により伝達するものとする。
- イ アの方法によりがたい場合は、警察通信を活用して警察署等を通じて伝達するものとする。
- ウ イの方法によりがたい場合には、北陸地方非常通信協議会に加盟する各機関の協力を得て市町村に伝達するものとする。

3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）

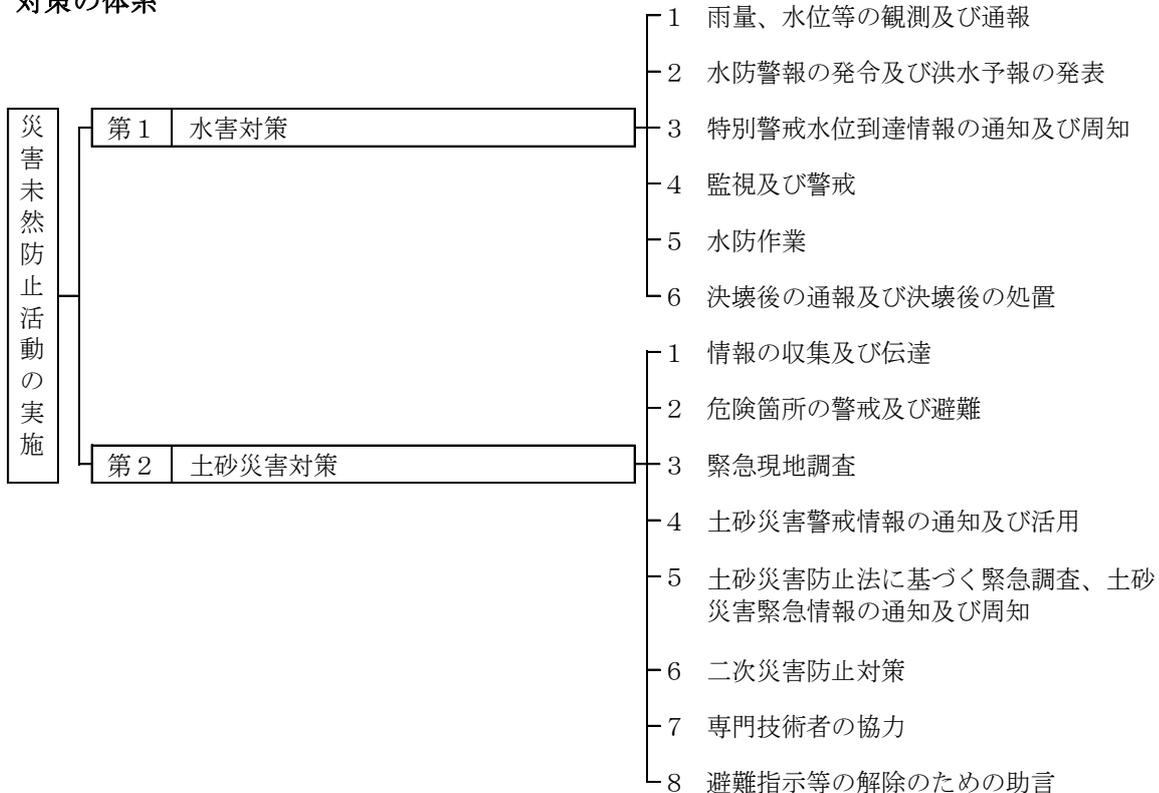


凡例	—————	法令(気象業務法等)による通知系統
	-----	法令(気象業務法等)による公衆等への周知依頼及び周知系統
	法令(気象業務法等)による特別警報発表時における、通知の義務 または、周知の措置の義務
	—————	地域防災計画、行政協定、その他による伝達系統
△	加入電話・FAX	
◇	無線電話・FAX	
□	富山県総合防災情報システム	

第2節 災害未然防止活動の実施

水害及び土砂災害の被害を未然に防止軽減するため、防災関係機関は、迅速かつ的確な活動を行うものとする。

対策の体系



第1 水害対策

1 雨量、水位等の観測及び通報（県農林水産部、県土木部、北陸電力、北陸電力送配電、関西電力、関西電力送配電）

県及び電力会社の雨量観測所は、気象情報等の通知を受けたとき、又はその他洪水等のおそれのあることを察知したときは、雨量の変動を監視し、通報基準になったときは直ちに県水防本部（河川課）に通報するものとする。

また、水防管理者、量水標管理者及びダム管理主任技術者は、気象情報等の通知を受けたとき、又はその他洪水等のおそれがあることを察知したときは、水位あるいは流量の変動を監視し、通報基準になったときは直ちに県水防本部に通報するものとする。

2 水防警報の発令及び洪水予報の発表（北陸地方整備局、富山地方气象台、県土木部）

(1) 水防警報の発令

国土交通大臣又は知事は、洪水等により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川海岸等について、水防警報を発令する。

国土交通大臣は、水防警報を発令したときは直ちに知事に通知し、知事は、通知を受けたとき及び水防警報を発令したときは、直ちにその警報事項を水防管理者に通知する。

(2) 洪水予報の発表

国土交通大臣は、洪水により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について、洪水の

おそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を知事に通知する。

知事は、通知を受けたときは、直ちに水防管理者等に、その通知に係る事項を通知する。

3 氾濫危険水位到達情報の通知及び周知（北陸地方整備局、県土木部）

- (1) 国土交通大臣は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により県民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、知事及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。知事は、通知を受けたときは直ちにその事項を水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知する。
- (2) 知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。
- (3) 知事及び市町村長は、公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、その水位に達したときは、水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。
- (4) 知事は、区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）を定め、その水位に達したときは水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。
- (5) 上記（1）～（4）の通知をした国土交通大臣及び知事は、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、関係市町村長にその事項を通知する。

4 監視及び警戒（市町村）

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他重要な箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、所轄土木センター（事務所）、県水防本部並びに国土交通省関係事務所にその状況及び見通し等を連絡する。

5 水防作業（県土木部）

水防作業を必要とする異常事態とその各々に適する水防工法並びに水防作業上の注意事項について「富山県水防計画」に定め、迅速かつ的確な水防活動を実施するものとする。

6 決壊後の通報及び決壊後の処置（各関係機関）

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、当該水防管理者、ダム管理者、水防団長又は消防機関の長及び鉄道機関の長は、直ちにその旨を国土交通省関係事務所及び所轄土木センター（事務所）並びに氾濫を予想される方面の隣接水防管理団体その他に通報し、土木センター（事務所）は、これを県水防本部、関係所轄警察署その他必要な関係方面に連絡するものとする。

また、決壊後といえどもでき得る限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

（資料「4-2-1 水位観測所及び通報、警戒水位、特別警戒水位」

「4-2-2 洪水予報指定河川の基準地点と基準水位一覧表」

「4-3 流量観測所及び通報、警戒流量」「4-5 国土交通省の緊急水防資材」

「4-6 国土交通省特殊資材」「4-7 県の備蓄主要水防資材」

「4-8 水防管理団体の備蓄主要水防資材」「4-9 指定水防管理団体」

「4-10 非指定水防管理団体」「4-11 水防警報河川及びその区域」

「4-12 水位情報周知河川」「4-13 水防警報発報担当者及び受報者」「4-14 ダム、水門等」)

第2 土砂災害対策

土砂災害の発生は、局地的かつ突発的な場合が多く、県、市町村及びその他防災関係機関の適切な判断と迅速な応急対策が重要である。

1 情報の収集及び伝達（各防災関係機関）

集中豪雨、融雪等により、土砂災害の発生が予想される場合及び土砂災害が発生した場合においては、県、市町村及びその他防災関係機関は、次のことに留意しつつ迅速、的確な情報の収集、伝達を行うものとする。

- (1) 土砂災害警戒区域においては、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努めるものとする。この場合、住民の生命の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。土砂災害の状況を住民が容易に理解ができるよう、土砂災害警戒情報・大雨警報（土砂災害）の危険度分布などの気象情報の解説に努める。
- (2) 広域的な土砂災害が発生し、又は発生が予想される場合においては、必要に応じて国等の防災関係機関の協力を得て、機動的な初動調査に努めるものとする。
- (3) 土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン管理者、交通機関等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に具体的に危険が予想される土砂災害警戒区域周辺の住民に対しては、極力個別伝達に努めるものとする。

2 危険箇所の警戒及び避難（県農林水産部、県土木部、市町村）

県及び施設管理者は、豪雨等によって山地斜面崩壊や河道閉塞土砂の決壊などのおそれがあるときや、治山・砂防施設、ため池等灌漑施設等による二次災害の危険性のある箇所に対しては、地元市町村及び関係機関と協力して警戒にあたるものとする。

また、市町村長は、この状況を判断し、住民避難の要否、時期を決定するものとする。

3 緊急現地調査（県農林水産部、県土木部）

県は、市町村、住民等から土砂崩壊等の第一次情報のほか、場合によってはヘリコプターによる上空からの調査を実施し、水系を一貫した早期の被害状況の概括的な把握に努めるものとする。

その結果、次のような緊急事態が発生した場合は、関係機関と協力して、地上からの集中的な現地調査及び継続的な監視観測体制をとるほか、災害対策計画について協議・調整するものとする。

- (1) 山腹崩壊や地すべりにより崩壊土砂が河川をせき止め「河道閉塞」が発生した場合
- (2) 山地水源部で大崩壊の発生が確認又は予想されたとき。
- (3) 斜面崩壊防止施設（地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設）が崩壊した、又は崩壊のおそれ大きい場合
- (4) 砂防設備、治山設備、ため池等灌漑施設が崩壊した、又は崩壊のおそれ大きい場合

4 土砂災害警戒情報の通知及び活用（県土木部、富山地方気象台、市町村）

- (1) 県及び富山地方気象台の措置

大雨警報（土砂災害）発表後、大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にすることを目的に、県は富山地方気象台と共同して、該当する市町村に土砂災害警戒情報を発表し通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令の参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。

- (2) 市町村の措置

市町村は、土砂災害警戒情報、これを補足する情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民の避難指示の判断等にあたり活用するものとする。

5 土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び周知（県、国、市町村）

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報を通知及び周知するものとする。

- (1) 県の措置(県農林水産部、県土木部)

ア 地すべりにより、地割れや建築物等の外壁のき裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合は、緊急調査を実施するものとする。

イ 緊急調査で得られた地すべり被害が想定される区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知及び一般へ周知するものとする。

- (2) 国の措置

ア 河道閉塞による湛水の発生によってたまる水の量が増加すると予想され、堆積した土石等の高さがおおむね 20m 以上であるとともに、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合は、緊急調査を実施するものとする。

イ 噴火による降灰等が、河川の勾配が 10 度以上の流域のおおむね 5 割以上の土地において、1 cm 以上堆積していると推計され、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合は、緊急調査を実施するものとする。

ウ 緊急調査で得られた土砂災害が想定される区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知及び一般へ周知するものとする。

(3) 市町村の措置

国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民の避難指示の判断等にあたり活用するものとする。

6 二次災害防止対策（各防災関係機関）

土砂災害は、地形、地質、降雨状況等により同一箇所又はその周辺において断続的に発生し、又は崩壊により体積した土砂が移動する等により、二次災害をひき起こすおそれがある。このため、土砂災害発生時においては、県、市町村及びその他防災関係機関は、以下の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 引き続き降雨等の気象状況に十分な注意、監視を行うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意しつつ監視を行うものとする。
- (2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等必要な措置を行うものとする。
- (3) 行方不明者等の搜索活動、応急工事等に当たっては、特に十分な注意、監視を行うものとする。
- (4) 降雨継続時においては、作業の安全を確保したうえで、崩壊箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により、再崩壊等の防止に努めるものとする。
- (5) 安全が確認できれば、直ちに二次災害防止のため堆積土砂等の除去、土留工事等の工事を実施するものとする。

7 専門技術者の協力（県農林水産部、県土木部）

(1) NPO法人富山県砂防ボランティア協会^{※1}との連携

本県では、砂防に関する豊富な経験と専門知識を有したメンバーで組織された「NPO法人富山県砂防ボランティア協会」（平成14年10月2日認証）が設立されており、県及び関係機関は、二次災害発生の可能性の判断、適切な応急対策工事の実施等については、必要に応じて、同法人へ協力を要請する。

(2) その他の機関との連携及び制度の活用

県及び関係機関は、必要に応じて地元在住のコンサルタント、斜面判定士^{※2}及び全国的な砂防関係ボランティア団体等へ協力を要請するほか、国の災害復旧技術専門家派遣制度^{※3}や災害支援技術強化対策事業^{※4}を活用し、早期の対応に努めるものとする。

※1 NPO法人富山県砂防ボランティア協会

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、土砂災害防止に係わるボランティア活動を行い、もって県民の福祉に寄与することを目的とする団体。

※2 斜面判定士

砂防ボランティア全国連絡協議会により認定される。災害時に土砂災害が起きそうな斜面を緊急的に判断する。

※3 災害復旧技術専門家派遣制度

（公社）全国防災協会が、災害復旧制度を熟知した者を災害復旧技術専門家として認定、登録し、災害発生時等に地方公共団体等の求めに応じて派遣し、災害復旧活動の支援、助言をボランティア活動として行う制度

※4 災害支援技術強化対策事業

全国土地改良事業団体連合会が、農林水産省、農業工学研究所、県OB等の専門技術者を登録・派遣し、農地・農業用施設に関する災害対策等の助言を行う事業

8 避難指示等の解除のための助言（県土木部、北陸地方整備局、市町村）

(1) 市町村の措置

市町村は、避難指示等（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に限る）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について助言を求めることができる。また、そのための連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(2) 国及び県の措置

助言を求められた国又は県は、必要な助言を行う。

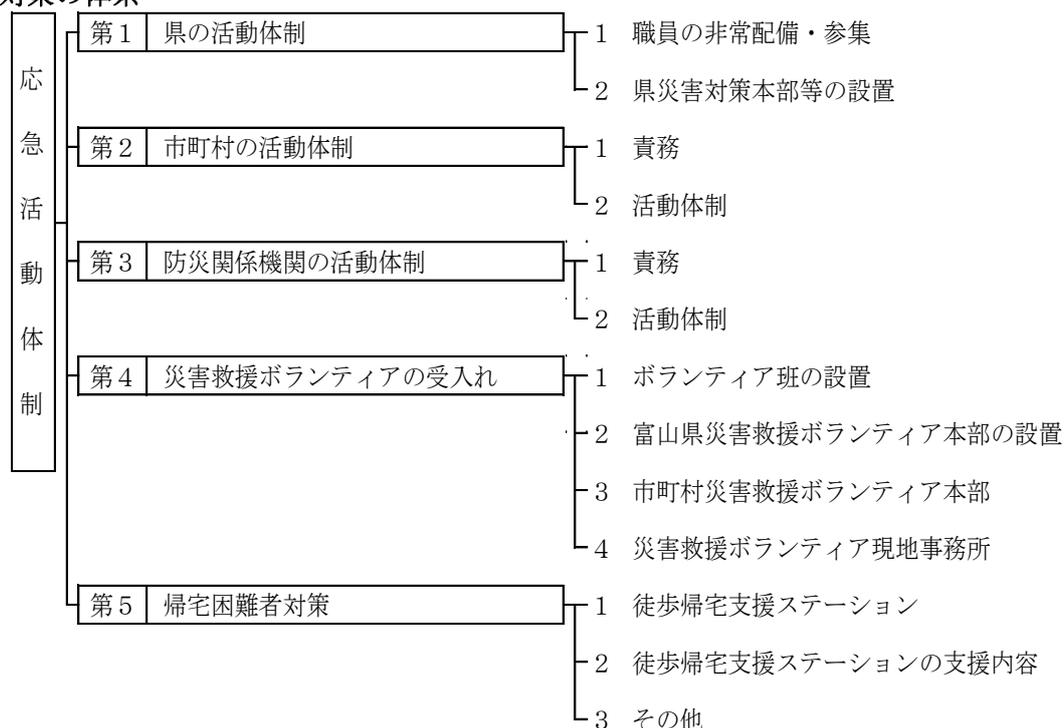
第3節 応急活動体制

災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、県、市町村、防災関係機関及び県民は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

なお、水防活動に係る水防本部及び水防管理団体の活動体制は「富山県水防計画」に定めるとおりとし、県災害対策本部が設置された場合には、これに統括される。

対策の体系



第1 県の活動体制

知事は、県の地域に災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、防災関係機関や他都道府県などの協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災関係機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う責務を有する。このため、必要に応じて、県災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

県は、災害対策本部において災害情報を一元的に把握し、市町村災害対策本部と共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

なお、県災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策は、県災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

1 職員の非常配備・参集（県危機管理局）

県は、迅速な初動活動を実施するため、夜間・休日に宿日直職員を配置し、24時間連絡体制を確保するとともに、災害発生時において、災害応急対策を強力に推進するため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、定められた基準により速やかに非常配備体制をとる。

なお、職員の非常配備体制については、本計画の定めるところによる。

(1) 非常配備基準

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。

種別	配備基準	配備体制
第1 非常配備	① 各種注意報等が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（待機・準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 各課2～3名程度 上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制
第2 非常配備	① 「大雨」、「洪水」、「暴風」警報が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（距離確保準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 管財課 厚生企画課 各課員の約3分の1程度 上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。
第3 非常配備	① 県下全域にわたって災害が発生すると予想されるとき ② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき ③ 県下に「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」特別警報が発表されたとき	災害対策に万全を期すため、原則として当該災害に関係ある各課（班）全員があたる。ただし、知事（本部長）が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の配備対象職員を指定したときは、この限りでない。

(2) 配備指令

ア 知事は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、(1)の基準と異なる配備体制を指令することができる。

イ 各部局長は、災害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

(3) 動員計画及び動員の伝達

ア 災害対策本部各部及び支部関係機関各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画しておく。

イ 配備職員は、勤務時間外に配備指令があったときは、速やかに勤務場所又は所属長からあらかじめ指示された場所（以下「勤務場所等」）において、所属長の指揮のもとに情報連絡及び災害応急対策にあたる。

2 県災害対策本部等の設置（県危機管理局）

知事は、次の基準により災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合には、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、県災害対策本部に総括される。

(1) 設置基準

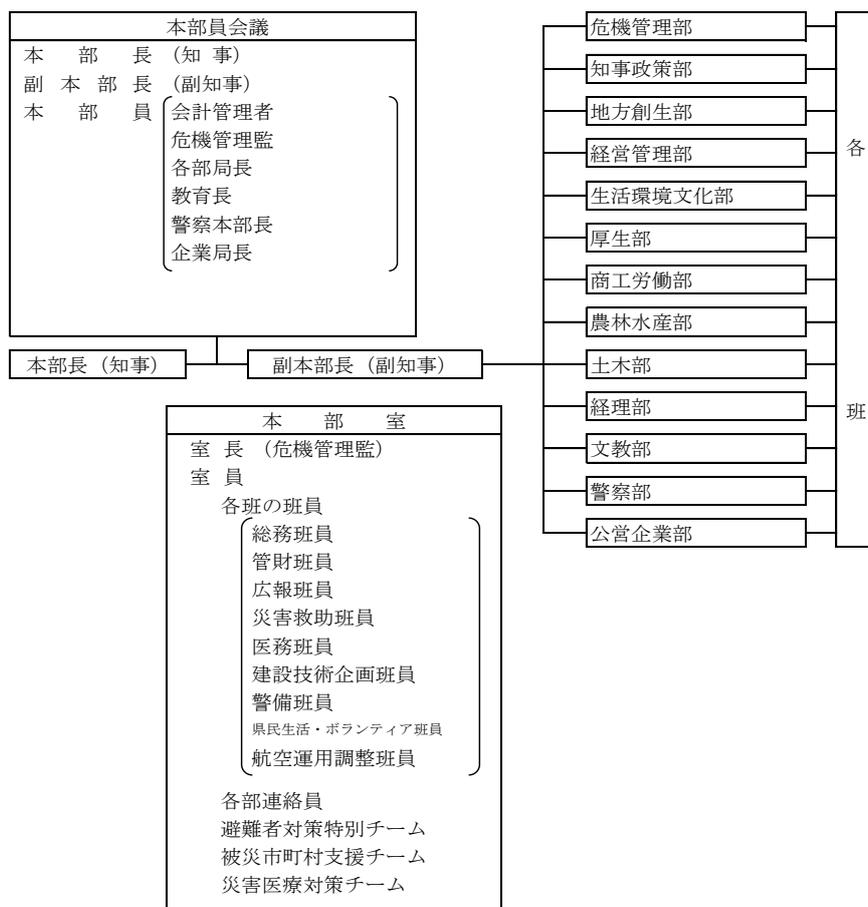
- ア 県の全部又は一部の地域において大規模な災害の発生が予想され、その対策を要するとき。
- イ 県の全部又は一部の地域に災害が発生し、その規模及び範囲から見て災害対策本部を設置し、その対策を要するとき。
- ウ 災害救助法の適用があったとき。 (資料「13-3 富山県災害対策本部運営要領」)

(2) 組織

ア 本部

- (ア) 本部は、本部長、副本部長及び本部員その他の職員をもって組織する。
- (イ) 本部に、部及び班を置く。

県災害対策本部組織図

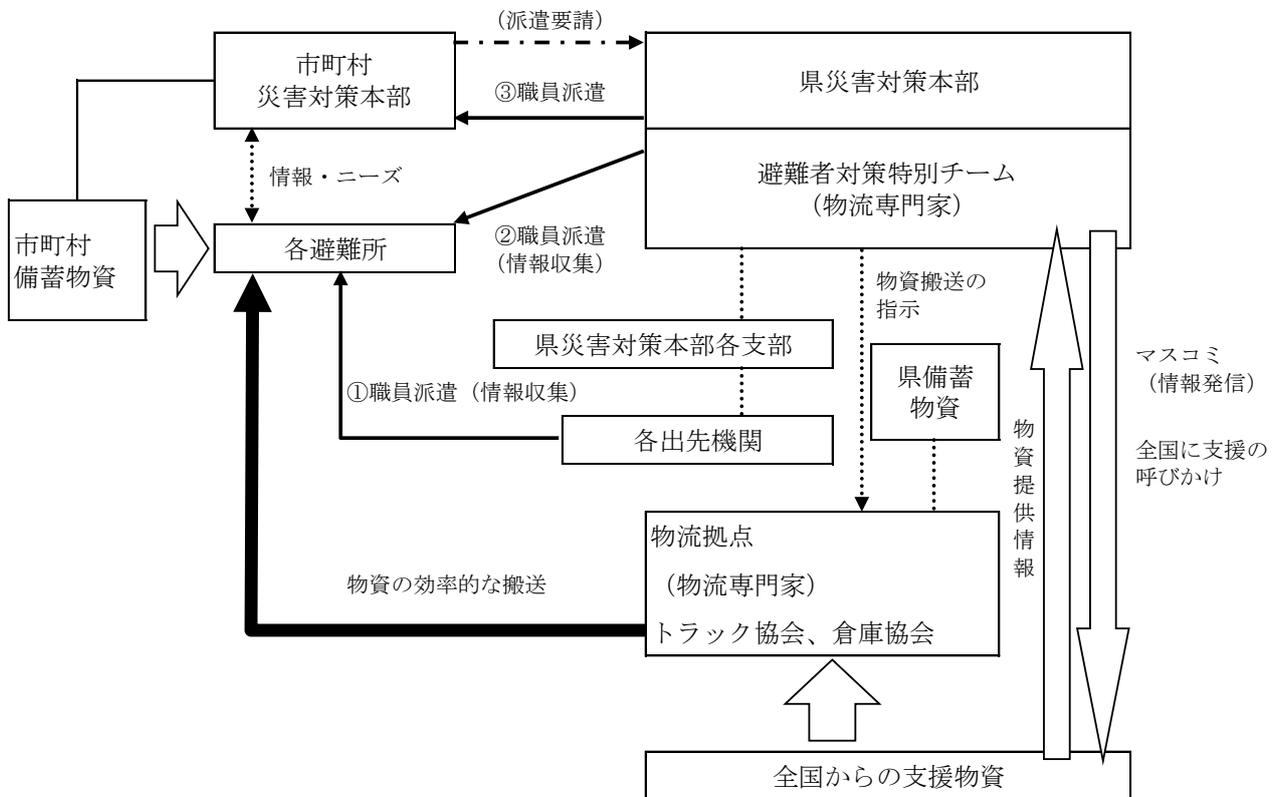


※上位者が不在の場合は、下位者が職務を代理する。

(資料「13-1 富山県災害対策本部条例」、「13-2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」)

- (ウ) 発災直後の混乱した状況の中で、避難者の状況やニーズを迅速に把握するため、本部内に「避難者対策特別チーム」を編成する。避難者対策特別チームは、避難所へ派遣した県職員からの情報や、被災市町村の災害対策本部へ派遣した職員の情報等から、避難者の置かれている状況、ニーズを踏まえ、情報の発信・伝達、物資の効率的配布の手配等を行う。

また、救援物資の受入れに当たっては、希望するもの及び希望しないものを報道機関を通じて公表するとともに、提供者に対して被災地のニーズに応じた物資となるよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法となるよう啓発に努めるものとする。



(エ) 災害により市町村の災害対策本部機能の著しい低下が判断される場合は、本部内に各班の班員により構成する「被災市町村支援チーム」を編成する。被災市町村支援チームは、被災市町村に赴き、被害の状況や市町村の対応能力等を調査し、調査結果に基づき、災害対策要員の派遣や通信連絡機器の支援等を行う。また、必要に応じて、他市町村への応援指示、防災関係機関等への応援要請を行う。

(オ) 医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成し、災害医療対策チームに災害医療コーディネーターを配置する。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMA T）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。

なお、円滑な医療救護活動が実施できるよう、災害対策本部の災害医療対策チームと現地における医療救護活動に係る関係機関とは、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする

イ 支部

(ア) 本部長は、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があるときは、出先の各総合庁舎に支部をおく。

(イ) 支部は、支部長、班長、班員その他の職員をもって組織する。

(ウ) 支部長は土木センター所長をもって充てる。

県災害対策本部支部組織図

対 県 策 災 本 部 害		名 称	所 管 区 域
	支 部	富山支部	富山市
		高岡支部	高岡市、氷見市、射水市
		魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡
		砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市



※ただし、富山支部が設置された場合は、中部厚生センター所長を災害救助・保健班長とする。
（資料「13-2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」）

ウ 現地災害対策本部

(ア) 本部長は、被災現地における情報収集、災害応急対策の実施及び関係機関との連絡調整のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

(イ) 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他の職員、現地災害対策本部派遣員をもって組織する。

(ウ) 現地災害対策本部長は、本部長が副本部長及び本部員の中から指名し、現地災害対策本部員及びその他職員は、本部長が指名する災害対策本部又は支部の職員とする。

また、現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名した職員とする。

(エ) 現地災害対策本部の設置基準

- a 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- b 被害が広域に渡る場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合
- c その他知事が必要と認める場合

(3) 設置場所

ア 災害対策本部

災害対策本部員室は県庁4階大会議室、災害対策本部室は4階大ホールに置く。

なお、県庁舎が被災のため使用できない場合は、富山県広域消防防災センターに臨時に災害対策本部を設ける。

イ 支部

特別な場合を除き、各総合庁舎内に置く。

ウ 現地災害対策本部

災害現場又は災害現場近くの公共施設等に置く。

(4) 設置の通知等

ア 県職員

災害対策本部が設置されたときは、次により周知する。

(ア) 勤務時間内に設置されたとき

本部員（部局長等）は、直ちにその旨を所属班員（職員）に周知する。

(イ) 勤務時間外に設置されたとき

総務班長（防災・危機管理課長）は、「富山県総合防災情報システム」等により周知する。

イ 防災関係機関等

本部長は、消防庁長官に災害対策本部を設置した旨を通知するとともに、必要があると認めるときは、次に掲げる者に対しても通知する。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊第14普通科連隊長、航空自衛隊第6航空団司令、海上自衛隊舞鶴地方総監部総監

(エ) 厚生労働大臣、国土交通大臣

(オ) 相互応援協定を締結している知事（資料「14-8 防災関係機関連絡先一覧表」）

ウ 報道機関

広報班長（広報課長）は、災害対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(5) 本部員会議

ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次の重要な災害対策について協議する。

(ア) 災害応急対策の基本方針に関すること

(イ) 動員配備体制に関すること

(ウ) 各部班間の調整事項の指示に関すること

(エ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること

(オ) 現地災害対策本部に関すること

(カ) 国、県、市町村、その他防災関係機関との連絡調整に関すること

(キ) 災害救助法の適用申請に関すること

(ク) 国、都道府県、市町村、その他防災関係機関への応援要請に関すること

(ケ) その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること

イ 本部長は、災害対策について協議する必要があるときは、本部員会議を召集する。

ウ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、本部員会議への出席を求めることができる。

エ 本部員は、その所管事項に関し、本部員会議に付議すべき事項があるときは、速やかに本部員会議に付議しなければならない。

(6) 災害対策本部室

ア 災害対策本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として本部室を設ける。

イ 本部室長は、危機管理監をもって充てる。

ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、県民生活・ボランティア班、航空運用調整班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策

チームを配置する。

エ 本部室の所掌業務は次のとおりとする。

- (ア) 各種情報の管理に関すること
- (イ) 各部班の活動状況の把握に関すること
- (ウ) 防災活動全般の調整に関すること
- (エ) 本部員会議の運営に関すること
- (オ) 避難者対策特別チームに関すること
- (カ) 被災市町村支援チームに関すること
- (キ) 災害医療対策チームに関すること
- (ク) その他本部長が指示した事項に関すること

(7) 本部派遣員

本部長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が災害対策本部の事務に協力することを求めることができる。

また、本部派遣員に対し、資材又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

ア 指定地方行政機関

イ 富山県を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊

ウ 市町村

エ 指定公共機関

オ 指定地方公共機関

(8) 非常（緊急）災害現地対策本部との連携

災害対策本部は、国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置したときは、国の現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

(9) 災害対策本部・支部の廃止

本部長は、県の地域において災害が発生するおそれが消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部、支部又は現地災害対策本部を廃止する。

廃止の通知等は、２－（４）設置の通知等に準じて処理する。

また、県は、国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。

第２ 市町村の活動体制

１ 責務（市町村）

市町村は、当該市町村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施する。

２ 活動体制（市町村）

(1) 市町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「市町村本部」

という。)を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

- (2) 市町村は、災害応急対策等のため必要があるときは、県に対し災害対策本部への職員派遣を要請することができる。(参考：災害対策基本法第29条)
- (3) 市町村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、市町村本部が設置された場合に準じて処理する。
- (4) 市町村は、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及びサービスに関する基準を定めておく。
- (5) 市町村は、市町村本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署及び関係防災機関に通報する。
- (6) 市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、市町村長(市町村本部長)は、法に基づく救助事務を実施又は補助する。この場合における市町村の救助体制についても、あらかじめ定めておく。
- (7) 勤務時間外の災害発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

なお、市町村は、災害対策本部において災害情報を一元的に把握し、県災害対策本部と共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

第3 防災関係機関の活動体制

1 責務(各防災関係機関)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に関わる災害応急対策を実施するとともに、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

2 活動体制(各防災関係機関)

- (1) 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。
- (2) 県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対し、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第4 災害救援ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。

このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。

ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。

1 ボランティア班の設置(県危機管理局)

県災害対策本部室に、ボランティア班を設置する。

(1) ボランティア班の主な業務

ア 富山県災害救援ボランティア本部(以下「県ボランティア本部」という。)との総合的な連絡調整を行う。

- イ 県ボランティア本部の運営に必要な事務機器や通信機器等の活動用資機材のあつせん、提供及び救援ボランティア活動に必要な物資等の調整に努める。
- ウ 必要に応じ、広報班を通じ、救援ボランティアに関する情報を報道機関に提供する。

2 富山県災害救援ボランティア本部の設置（県生活環境文化部）

県災害対策本部が設置された場合は、県、総合支援センター及び県社会福祉協議会は、連携して速やかに県ボランティア本部を設置するものとする。

県ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡等を広く広報するとともに、必要に応じ、日本赤十字社富山県支部等協力関係団体にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1) 設置場所

県ボランティア本部は、富山県総合福祉会館内に設置するものとする。

(2) 機能・業務

- ア 県災害対策本部及び市町村災害救援ボランティア本部との連絡調整
- イ 市町村災害救援ボランティア本部間のボランティア及び災害救援ボランティアコーディネーターなど相互支援活動の調整
- ウ 協力関係団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- エ ボランティア活動に関する広報・情報提供
- オ ボランティア活動参加申出者への対応
- カ 活動用資機材の調達（県災害対策本部との連携）
- キ 「東海北陸ブロック県市社会福祉協議会災害応援協定」等に基づく支援要請
- ク 全国社会福祉協議会や県外からの災害救援団体（災害救援NPO等）との連絡調整

3 市町村災害救援ボランティア本部（市町村）

市町村災害対策本部が設置された場合は、市町村及び市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）は、連携して、速やかに市町村災害救援ボランティア本部を設置するものとする。

市町村災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1) 設置場所

市町村災害救援ボランティア本部は、市町村災害対策本部との連携が図れる場所（施設）に設置するものとする。

市町村及び市町村社協は、あらかじめ協議して設置場所を定めておくものとする。

(2) 機能・業務

- ア 市町村災害対策本部、県ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整
- イ 現地事務所間の災害救援ボランティアコーディネーターやボランティア等の配置・連絡調整
- ウ 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- エ 相談窓口（電話）の設置
- オ ボランティア活動参加申出者への対応

- カ ボランティアの受入れ
- キ 活動用資機材の調達（市町村災害対策本部との連携）
- ク 救援物資の仕分け、搬送
- ケ 地域内への広報

4 災害救援ボランティア現地事務所（市町村）

市町村災害救援ボランティア本部は、被災地の状況に応じて必要がある場合には、ボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報するものとする。

なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市町村災害救援ボランティア本部が担うものとする。

（1）設置場所

現地事務所は、ボランティア活動が円滑に行える場所（施設）に設置するものとする。

（2）機能・業務

- ア 市町村災害救援ボランティア本部との連絡調整
- イ ボランティアニーズ及び被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入れ
- エ コーディネート
- オ 救援物資の整理配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ 現地での支援活動
- ク ボランティアの健康管理

第5 帰宅困難者対策（県危機管理局、市町村）

都市部には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が入り、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通が途絶し、自宅に帰ることができない人々が多数発生することが予想される。

このため、県は、このような帰宅困難者を支援するため、防災関係機関との応援協定の締結等を推進する。

1 徒歩帰宅支援ステーション

（一社）日本フランチャイズチェーン加盟店及び富山県石油商業組合加盟店（以下「加盟店」）は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」等に基づき、帰宅困難者を支援するため徒歩帰宅支援ステーションを設置する。徒歩帰宅支援ステーションは、住民に広く周知を図るため「支援ステーション・ステッカー」を店舗に掲出するものとする。

2 徒歩帰宅支援ステーションの支援内容

- （1）水道水、トイレ等の提供
- （2）地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報の提供

（資料「12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」

「12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」）

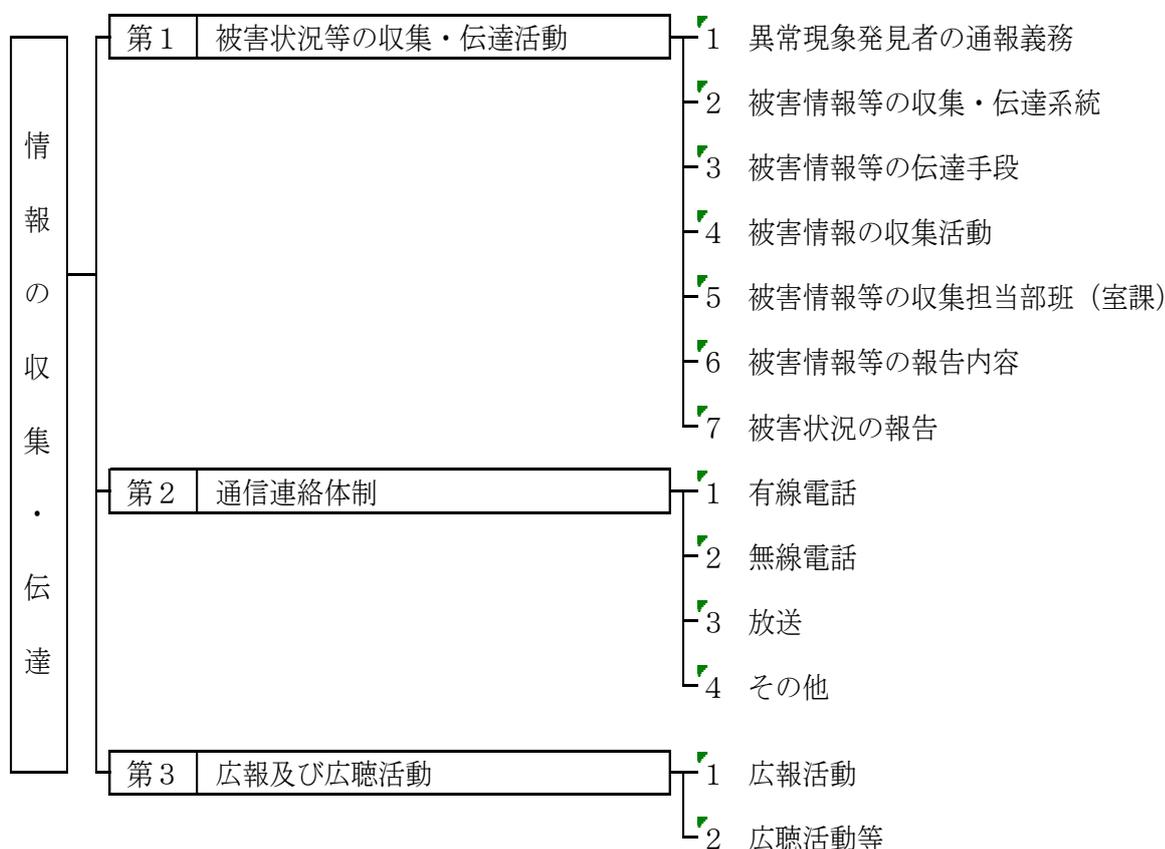
3 その他

(株)北陸銀行は、「災害時等の応援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレの提供等を実施する。(資料「12-39 災害時等の応援に関する協定書」)

第4節 情報の収集・伝達

県、市町村及び防災関係機関は、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

対策の体系



第1 被害状況等の収集・伝達活動

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

1 異常現象発見者の通報（伏木海上保安部、県警察本部、市町村）

被害が発生し、又は発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

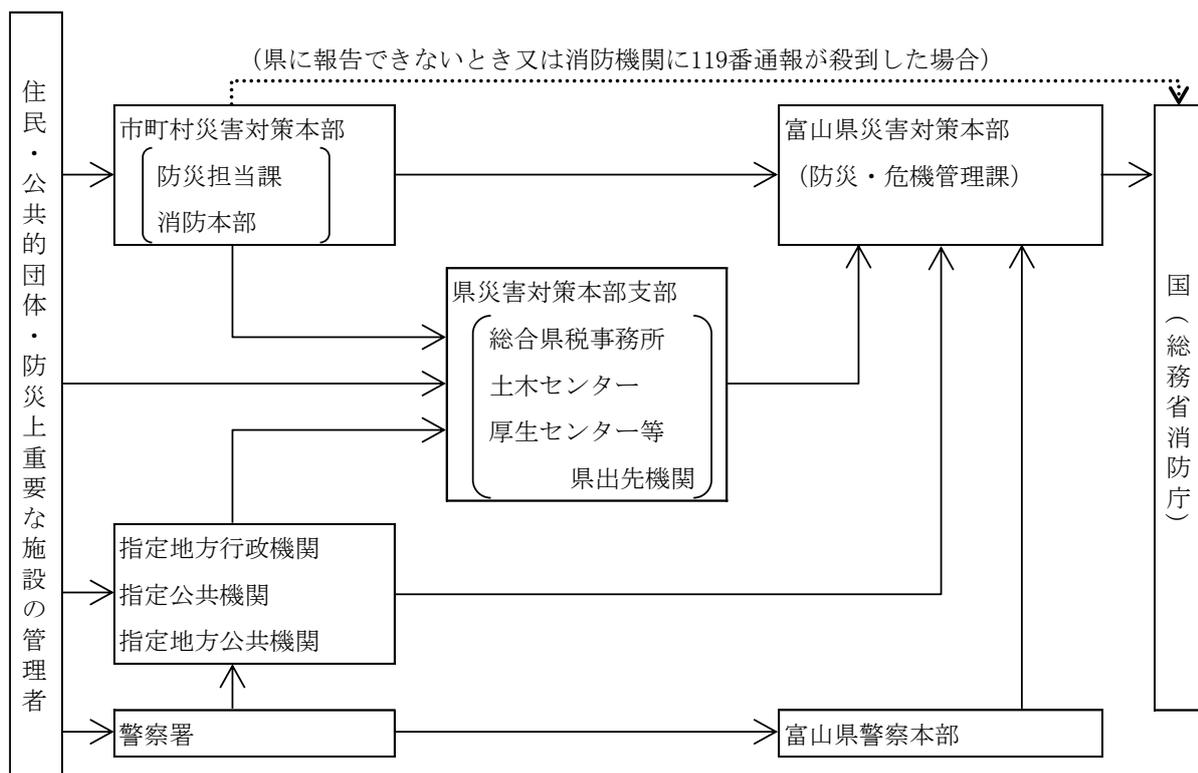
この場合において、通報を受けた警察官又は海上保安官は、速やかに市町村長に通報する。

また、市町村長は、必要な関係機関に通報する。

2 被害情報等の収集・伝達系統（各防災関係機関）

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。

なお、水防活動に係る情報の収集・伝達系統は「富山県水防計画」に定めるとおりとする。



※ () 内は、災害対策本部が設置されない場合を示す。

3 被害情報等の伝達手段（各防災関係機関）

県及び市町村、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- (1) 有線が途絶した場合は、防災行政無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行うことも考慮し、さらに、災害対策用移動通信機器の輸送に困難な場合には、ヘリ等の航空機を保有する関係機関への輸送の要請について検討することとする。
- (2) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。
- (3) 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。

このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。

4 被害情報の収集活動（県各部局）

概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。

このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。

- (1) 市町村、消防本部からの情報収集

被災市町村又は被災周辺市町村から、県総合防災情報システム等により情報を収集する。

- (2) 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

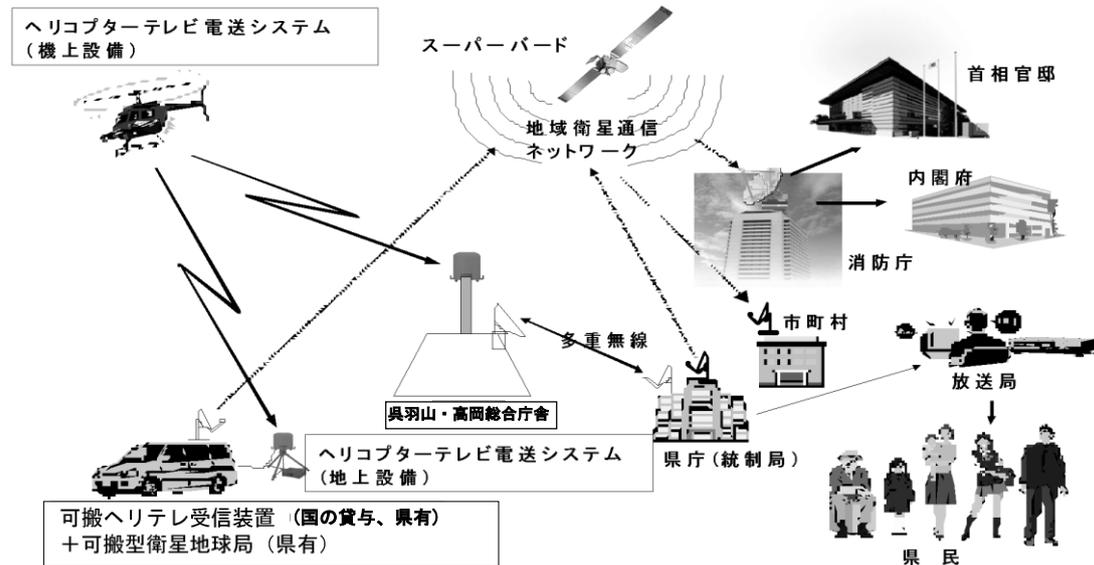
- (3) ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集

県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機の上空からの目

視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。

また、無人航空機を保有する機関においては、必要に応じて撮影等により情報を収集する。

富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム



(4) 被災地へ派遣した職員からの情報収集

被災地、被災市町村の災害対策本部、避難所、二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し、携帯電話、無線により、情報を収集する。

(5) 防災関係機関からの情報収集

ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を、電話、無線により収集する。

(6) テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

(7) アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟富山県支部の協力を得て情報を収集する。

(8) 民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

(9) インターネットによる情報収集

インターネットにより情報を収集する。

5 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各局局）

被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。

被害項目	担当部班	備考（室課名）
人的・家屋被害	危機管理局 総務班	防災・危機管理課
社会福祉施設被害	厚生部 災害救助班	厚生企画課
医療施設被害	厚生部 医務班	医務課
商業・工業被害	商工労働部 商工企画班	商工企画課
農業・水産・林業被害	農林水産部 農林水産企画班	農林水産企画課
公共土木施設被害	土木部 建設技術企画班	建設技術企画課
公共文教施設被害	文教部 教育企画班	教育企画課
公営企業施設被害	公営企業部 経営管理班	経営管理課

電力施設被害	商工労働部 商工企画班	商工企画課
ガス施設被害	生活環境文化部 環境保全班	環境保全課
上水道施設被害	厚生部 生活衛生班	生活衛生課
通信施設被害	経営管理部 管財班	管財課
県庁舎被害	経営管理部 管財班	管財課
鉄道施設被害	地方創生部 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室
空港施設被害	地方創生部 航空政策班	総合交通政策室

※1 災害が広範囲な場合においては、関係機関の協力を得て実施する。

2 担当部班は、被害情報をとりまとめ、速やかに総合政策部総務班（防災・危機管理課）に報告する。

6 被害情報等の報告内容（県各部署）

被害状況に関する内容は次のとおりである。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害状況
- オ 応急措置状況
- カ その他必要な事項

7 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機関）

県、市町村、その他関係機関は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国（消防庁）へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

県及び市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

(1) 災害即報

ア 県

県は、被害が発生したときは、市町村等から人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を直ちに国（総務省消防庁経由）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況について、随時、国（総務省消防庁経由）に報告するとともに関係機関へ連絡する。

イ 市町村

(ア) 市町村（防災担当課、消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び水害、土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(イ) 県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁経由）に直接報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住居登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

(ウ) 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに国（総務省消防庁経由）及び県災害対策本部（防災・危機管理課）へ同時に報告する。

ウ その他の機関

被害の状況を速やかに県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。（消防庁への被害情報報告先は資料編に掲載）

(2) 災害確定報告

ア 市町村 応急措置が完了した後、10 日以内に、県災害対策本部(防災・危機管理課)に報告する。

イ 県 応急措置が完了した後、20 日以内に、国（総務省消防庁経由）に報告する。

（資料「11-2 知事に対して行う災害報告事項」）

第2 通信連絡体制

県、市町村及び防災関係機関は、震災応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、災害応急活動を円滑に遂行する。

国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等に関係機関に共有するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うもの

とする。

1 有線電話（NTT西日本、各防災関係機関）

（1）災害時優先電話

電話回線が異常に輻輳した場合においても、NTTが行う発信規制や輻輳している所への通信規制の対象とならない加入電話であり、あらかじめNTT西日本富山支店の指定を受けるとともに、着信防止措置をとり、災害対策上支障がないよう措置しておく。

（2）専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

2 無線電話（県危機管理局、県経営管理部、NTTドコモ）

（1）県防災行政無線

災害時には、県防災行政無線が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、映像伝送機能を活用するとともに、可搬型衛星地球局による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能を活用する。

また、県は必要に応じ、(一財)自治体衛星通信機構を通じ、必要回線の割付けを行う。

(資料「7-2 富山県防災行政無線系統図」)

（2）防災相互無線

防災相互通信用周波数には、158.35 MHz と 466.775MHz の 2 波があり、都市部や石油コンビナート等における大規模災害時において、無線局相互間での連絡等に活用する。

(資料「7-5 富山県防災相互通信無線局」)

（3）携帯電話

県は携帯電話の一部を災害時優先電話として登録し、積極的に活用する。

（4）衛星通信

県は、衛星通信を整備し、積極的に活用する。

（5）移動体通信事業者が提供するサービス

県は、携帯端末の緊急速報メール機能等の移動体通信事業者が提供するサービスを導入し、積極的に活用する。

（6）公衆無線 LAN サービス

県は、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者等に対し、無料開放を行うよう働きかける。

3 放送（県経営管理部、市町村、各放送局）

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」及び「通信設備の優先利用等に関する協定」に定めた手続きにより、放送機関に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。なお、市町村長は、知事を通じて依頼する。

（1）依頼の手続き

次の事項を明記のうえ、文書をもって依頼するが、特に緊急を要する場合は、口頭、電話によ

り依頼し、後刻速やかに文書を提出する。

ア 放送を求める理由

イ 放送の内容

ウ 発信者名及び受信の対象者

エ 放送の種類

(2) 放送の依頼先

ア 日本放送協会富山放送局

イ 北日本放送株式会社

ウ 富山テレビ放送株式会社

エ 株式会社チューリップテレビ

オ 富山エフエム放送株式会社

カ 富山県ケーブルテレビ協議会

(資料「12-3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」

「12-3 通信設備の優先利用等に関する協定について」)

4 その他(各防災関係機関)

災害に関する情報連絡を迅速に行うため、市町村防災行政無線(地域防災無線を含む。)等他機関の無線通信施設を利用することができるものとする。

(1) 利用できる主な施設

ア 警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法第11条で定める業務を行う機関の保有する無線

通信施設名	通信系統
市町村防災行政無線	市町村とその集落及び防災関係機関等を結ぶ回線
消防防災無線	消防庁と都道府県を結ぶ回線
中央防災無線	官邸及び内閣府等(防災関係省庁を含む。)と都道府県を結ぶ回線
国土交通省回線	国土交通省と同省の出先機関並びに都道府県を結ぶ回線
警察庁回線	警察庁と都道府県警察を結ぶ回線
気象庁回線	気象庁と気象庁の出先機関を結ぶ回線
海上保安庁回線	海上保安庁と海上保安庁の出先機関を結ぶ回線
消防・救急無線	消防機関等相互を結ぶ回線
県警察無線	県内の警察機関相互を結ぶ回線
鉄軌道無線	西日本旅客鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、万葉線(株)の各関係機関を結ぶ回線
電気事業用無線	北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)の各関係機関を結ぶ回線

イ 非常通信協議会の構成員の保有する無線

(資料「7-7 各市町村から対県通信計画」、「7-8 富山地区非常通信協議会構成員名簿」)

ウ 前号以外で無線局を有する機関の無線

(2) 相互協力

発受信者と無線局の設置者は、非常通信協議会等を通じて、事前に十分に協議を行い、災害時の通信の確保に協力するものとする。

第3 広報及び広聴活動

震災時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状

況や各種の生活情報を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

なお、県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

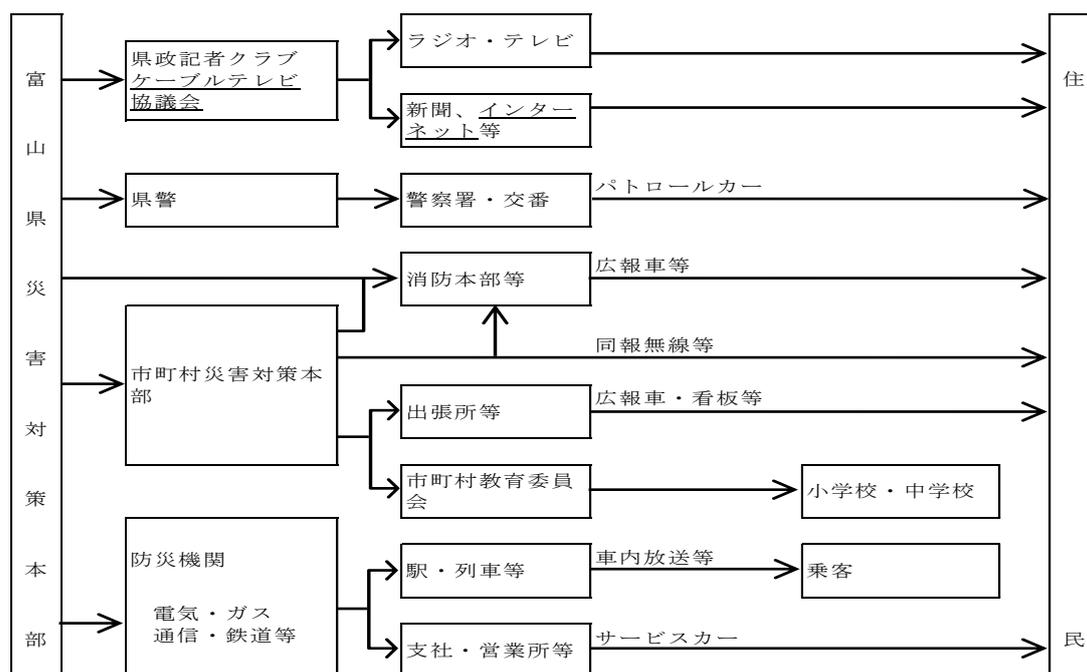
また、速やかな復旧を図るため、各防災関係機関が連携をとりながら広聴活動を実施し、被災者の要望事項の把握に努める。

1 広報活動（各防災関係機関）

（1）実施機関

各機関が関係機関と連絡をとりながら、適切かつ迅速に行う。

震災時の広報活動フロー



（2）広報活動の内容

ア 広域災害広報

県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

（ア）発災直後の広報

- a 災害発生状況（人的被害、住家被害等の概括的被害状況）
- b 道路情報（道路通行不能等の道路交通情報）
- c 公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害、運行状況）
- d 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）

e 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(イ) 応急復旧活動段階の広報

- a 災害発生状況（人的被害、住家被害等市町村より報告された被害状況の集計値）
- b 住民の安否情報（市町村毎にとりまとめた被災者の氏名等）
- c 給食・給水実施状況（市町村への支援状況等）
- d 生活必需品の供給状況その他生活に密着した情報（県全域にわたる情報等）
- e 河川・港湾・橋梁等公共土木施設の被災、復旧状況
- f 道路情報（道路通行不能等の道路交通情報）
- g 公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害、運行状況）

(ウ) 支援受入れに関する広報

- a 必要なボランティア情報（県外からの支援者の受入れ調整等）
- b 義援金・救援物資の受入に関する情報

(エ) 被災者に対する広報

- a 被災者相談窓口の開設状況
- b 県民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(オ) その他必要事項

イ 地域災害広報

地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア) 発災直後の広報

- a 災害発生状況（家屋の倒壊、火災等災害発生状況）
- b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
- c 交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、運行状況等）
- d 地域住民のとるべき措置（火災防止、流言飛語の防止、近隣助け合いの呼びかけ等）
- e 避難指示（避難地域の状況、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況等）
- f 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(イ) 応急復旧活動段階の広報

- a 地域住民の安否情報（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- b 給食・給水の実施状況、生活必需品の配布状況その他生活に密着した情報（水道管等地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

(ウ) 支援受け入れに関する広報

- a 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
- b 義援金・救援物資の受入れに関する情報

(エ) 被災者に対する広報

- a 被災者への相談サービスの開設状況

(オ) その他必要事項

(3) 災害報道

災害時においては、予警報、二次災害の警戒情報等を迅速に伝達するとともに、情報の混乱から生じるパニックを防止することも大切である。

また、ライフラインの復旧状況等、住民が知りたい生活情報をより速く、的確に伝えることで人心を安定させ、社会的混乱を最小限にとどめることが必要である。

特に、放送による災害報道は、広範囲にしかも迅速に伝達されるため、災害時の情報伝達にあたって積極的に活用するものとする。

ア 報道機関への発表

県、市町村及びその他防災関係機関は、報道機関に対して、災害の規模等に応じて、定期的又は随時に、被害状況、応急活動状況等必要事項を発表するとともに、積極的に資料を提供するものとする。

(ア) 災害に関する情報の報道機関への発表は、災害情報、被害状況及び応急活動等状況の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

(イ) 発表は、原則として災害対策本部広報班長（広報課長）が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部広報班長（広報課長）に発表事項及び発表場所について連絡するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

(ウ) 防災関係機関は、報道機関に対して災害に関する情報を発表した場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部広報班長（広報課長）へ報告するものとする。

イ 災害報道の実施

情報の提供にあたっては、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人に十分配慮するよう努めるものとする。

(4) 関係機関の応援協力関係

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。また、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人等に十分配慮するよう努めるものとする。

イ 各防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

(5) 安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等公表

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、対応するよう努めるものとする。

2 広聴活動等（県経営管理部、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、次のとおり広聴活動等を実施する。

(1) 総合窓口の設置

災害対策本部に被災者からの相談、要望、苦情を受け付ける総合窓口を設置し、専任職員を配置する。

(2) 広聴活動の実施

ア 県

災害の規模や現地の状況を勘案し、又は被災市町村の要請に基づき、次のとおり市町村の広聴活動を支援する。

(ア) 被災地を巡回して移動相談を実施する。

(イ) 関係市町村と連携をとりながら、被災地及び避難所に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情を聴取し、速やかに関係各部局に連絡して適切な処理に努める。

(ウ) 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を配置して警察関係の相談にあたる。

イ 市町村

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、関係機関と連絡し、適切な処理に努めるとともに、地域住民の安否情報の収集に努めるなど、強力な広聴活動を実施するものとする。

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

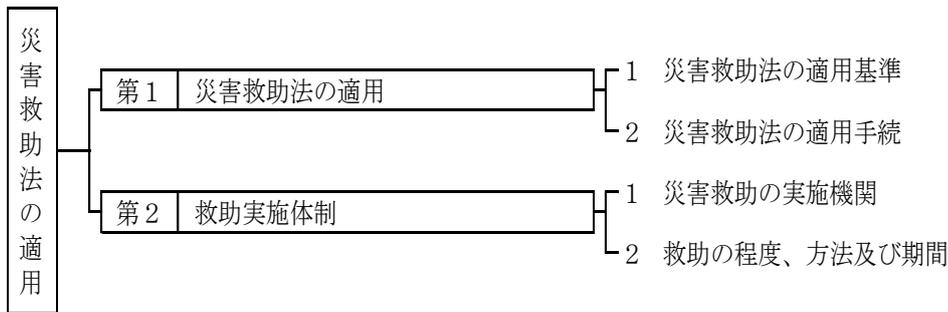
県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 災害救助法の適用

県内において、市町村の区域を単位として住家の滅失した世帯数が一定規模以上であること、多数の者が生命、身体に危害を受けあるいは受けるおそれが生じた場合であること、そして、被災者が現に救助を要する状態にあるときには、知事は災害救助法を適用する。

対策の体系



第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準（県危機管理局）

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本県における具体的適用基準は次のとおりである。（資料「5-1-2 富山県における災害救助法の適用基準」）

- (1) 市町村における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が基準以上であること。
- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が1,500世帯以上で、市町村の被害世帯数が基準以上であること。
- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（資料「5-1-1 災害救助法の過去の適用例」）

2 災害救助法の適用手続（県危機管理局、市町村）

- (1) 災害に際し、市町村における災害が、前記1の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちに被害状況を知事に報告する。
- (2) 知事は、市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村に指示するとともに、内閣府に情報提供する。
- (3) 災害救助法を適用したときは、富山県災害救助法施行規則（昭和41年富山県規則第24号）第3条により、告示する。

第2 救助実施体制

1 災害救助の実施機関（県厚生部、県関係部局）

- (1) 災害救助法が適用された場合の救助は、県が実施機関となる。
- (2) 災害救助法第13条第1項の規定により、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うことができる。（以下「救助の委任」という。）この場合、市町村長が行う事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知する。（災害救助法施行令第17条第1項）
- (3) 救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市町村長が救助を開始し、事後、知事に報告する。
- (4) 物資や土地の収用等にかかる災害救助法第7条から第10条までに規定する事務について救助の委任をした場合は、県は直ちに公示する。

2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局）

- (1) 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。（富山県災害救助法施行規則別表第1）
- (2) 内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。

<救助の種類・期間>

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の供与	災害発生の日から7日以内 (おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間内)
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服・寝具その他生活必需品の給(貸)与	災害発生の日から10日以内
医 療	災害発生の日から14日以内
助 産	分娩した日から7日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から3月以内 (国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては6月以内)
生業に必要な資金の貸与	災害発生の日から1月以内
学用品の給与 (教科書)	災害発生の日から1月以内
(文房具)	災害発生の日から15日以内
埋 葬	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

※ 救助の適切な実務が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。

(令第3条第2項)

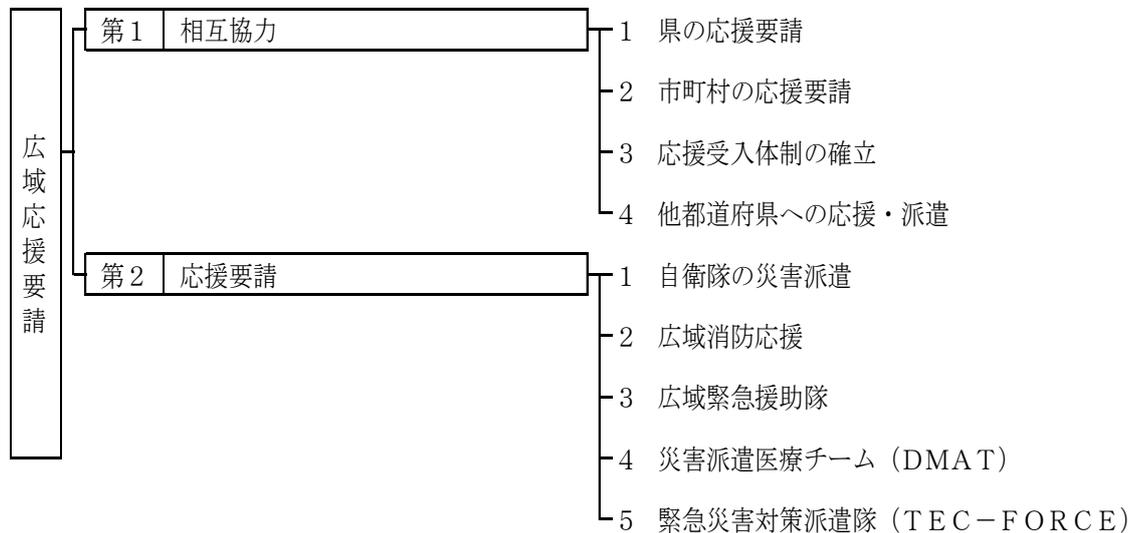
また、医療、助産、死体の処理（死体の洗浄・縫合等）については、日本赤十字社富山県支部に委託している。

(「資料12-10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書」)

第6節 広域応援要請

災害の規模や情報収集した被害状況から、防災関係機関だけでは対応が困難な場合は、相互応援協定等に基づく広域応援要請や自衛隊の災害派遣要請を迅速、的確に行う。

対策の体系



第1 相互協力

災害が発生した場合、各防災関係機関は、必要に応じて、他の機関や団体などに協力を求めるなどして、災害対策を円滑かつ効果的に実施することが必要である。

特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「富山県災害時受援計画」に基づき、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。

1 県の応援要請（県危機管理局）

（1）他市町村への応援指示

知事は、市町村の行う災害応急対策を応援するため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し次の事項を示し、当該地の市町村が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、必要な指示又は調整を行う。

- ア 応援を求める理由
- イ 応援を必要とする人員、物資
- ウ 応援を必要とする場所、期間
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他応援に関し必要な事項

（2）他都道府県への要請

ア 相互応援協定に基づく要請

知事は、必要があると認めるときは、中部9県1市の「災害応援に関する協定」、石川県及び福井県との「北陸三県災害相互応援に関する協定」又は新潟県との「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、次の事項を明らかにして応援を求める。また、「被災市区町村応援職員確保システム」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」に基づき、ブロックの幹事県、総務省等に対し、応援を要請する。

（ア）被害の状況

（イ）次に掲げるものの品名、数量等

- a 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- b 救援及び救助活動に必要な車両、船舶等

（ウ）救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の職種別人員

（エ）応援の場所及び応援場所への経路

（オ）応援の期間

（カ）その他必要な事項

（資料「12-6-2 災害応援に関する協定書」「12-7 北陸三県災害相互応援に関する協定」「12-8 災害時の相互応援に関する協定書」「12-6-1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」）

（3）国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん要請

ア 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節について同じ。）に対する職員派遣要請

知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって、当該機関の職員の派遣を要請する。

（ア）派遣を要請する理由

- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 応急対策職員派遣制度に基づく応援の必要性
- (カ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 内閣総理大臣に対する職員派遣のあっせん要請

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、次の事項を記載した文書をもって指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんに求める。

- (ア) 派遣のあっせんに求める理由
- (イ) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(4) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対する応急対策の要請

知事は、必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請する。

(5) 公共的団体・民間団体等に対する要請

知事は、必要があると認めるときは、県の地域内における公共的団体・民間団体に対し協力を要請する。

2 市町村の応援要請（市町村）

(1) 他市町村への要請

市町村長は、必要があると認めるときは、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

(2) 県への要請

ア 県への応援要請

市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって県の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (ア) 災害の状況及び応援を求める理由
- (イ) 応援を希望する人員、物資等
- (ウ) 応援を必要とする場所、期間
- (エ) 応援を必要とする活動内容
- (オ) その他必要な事項

イ 知事に対する職員派遣のあっせん要請

市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって指定地方行政機関又は特定公共機関*の職員の派遣につい

てあつせんを求める。

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請

市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 公共的団体、民間団体等に対する要請

市町村長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体に協力を要請するものとする。

※ 特定公共機関

その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれの地域を限って内閣総理大臣が指定するもの。

3 応援受入体制の確立（県危機管理局、市町村）

(1) 連絡体制の確保

県及び市町村は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速、的確にその状況を把握し、国、関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報連絡を行う。

県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(2) 受入体制の確保

県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。

また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

また、指定公共機関が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

4 他都道府県への応援・派遣（県危機管理局）

県は、他都道府県において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で応援要請がされた場合は、災害対策基本法に基づき、他都道府県に対し応援を実施するものとする。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(1) 支援体制の確保

県は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合には、迅速に被災都道府県への物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確保する。

(2) 被害情報の収集

県は、応援を迅速かつ的確に行うため、被災地の被害情報の収集を速やかに行い、支援活動を検討する。

(3) 応援の実施

県は、収集した被害情報に基づき応援の決定を行い、被災都道府県への職員の派遣、物資の供給の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

また、県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第2 応援要請

災害の規模や情報収集した被害情報から、自衛隊等の派遣を要請する必要がある場合、知事は、直ちに自衛隊等に派遣要請するものとする。

1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、県危機管理局、市町村、各関係機関）

知事は、災害が発生し必要がある場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(1) 災害派遣要請の手続き

自衛隊に対する災害派遣要請手続きは、次のとおりである。

ア 要請者 知事

イ 要請手続

知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(資料「12-1 自衛隊災害派遣要請依頼書」「12-2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書」)

ウ 要請文書あて先

あて先	所在地	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊長	〒921-8520 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監	〒625-8510 京都府舞鶴市余部下1190	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令	〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267	0761-22-2101

(2) 災害派遣要請の依頼手続き

ア 依頼者 市町村長又は関係機関の長

イ 依頼手続

市町村長又は関係機関の長が、知事に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により防災・危機管理課に依頼し、事後、速やかに文書を送達する。また、通信の途絶等により、市町村長が知事に対して、災害派遣要請の依頼ができない場合は、直接、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を部隊に通知し、事後、速やかに所定の手続きを行う。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(3) 自衛隊の自主派遣

ア 自衛隊指定部隊等の長は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

(ア) 災害に際し、関係機関に対して、当該災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報活動を行う場合。

(イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置をとる必要がある場合。

(ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。

(エ) その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがない場合。

イ 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに、部隊の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施する。

ウ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

(4) 自衛隊との連絡

ア 情報の交換

県及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。

イ 連絡員の派遣依頼

県は、災害が発生した場合、陸上自衛隊第14普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部及び航空自衛隊第6航空団に対し、県災害対策本部（本部設置前には、防災・危機管理課）への連絡幹部の派遣を依頼し相互の連携をとるとともに、県庁内に自衛隊連絡所を設置する。

(5) 災害派遣部隊の受入体制

ア 災害救助復旧機関との調整

知事及び市町村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効果的に作業を分担するよう配慮する。

イ 作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊が作業を速やかに開始できるよう、次の基準により計画を立てる。

また、作業実施に必要な資材を整えるとともに、諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

- (ア) 作業箇所及び作業内容
- (イ) 作業の優先順位
- (ウ) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (エ) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

ウ 活動拠点の確保

知事及び市町村長は、次の活動拠点を確保する。

- (ア) 宿舎（テント設営敷地を含む。）
- (イ) 資機材置場、炊事場
- (ウ) 駐車場
- (エ) ヘリコプター離着陸場

場所は、被災地近傍の公園、グラウンド等が適切で、面積は、連隊（千人規模）で約15,000㎡、師団（約1万人程度）で約140,000㎡以上の地積が必要である。

（資料「8－8 自衛隊ヘリコプター諸元」「8－10 ヘリポートの準備」）

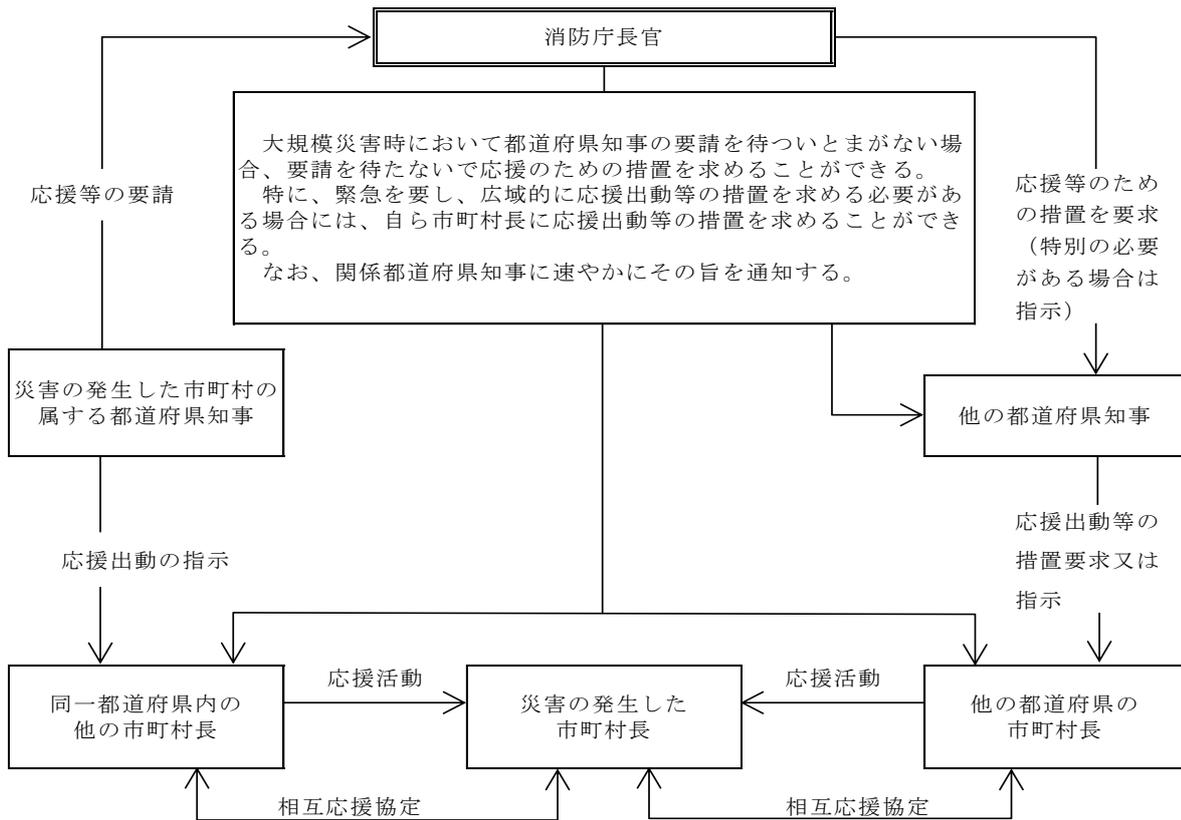
(6) 災害派遣の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、速やかに捜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積みこみ等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

2 広域消防応援（県危機管理局、市町村）

被災市町村長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、他の消防に応援、支援を要請するものとする。

大規模災害時における緊急の広域消防応援フロー
(消防組織法第44条関係)



(1) 市町村消防相互の応援協力

県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法第39条の規定に基づき、昭和44年3月7日、県内市町村相互の応援協定を締結している。

(資料「12-9富山県市町村消防相互応援協定」「12-5県及び市町村等の応援協定締結状況」)

被災市町村長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、県下の他の消防に対し、富山県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

(2) 消防庁長官への応援要請

知事は、市町村長からの要請又は自らの判断により、県内の消防力をもってしても、被災地の災害防御に対応できないと認める場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣を消防庁長官に要請するものとする。

ア 緊急消防援助隊

国内で発生した大規模災害時に、全国の消防機関による迅速な援助体制を確保するため、消防組織法第45条に基づき、各都道府県に緊急消防援助隊が編制されている。

知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣を要請するものとする。

(資料「12-13 各都道府県が被災地となった場合に24時間以内に到着する都道府県隊一覧」)

イ 広域航空消防応援

大規模特殊災害時において、迅速かつ効果的な人命救助活動等を行うためには、ヘリコプター等の航空機を活用した消防活動や応援援助隊を早期に派遣することが極めて有効である。

知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプター等による応援を要請し、当該応援の要請を受けた都道府県等は、円滑かつ迅速にこれに応ずるものとしている。（資料「8-7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」）

3 警察災害派遣隊（県警察本部）

警察災害派遣隊は、国内の大規模災害時に、都道府県の枠を越えて、迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報、交通情報の収集、救助救出、緊急交通路の確保等の活動にあたることを目的として、都道府県警等に設置されている。

公安委員会は、大規模災害が発生した場合には、支援県警察に対し、援助の要求を行うものとし、当該派遣の要求を受けた支援警察は、速やかにこれに応じることとしている。

4 災害派遣医療チーム（DMAT）（県危機管理局、県厚生部）

（1）応援要請

知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、ドクターヘリ、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

（2）広域医療搬送

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に航空搬送する必要があるときは、必要に応じて、富山空港に広域医療搬送拠点を設置し、傷病者の搬送について、自衛隊や消防庁等関係機関に要請する。また、富山空港消防除雪車庫において臨時医療施設（SCU）を設置する。

※広域医療搬送拠点での臨時医療施設（Staging Care Unit、略称「SCU」）

患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設として、必要に応じて、被災地域及び被災地域外の広域医療搬送拠点到設置される。

被災地域に設置されるSCUでは、被災地域内の病院等から集められた患者の症状の安定化を図り、航空機による搬送のためのトリアージを行う。被災地域外に設置されるSCUは、航空機により搬送された患者について、転送される医療機関の調整と転送のためのトリアージを行う。

5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。

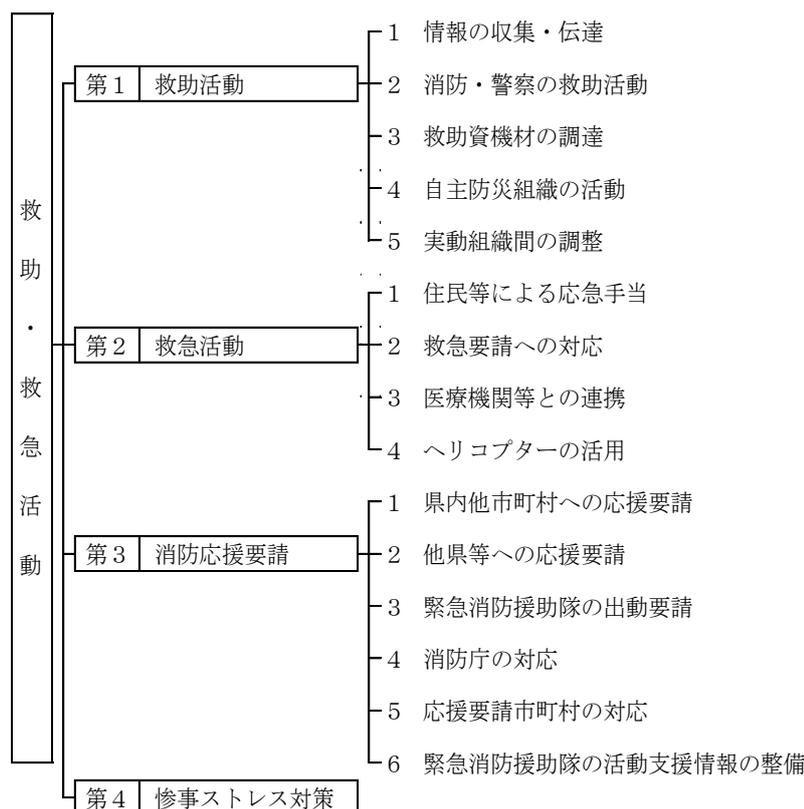
知事又は市町村長は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国土交通省（北陸地方整備局又は各事務所）に対し、派遣要請を行うこととし、当該派遣要請を受けた国土交通省は、迅速にこれに応ずることとしている。

第7節 救助・救急活動

集中豪雨、台風等のときには、風水害により、早急に救助、救急を必要とする事象が多量に発生することが予想される。

このため、消防、警察、自衛隊、海上保安部、施設等の管理者、関係防災機関等は緊密な連携をとりながら、救助、救急活動を迅速に行う。

対策の体系



第1 救助活動

消防、警察、自衛隊及び施設等の管理者は、風水害に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集・伝達（県警察本部、市町村）

消防・警察は、119番・110番通報、住民からの駆け込み通報、参集職員の情報、自主防災組織からの情報提供、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターの情報提供等により被災状況を早期に把握し、救助態勢を整え、収集した被災情報を防災関係機関に連絡する。

2 消防・警察の救助活動（県警察本部、市町村）

- (1) 多発すると思われる救助要請に対しては救助計画をたて、組織的な対策をとる。
- (2) 自主防災組織、住民が独力で救助可能と思われる場合は、自主防災組織等に救助活動を指示する。
- (3) 災害発生初期においては、住民、関係機関等の通報等により活動し、その後は、計画的な搜索

活動を行う。

(4) 要救助者が多数いる場合は、次の事象を優先して救助活動を行う。

ア 救命活動を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできるかぎり自主的な処置を行わせ、他の関係機関と連携した活動を行う。

イ 同時に多数の救助救急活動を要する場合は、被災の程度、傷病者の発生の程度に応じて優先順位を決定する。

(5) 災害の実態、規模に応じて、単独で、また、保有している資機材等で対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、NPO法人全国災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

3 救助資機材の調達（各防災関係機関）

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

4 自主防災組織の活動

(1) 自主防災組織及び自衛消防隊は、まず、自分たちの住んでいる地域ないし事業所内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、消防に連絡する。

(2) 被災状況に応じて自主的に被災者の救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防に協力する。

5 実動組織間の調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

6 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第2 救急活動

消防等は、災害時に大量に発生する傷病者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。また、住民等は、できる限り応急手当を行い救急活動に協力する。

1 住民等による応急手当

住民、自主防災組織及び消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、止血、心肺蘇生（AEDを含む）等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

2 救急要請への対応（市町村）

- (1) 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、消防署の救急車が対応できない場合は、県、市町村、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。
- (2) 救急隊員は、トリアージにより負傷者の状況に応じた応急処置を行う。

3 医療機関等との連携（県厚生部、市町村）

- (1) 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。
- (2) 消防機関は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の被災状況や重傷者の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

4 ヘリコプターの活用（県危機管理局、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、道路・橋梁の冠水・流失、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により救急車が使用できない場合又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター、警察ヘリコプター又は富山県ドクターヘリを活用する。

ただし、傷病者が多数いるため、これらのヘリコプターだけで対応できない場合は他県市、自衛隊及び海上保安部に応援を要請する。

第3 消防応援要請

市町村は、自ら救助・救急活動を実施することが困難な場合、県内他市町村や県へ応援要請を行う。

1 県内他市町村への応援要請（県危機管理局、市町村）

県内他市町村への応援要請は「富山県市町村消防相互応援協定」又は消防組織法第43条による知事の指示により行う。

2 緊急消防援助隊の出動要請（県危機管理局、市町村）

- (1) 緊急消防援助隊の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。
 - ア 災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況
 - イ 応援要請日時、必要応援部隊
 - ウ その他の情報（必要資機材、装備等）
- (2) 県は、市町村から緊急消防援助隊の出動要請を受けた場合又は市町村の要請を待ついとまがない場合は、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請し、その旨を代表消防機関及び当該市町村に対して連絡する。

3 消防庁の対応

消防庁長官は、大規模災害時において知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで、他県等の知事に対し応援のための措置を求めることができることとなっている。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合には、自ら市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。

また、南海トラフ地震等の大規模な災害又は毒性物質等の発散などの特殊な災害等の発生時においては、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができることとなっている。

なお、これらの場合、関係知事に速やかにこの旨を通知する。また、市町村長は受入体制を整備する。

4 応援要請市町村の対応（市町村）

応援要請した市町村は次により受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊が効率的に活動できるよう指揮命令、連絡体制の明確化
- (2) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (3) 応援消防隊に対する給食、宿泊手配等
- (4) 資機材の手配、現場への道案内等

5 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備（市町村）

消防本部は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておくものとする。

- (1) 地理の情報（広域地図、住宅地図等）
- (2) 水利の情報
 - ア 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - イ 水利の所在地
 - ウ 水利地図（広域地図、住宅地図等）
- (3) ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報（ヘリコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等）
- (4) 住民の避難場所の情報
- (5) 宿営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

第4 惨事ストレス対策（各防災関係機関）

救助・救急活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

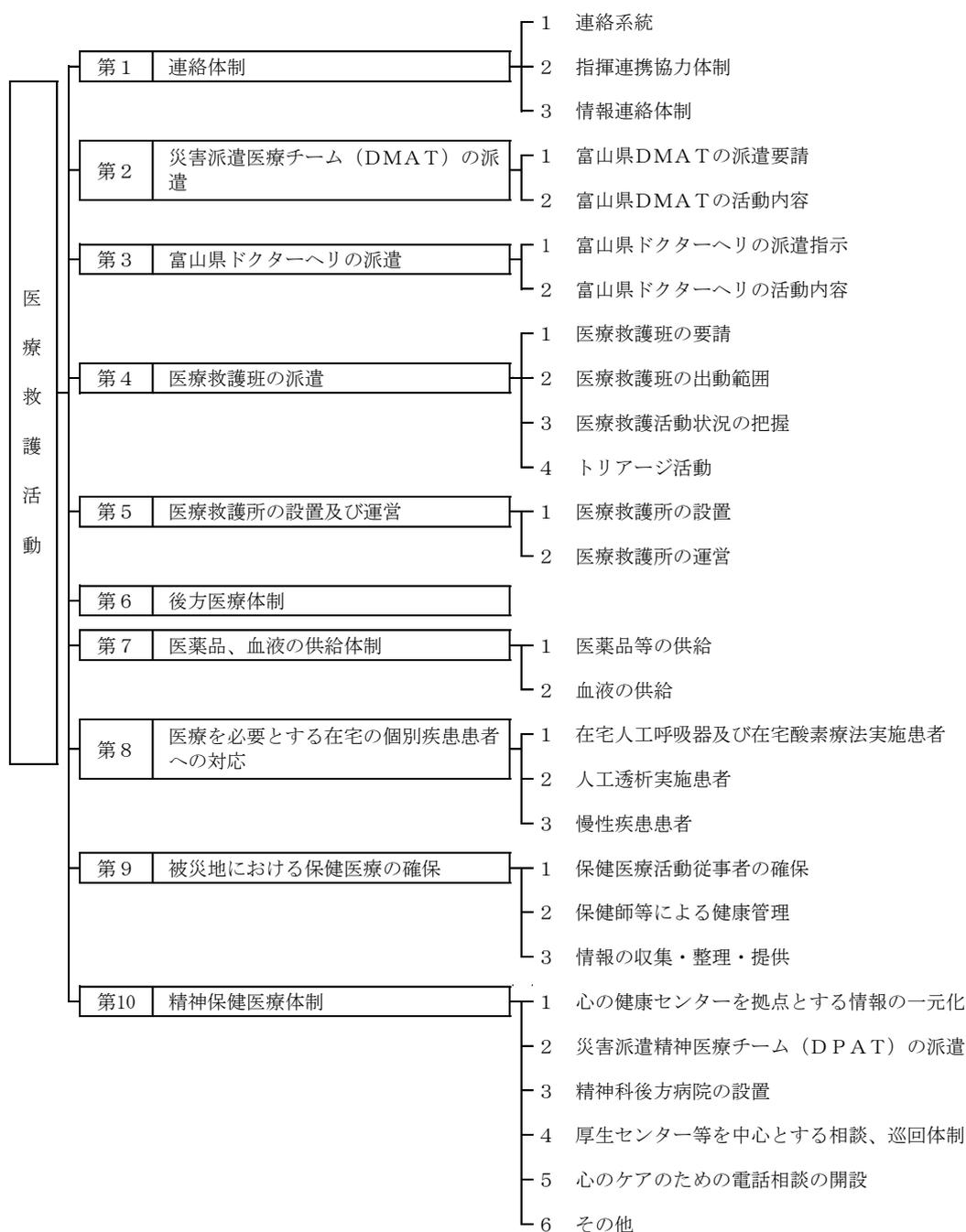
第8節 医療救護活動

災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

医療救護は県民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、県は、各市町村、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

本節では、医療救護に係る連絡体制、医療救護班の派遣、医療救護所の設置及び運営、後方医療体制等の施策を定める。

対策の体系



第1 連絡体制

1 連絡系統（県厚生部）

(1) 連絡系統は、別図のとおりとする。

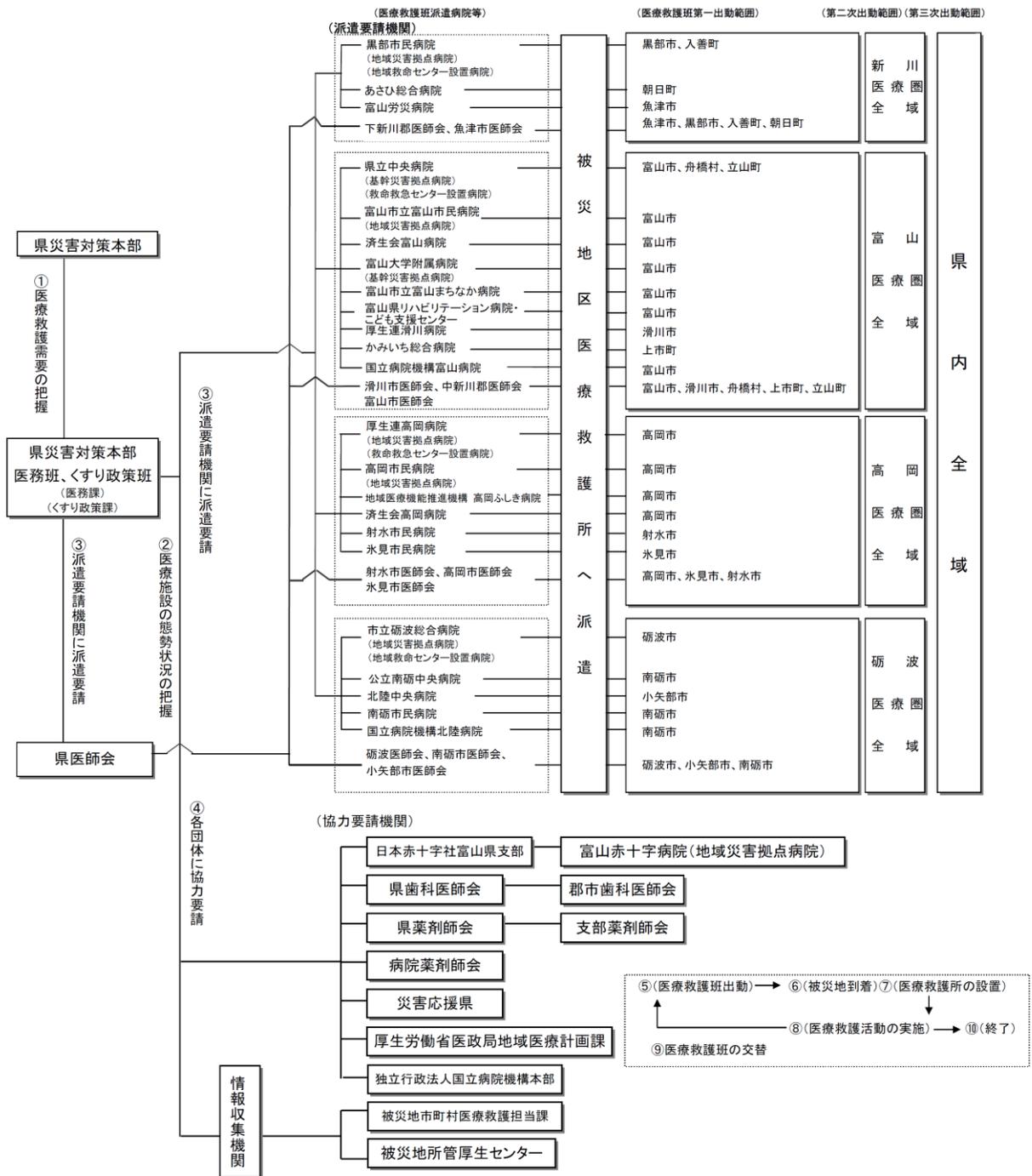
(2) 県災害対策本部医務班は、必要に応じて公的病院及び県医師会等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班等の派遣の要請を行う。

ただし、公的病院及び県医師会等は、次の場合においては、県災害対策本部医務班の要請を待たずに、派遣の要請があったものとして災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等を出動させるものとする。

ア 医療機関の付近において救助を必要とするような災害が発生するなど、緊急でやむを得ない事情が発生したために、即刻出動させる必要がある場合。

イ 県災害対策本部医務班との通信の途絶などのため、要請を待って出動すると、医療救護の時機を失する場合

災害時における医療救護活動指揮連絡系統



2 指揮連携協力体制（県厚生部）

- (1) 医療救護班の基本的な行動については、県災害対策本部医務班の指示に従うものとする。
- (2) 現場における活動については、他団体との連携により実施する。

3 情報連絡体制（県厚生部）

- (1) 医療救護活動に係る連絡体制
 - ア 情報連絡は、指揮連絡系統に基づき、正確かつ迅速に行う。
 - イ 各所轄厚生センターが被災地市町村医療救護担当課の協力を得て、医療救護活動に係る情

報収集を行い、関係機関に伝える。

(2) 後方病院等との連絡体制

後方病院等の被災状況や重症患者の受入れ情報については、広域災害・救急医療情報システムを活用する。

第2 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

1 富山県DMATの派遣要請（県厚生部）

知事は、富山県DMAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DMATの派遣が必要と認められるときは、富山県DMAT指定病院に対して、富山県DMATの派遣を要請する。

富山県DMATの派遣要請があったときは、指定病院の長は、速やかに富山県DMATの派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能なときは富山県DMATを出動させる。

2 富山県DMATの活動内容

富山県DMATの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場等における災害医療情報の収集及び伝達
- (2) 災害現場、応急救護所、被災地内の災害拠点病院等におけるトリアージ、応急処置、搬送、搬送中の診療等
- (3) 災害拠点病院等における他の医療従事者に対する支援
- (4) 広域医療搬送における広域医療搬送拠点等での医療支援
- (5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置

なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難場所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

第3 富山県ドクターヘリの派遣

1 富山県ドクターヘリの派遣指示（県厚生部）

市町村からの要請に対して、富山県ドクターヘリ運航要領に照らして、富山県ドクターヘリの派遣が必要と認められるときは、富山県ドクターヘリ基地病院に対して、富山県ドクターヘリの派遣を指示する。

2 富山県ドクターヘリの活動内容

富山県ドクターヘリの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師等の現場派遣
- (2) 患者の搬送

(3) その他災害現場等における救命活動に必要な措置

第4 医療救護班の派遣

1 医療救護班の要請（県厚生部）

医療救護班の出動の要請は、医療救護班派遣要請書により行う。

（資料「9-9 医療救護班設置要綱（医療救護班派遣要請書）」）

2 医療救護班の出動範囲（県厚生部）

(1) 災害時の医療救護班の出動範囲は、原則として、医療救護班派遣病院が所在する市、町又は各郡市医師会の会員が所在する市町村とする。

ただし、当該市、町の公的病院及び当該郡市医師会の医療救護班のみで対応できない場合は、近隣の公的病院の及び各郡市医師会の医療救護班が出動する。（資料「9-2 公的病院名簿」）

(2) 公的病院が所在しない町、村で災害が発生した場合は、各医療圏の災害拠点病院及び各郡市医師会を中心とした医療救護班が出動する。

3 医療救護活動状況の把握（県厚生部）

公的病院及び所轄厚生センターは、被災地の医療救護活動状況を県災害対策本部医務班に報告する。

4 トリアージ活動（県厚生部）

被災現場及び医療救護所におけるトリアージは、各医療救護班が責任をもって行う。

第5 医療救護所の設置及び運営

1 医療救護所の設置（市町村）

市町村は、災害後、あらかじめ指定した医療救護所の中から医療救護所を設置する。ただし、指定した医療救護所以外にも必要な場所があれば、適宜、医療救護所を設置する。

2 医療救護所の運営（県厚生部、市町村）

(1) 医療救護班は、医療救護所を中心として医療救護活動を実施する。

(2) 医療救護所の管理者は、市町村災害対策本部の指示により活動する。

(3) 市町村は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合には、避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（避難所救護センター）の設置運営を行う。

(4) 避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行う。また、災害時歯科医療救護マニュアルに基づき、県歯科医師会の協力を得て、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

第6 後方医療体制（県厚生部）

1 後方病院は、病院建築物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。

2 県は、後方病院のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請

する。

- 3 県は、後方病院のライフラインの復旧までの間、後方病院への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。

第7 医薬品、血液の供給体制

1 医薬品等の供給（県厚生部）

(1) 災害直後の初動期の医薬品等の供給

県は、医療圏毎に備蓄している緊急用医薬品等を市町村や医療救護班等の要請に応じて、速やかに供給する。

不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達し供給する。

（資料「9-15 富山県災害用医薬品備蓄品目一覧」

「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」）

(2) 3日目以降の医薬品等の供給

県は、災害発生3日目以降の被災者に対する必要な医薬品等については、薬業関係団体や国、近県の協力を得て、調達し供給する。

2 血液の供給（日本赤十字社富山県支部）

血液製剤については、要請に応じて、富山県赤十字血液センターが供給する。

不足する場合は、東海北陸ブロック血液センターに要請し、迅速かつ円滑に供給する。

第8 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応

1 在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者（県厚生部）

県は、在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法を実施している患者の生命の安全を確保するため、関係機関の協力を得て、患者の療養状況及び必要な場合は受入れ可能な医療機関の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。

2 人工透析実施患者（県厚生部）

県は、災害時の人工透析医療を確保するため、関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保に努める。

3 慢性疾患患者（県厚生部）

県は、難病患者や特殊な医療を必要とする慢性疾患患者に対する医療を確保するため、患者の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。

第9 被災地における保健医療の確保

1 保健医療活動従事者の確保（県厚生部）

- (1) 県は、医療救護班の編成に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等保健医療活動

従事者の数及び不足数について迅速な把握に努める。

- (2) 県は、不足する保健医療活動従事者の確保のため、災害援助協定に基づき、他の都道府県に派遣を依頼する。
- (3) 県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

2 保健師等による健康管理（県厚生部、市町村）

- (1) 県及び市町村は、災害時の保健活動マニュアルに基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。
なかでも、インフルエンザ等の感染症やエコノミークラス症候群、高齢者の心身機能の低下等について予防に努める。
- (2) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等においては、被災者の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。

3 情報の収集・整理・提供（県厚生部）

県は、市町村や避難所等からの健康情報等の集約化を行う窓口となり、情報の整理・提供に努める。

第10 精神保健医療体制

災害時には、精神保健医療機関における一時的混乱やライフラインの機能の停止、又は精神病院の倒壊等により、精神保健医療機能の低下が予想される。被災者の精神的治療や患者の転院が可能な病院（場所）を確保するなどの事態に対応するため、災害時の精神保健医療体制を確立する。

1 心の健康センターを拠点とする情報の一元化（県厚生部）

精神保健医療情報を心の健康センターに一元化する。心の健康センターは他の診療科との連携を図り、公立病院をはじめとする各病院、厚生センター、避難場所から情報を収集・提供する。

2 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣（県厚生部）

(1) 富山県DPATの派遣要請

知事は、富山県DPAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DPATの派遣が必要と認められるときは、富山県精神科医会会長その他の関係団体の長に対して、富山県DPAT隊員の派遣を要請する。

富山県DPAT隊員の派遣要請があったときは、関係団体の長は、速やかに隊員の派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能なときは富山県DPAT隊員を派遣する。

(2) 富山県DPATの活動内容

富山県DPATの活動内容は、次のとおりとする。

ア 情報収集、精神保健医療に関するニーズのアセスメント

イ 災害によって障害された既存の精神医療システムの支援

ウ 災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応

- エ 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健職等）の支援
- オ メンタルヘルスに関する普及啓発、活動記録等

3 精神科後方病院の設置（県厚生部）

公立病院を中心として、精神科治療、入院を行うことが可能な病院を精神科後方病院に位置付ける。精神科後方病院は富山県D P A Tを支援する。

4 厚生センター等を中心とする相談、巡回体制（県厚生部）

精神科医や保健師は、心の健康センターの指示により、医療救護班及び富山県D P A Tと連絡をとりながら、避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行い、必要がある場合は、後方病院の支援を求める。

なお、児童のメンタルヘルスケアについては、児童相談所の児童福祉司・児童心理司等と連携を図る。

5 心のケアのための電話相談の開設（県厚生部）

被災者が気軽に相談できるように、避難所において、心のケアのための電話相談を行う。

6 その他（県厚生部）

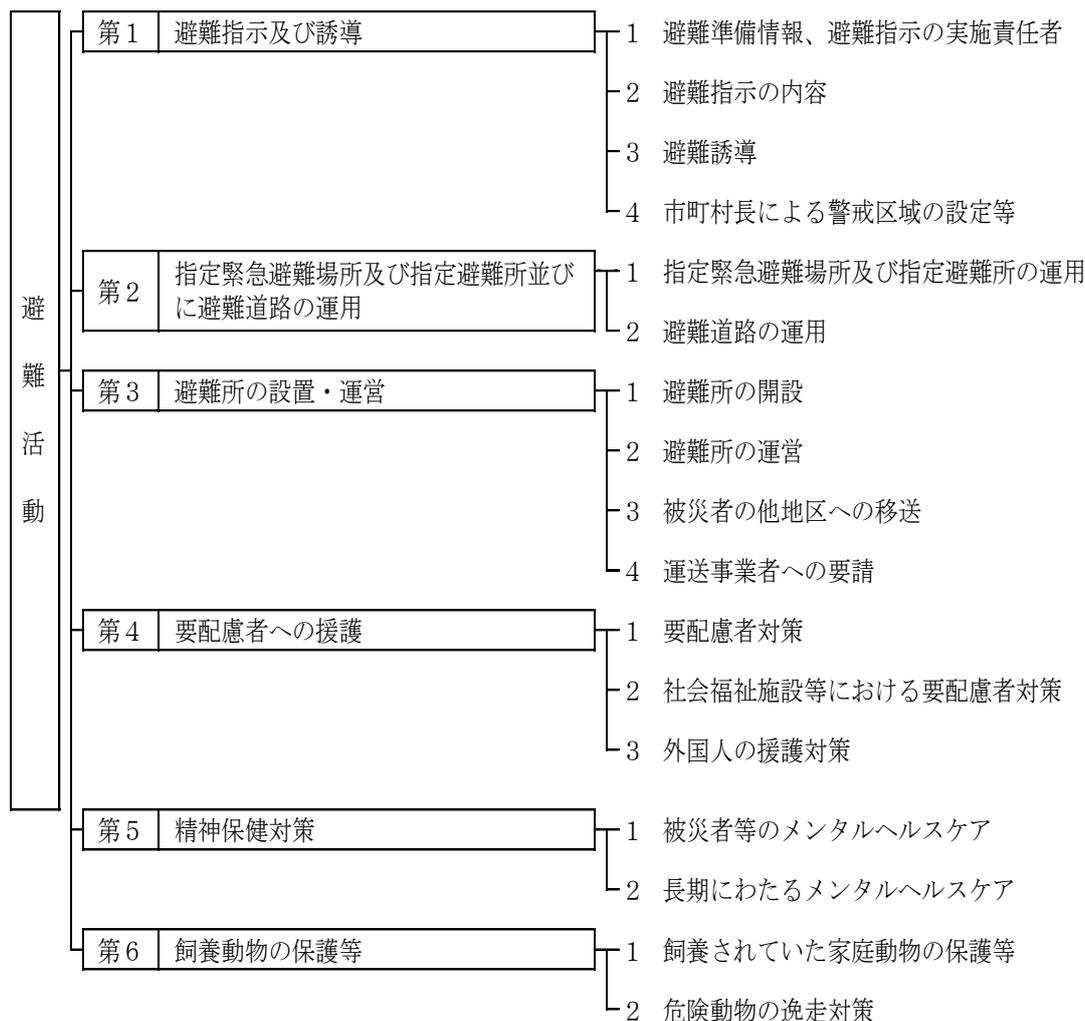
- (1) 麻薬及び向精神薬取締法があることから、精神科医療に必要な薬の確保に留意する。
- (2) 患者の搬送手段及び精神科医療に必要な情報（カルテの写しや処方箋等）の伝達手段の確保に努める。

第9節 避難活動

集中豪雨、台風等のときには、洪水、地すべり、がけ崩れ、高潮等の発生が予想され、住民の避難を要する地域が生じることが予想される。

市町村は、災害対策基本法に基づき、人命の安全を第一に避難に必要な措置をとり、住民の生命、身体の安全の確保に努める。

対策の体系



第1 避難指示等及び誘導

1 高齢者等避難、避難指示の実施責任者（伏木海上保安部、自衛隊、県危機管理局、県土木部、県警察本部、市町村）

避難指示等の実施責任者は次のとおりである。実施責任者が不在の場合に備え、あらかじめ代理者の規定を整備しておくものとする。実際に避難指示等が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市町村長	要配慮者へ避難行動の開始を求める	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避難指示等	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生するおそれが極めて高い場合において、特別の必要があると認められるとき。
	知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害発生情報の伝達	災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令する。
	警察官 (災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 海上保安官)	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置 警告 避難の指示	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
自衛官 (自衛隊法第94条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。	

市町村長は、住民主体の避難行動を支援するため、避難指示等の発令の際には、それに対応する警戒レベル(※)や発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するものとする。警戒レベルと避難情報等の関係は原則として次のとおりである。

住民に速やかに立退き避難を促す情報は、避難指示を基本とする。

また、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難指示」には至らないが、今後、避難を要する状況になる可能性があるとは判断される場合には、「高齢者等避難」を発令するものとする。

なお、災害発生情報は、命を守るための行動に極めて有益であり、可能な範囲で発令するものとする。

また、市町村長は、高齢者等避難の発令、避難指示等を行った場合、速やかに知事に報告するものとする。なお、県は市町村長からの求めがあるときは、避難の指示等に関する意思決定のための助言を行うものとする。

県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて富山地方気象台、気象防災ア

ドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

市町村は、高齢者等避難、避難指示等において必要となる避難すべき区域や判断基準を明確にした避難指示等の判断・伝達マニュアルの事前作成に努める。

なお、避難指示等の判断・伝達マニュアルを作成するときは、県、気象官署、河川管理者、海岸管理者、砂防関係機関等は、積極的な連携を図るものとする。

警戒レベル (発令主体)	行動を居住者等に促す情報	居住者がとるべき行動
警戒レベル5 (市町村)	緊急安全確保	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル4 (市町村)	避難指示	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。
警戒レベル3 (市町村)	高齢者等避難	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。
警戒レベル2 (気象庁)	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル1 (気象庁)	早期注意情報 (警報級の可能性)	災害への心構えを高める。

※災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付けるもの。

2 避難指示等の内容 (伏木海上保安部、自衛隊、県危機管理局、県土木部、県警察本部、市町村)

避難の指示は次の内容を明示して行う。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難指示の理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項等 (災害危険箇所の所在、災害の概要等)

高齢者等避難の発令により、避難指示の内容に準じて高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する要配慮者の迅速な避難の促進を行うとともに、要配慮者以外の者に対して避難の準備を伝達し、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、市町村は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

なお、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

3 避難誘導（県警察本部、市町村）

（1）市町村

避難の指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。

危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、避難指示等は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。

災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

（2）消防機関

ア 避難指示等が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、もっとも安全と思われる方向を市町村、警察署に通報する。

イ 避難が開始された場合は、消防職団員により、避難誘導にあたる。

（3）警察

市町村に協力し、一定の地域、事業所を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに、次により避難させる。

この場合、特に高齢者、障害者を優先して避難誘導する。

ア 避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡のうえ、指定緊急避難場所及び指定避難所の秩序維持に努める。

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難の措置を講ずる。

（4）自主防災組織

自主防災組織は、市町村、消防機関、警察等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の避難誘導に配慮する。

4 市町村長による警戒区域の設定等（伏木海上保安部、自衛隊、県警察本部、市町村）

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は次の措置をとることができる。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令

イ 他人の土地の一時使用等

ウ 現場の被災工作物の除去等

エ 住民を応急措置の業務に従事させること

(2) (1) の場合において、市町村長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同様の措置をとることができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市町村長に通知しなければならない。

5 広域避難

市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

指定行政機関、公共機関、県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用（県危機管理局、市町村）

災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所の運用は、原則として指定緊急避難場所及び指定避難所所在の市町村が行う。

なお、2以上の市町村にわたって所在する指定緊急避難場所及び指定避難所又は2以上の市町村の被災住民が利用する指定緊急避難場所及び指定避難所の運用については、関係する市町村があらかじめ協議した事項により対処する。

(1) 市町村は、避難住民の安全を確保するため、あらかじめ運営要領を定めるとともに、事態の推移に即応して次の措置をとる。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の規模及び周辺の状態を勘案し、運用に要する職員を配置すること。

イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと。

- ウ 疾病者に対し、救急医療をほどこすため、救護所及び医師を確保すること。
 - エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の衛生保全に努めること。
 - オ 避難期間に応じて、水、食料及び緊急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ効率的な配給を実施すること。
 - カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅又は避難場所への移動を安全かつ円滑に誘導すること。
- (2) 県は、市町村から指定緊急避難場所及び指定避難所の運用に必要な措置の要請があった場合は、直ちに各部局又は関係機関へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。

2 避難道路の運用（県警察本部、市町村）

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに周辺道路の交通規制

警察は、災害時における交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により指定緊急避難場所及び指定避難所並びにその周辺道路における交通規制を可能な限り実施する。

- ア 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに同場所への避難にあたる道路は、駐車禁止とする。
- イ 指定緊急避難場所及び指定避難所周辺の幅員3.5m未満の道路は、原則として車両通行禁止とする。
- ウ 上記以外の道路についても、車両の通行抑制をするため、一方通行や進行禁止の交通規制をする。
- エ 避難路にあたる道路で信号機の滅灯、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため警察官を配置する。

(2) 幹線避難路の確保

市町村は、避難を容易にするため、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物を除去する。

第3 避難所の設置・運営

避難場所に避難した住民のうち、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、応急的な食料等の配布を行うため、避難所を開設し、収容保護する必要がある。

1 避難所の開設（市町村）

- (1) 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (2) 市町村は、必要に応じて管内の学校、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、水害・土砂災害等に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所として開設する。
- (3) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。また、県及び市町村は、避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。
- (4) 避難所を設置した場合は、避難所管理要員を置く。
- (5) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、期間を延長することができる。
- (6) 避難所の運営に必要な資機材、台帳等はあらかじめ整理しておき、まず、それらを活用して、

避難所の運営にあたる。

- (7) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- (8) 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。
- (9) 市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (10) 市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

2 避難所の運営（県危機管理局、県生活環境文化部、県厚生部、県土木部、市町村）

- (1) 市町村はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。

また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。

市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- (2) 管理要員は、避難所に収容されている避難者数をはじめ、様々な情報（避難者の氏名、安否情報、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報）を早期に把握し、電話、携帯電話及び電子メール又は情報連絡員（伝令）等により市町村の災害対策本部へ連絡する。

そして、市町村災害対策本部は、住民の避難状況を学区別、避難所別にとりまとめ、県災害対策本部総務班へ電話、携帯電話及び電子メール等により連絡する。

また、避難所の維持管理のための責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。

- ア 避難者名簿
- イ 物資管理簿
- ウ 避難所状況報告
- エ 避難所設置に要した支払証拠書類
- オ 避難所設置に要した物品支払証拠書類

- (3) 指定避難所としてあらかじめ指定されている学校においては、災害時には、避難所管理責任者の調整のもと、校長の指導により運営業務に協力する。
- (4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プラ

イバシーの確保の状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (5) 市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (6) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (7) 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (8) 県及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。
- (9) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

3 被災者の他地区への移送（県危機管理局、市町村）

(1) 市町村

- ア 被災地区の市町村の避難所に被災者を収容できないとき、市町村長は、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。
- イ 被災者の他地区への移送を要請した市町村長は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。
- ウ 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、被災者を受入れた市町村は運営に協力する。
- エ その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておく。

(2) 県及び受入市町村

- ア 被災市町村から被災者の移送の要請があった場合、県は他市町村と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。
- イ 知事は、移送先が決定したら直ちに移送先の市町村長に対し避難所の開設を要請し、受入態勢を整備させる。
- ウ 県から被災者の受入れを指示された市町村長は、直ちに避難所を開設し受入態勢を整備する。
- エ 被災者の移送方法については、県が市町村の輸送能力を勘案して定め実施する。

4 運送事業者への要請

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

第4 要配慮者の支援

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発生時に要配慮者がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村）

（1）避難行動要支援者の支援

ア 被災市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。

イ 被災市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。

ウ 被災市町村は、避難行動要支援者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。

エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

（2）要配慮者の支援

ア 福祉避難所の設置

被災市町村は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。

被災市町村は福祉避難所において、要配慮者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努めるものとする。

イ 福祉避難所への直接避難

被災市町村は、要配慮者の障害特性や状況等を考慮し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう地域防災計画や個別避難計画の作成、指定福祉避難所における受入対象者の公示等を通じて、あらかじめ受入対象者の調整等を行うよう努める。また、直接避難を想定していない福祉避難所にあつては、市町村において発災直後の要配慮者の避難先について検討するよう努める。

ウ 社会福祉施設への緊急入所

被災市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において

生活することが困難な要配慮者の社会福祉施設への緊急入所を行う。

県内の施設で対応できない場合、県は、近隣県に対して、社会福祉施設への緊急入所の協力を要請する。

エ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

市町村は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。(見えるラジオ、目で聴くテレビ、デジタル放送対応テレビ)

オ 要配慮者の実態調査とサービスの提供

市町村は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した要配慮者の実態調査を速やかにを行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県に対して、関係職員等の派遣を要請する。

カ 災害派遣福祉チーム (DWAT) の派遣

県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防止等のため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム (DWAT) を避難所へ派遣する。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策 (県厚生部、市町村)

(1) 入所者の安全確保

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ策定した防災応急計画等に従い、災害発生時に直ちに入所者等の安否確認や避難誘導を行う。また、必要に応じ、救助機関等の協力を要請し、入所者等の救助活動を行う。

(2) 被害状況の報告

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ県及び市町村と定めた手順にしたがい、県又は市町村へ被害状況の報告を速やかに行う。

(3) 入所者の移送

施設の破損等により入所者を他の社会福祉施設等へ移す必要がある場合、市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、他の施設への移送を行う。また、県内の施設で対応できない場合は、県は、近隣県に対して、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する。

(4) 支援要請

被災した社会福祉施設等は、物資や救助職員の不足数を把握し、近隣施設、市町村、県等に支援を要請する。

県は、必要に応じ、被災していない県内施設及び近隣県等に対し、関係職員等の派遣を要請する。

3 外国人の支援対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村、報道機関）

（1）外国人の救護

市町村は、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県等に対して、関係職員等の派遣を要請する。

（2）外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び市町村は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市町村は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第5 精神保健対策

災害のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等に開設する診療所や相談所においては、精神保健対策（メンタルヘルスケア）を専門とする診療、相談を行う。

1 被災者等のメンタルヘルスケア（県厚生部）

（1）診療所や相談所において、医療救護班と富山県DPATとともに、被災者の心の健康の保持や治療に努め、必要な情報を提供する。

（2）避難生活の長期化により、被災者のストレスが増加することなどが考えられるため、長期にわたり精神科医や保健師、精神保健福祉相談員、児童相談所の児童福祉司・児童心理司等を中心とする避難所（住宅）等の巡回活動を行う。

必要がある場合は、精神科後方病院での診察や入院治療等を行う。

（3）富山県DPATは、ボランティアや職員等の救護活動に従事している者のメンタルヘルスケアにも十分に留意する。

2 長期にわたるメンタルヘルスケア（県厚生部）

被災後、かなり期間が経過した後においても、心の傷を癒すことは容易ではないと考えられる。

被災から数年間は、医療機関、心の健康センター、厚生センター、児童相談所、学校、職場等が連携しPTSD等に対応する専門的な支援を実施するなど、県民の心の健康の保持や治療に努める。

※ PTSD（心的外傷後ストレス障害（post-traumatic stress disorders））

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じた時に体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障をきたす場合をPTSDという。

- ① 外傷となった出来事を繰り返し思い起こして再体験する。
- ② その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- ③ 緊張の強い興奮状態が続く。

第6 飼養動物の保護等

災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。

県は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。

1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部）

（1）被災地域における動物の保護及び収容

飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村及び獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

（2）避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。

市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

2 危険動物の逸走対策（県厚生部）

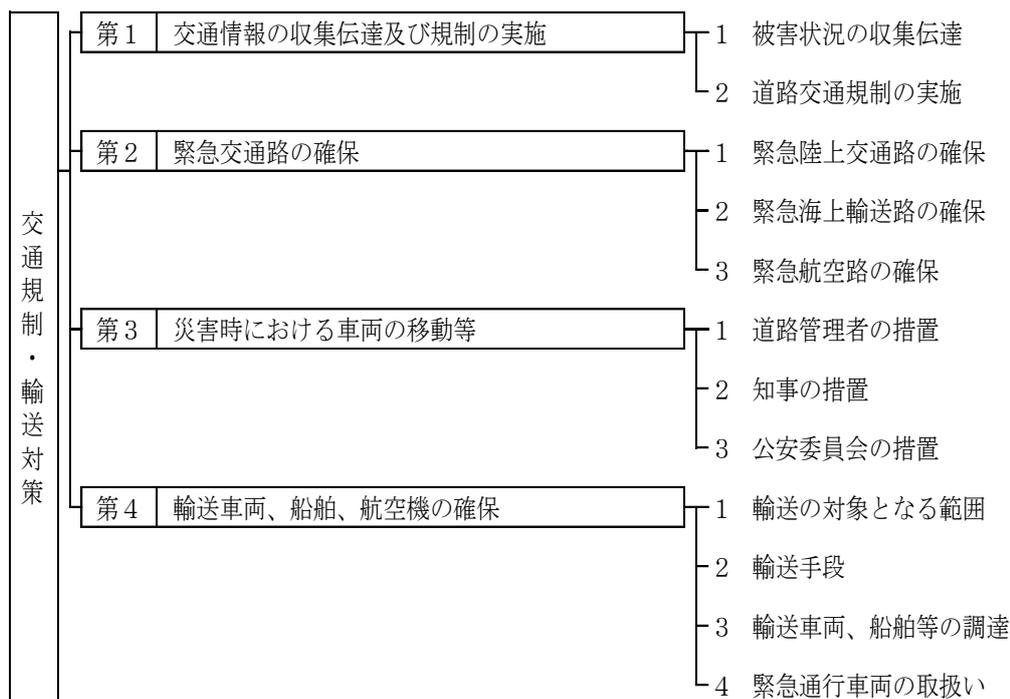
危険動物が飼養施設から逸走した場合は、県は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

第10節 交通規制・輸送対策

災害時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、県は関係機関と協議し、迅速に陸上・海上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、船舶、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力に万全を期する。

対策の体系



第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施

1 被害状況の収集伝達（各交通機関）

交通機関の各管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。

2 道路交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会及び道路管理者は、災害の発生による道路交通の混乱を防止するため、必要な交通規制を実施する。

この場合、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警察は「災害時における交通誘導業務等に関する協定」により（一社）富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。

また、県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。

（資料「12-17 災害時における交通誘導業務等に関する協定」）

（1）交通規制の内容

ア 警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時、直ちに走行中の車両を道路左側に寄せ停車させる。停車にあたってはできる限り、トンネル、橋梁を避け、道路の中央

部は緊急通行車両の通路として確保する。

イ 道路管理者は、降水量の状況、風の状況、道路橋梁の冠水、破損、欠壊、その他の理由により通行が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

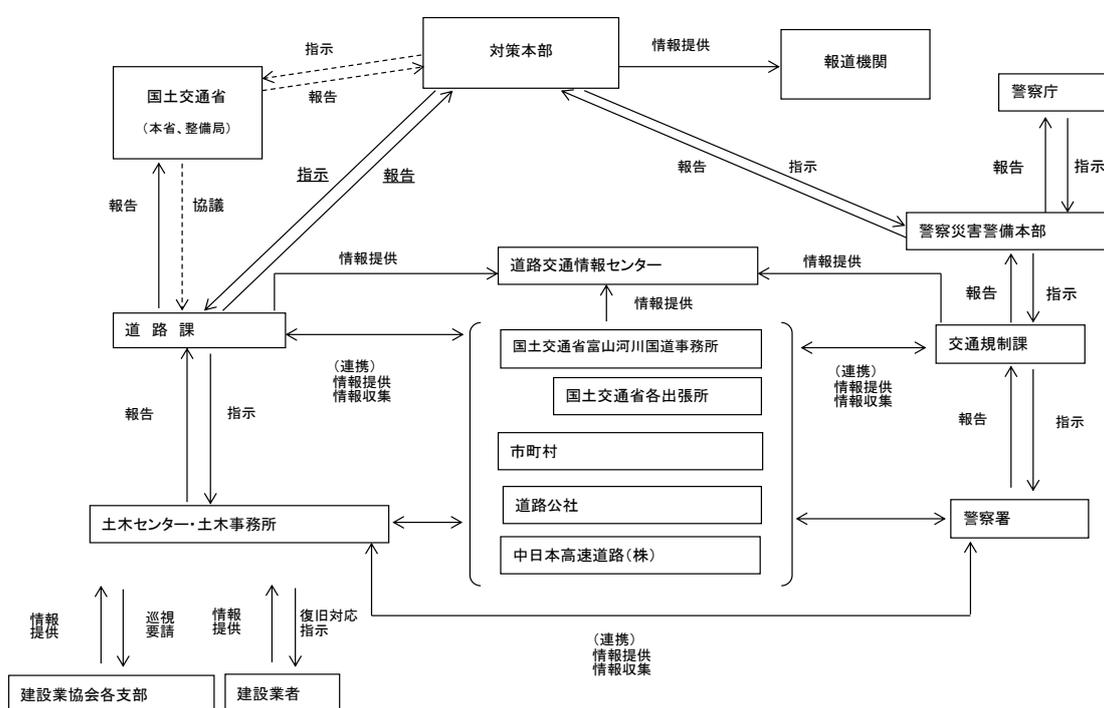
ウ 県公安委員会は、危険区域での一般車両通行禁止及び危険区域内への流入禁止又は迂回措置をとる。

エ 県公安委員会は、県境においては、隣接県公安委員会の協力を得て、県内方向への車両通行禁止又は迂回措置をとる。

(2) 交通規制の広報

県公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、警察庁、国土交通省、県、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関を通じて交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。

交通情報の収集伝達フロー



第2 緊急交通路の確保

1 緊急陸上交通路の確保（自衛隊、県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会は、車両による人員、救援物資の緊急輸送に対応するため、道路管理者と協議し緊急陸上交通路を確保する。

(1) 緊急交通路の指定

災害応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。

県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた緊急輸送道路を中心に、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

道路管理者は、災害により道路施設が被害を受けた場合、これらの道路を重点的に応急復旧し、緊急交通路を確保する。また、降雪時においても、緊急交通路が確保されるよう除雪活動を行うものとする。（資料「6-1-2 緊急輸送道路」）

(2) 運転者の義務

緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急通行車両以外の車両の運転者は速やかに当該車両を緊急交通路以外の場所に移動する。

移動することが困難なときは、当該車両をできるかぎり道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 放置車両の撤去

ア 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

イ 自衛官、消防吏員の措置

自衛官又は消防吏員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の命令又は措置を行ったときは、その旨を当該命令をし、又は措置をした場所を管轄する警察署に通知しなければならない。

2 緊急海上輸送路の確保（伏木海上保安部、県農林水産部、県土木部、市町村）

港湾・漁港管理者は、船舶による救援物資、要員等の緊急輸送に対応するため、海上輸送拠点施設に至るまでの航路等海上輸送における緊急輸送路を確保する。

(1) 船舶受入港湾・漁港施設の指定

港湾・漁港管理者は、災害が発生したときは、直ちに関係機関と連携し、港湾・漁港施設の被害状況を調査するとともに、被害があった場合には速やかに応急復旧を行い、港湾・漁港施設の機能確保に努める。

また、被害の調査結果をもとに、速やかに緊急輸送用船舶を受け入れる港湾・漁港施設を指定する。

(2) 海上輸送路の確保

漂流物や沈殿物その他の物件によって、港湾・漁港内の船舶航行が阻害されないよう、港湾・漁港管理者は関係機関と連携し、漂流物等を除去し、安全な海上輸送路の確保に努める。

また、船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

なお、水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどにより、水路の安全を確保する。

3 緊急航空路の確保（県危機管理局）

災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。このため、県災害対策本部航空運用調整班は、ヘリコプターの運航状況やヘリポート・場外離着

陸場の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター動態管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。

第3 災害時における車両の移動等

災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行う。

1 道路管理者等の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（「道路管理者等」という。）は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。

2 知事の措置

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

3 公安委員会の措置

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第4 輸送車両、船舶、航空機の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するにあたり、人員及び物資等の輸送に必要な車両、船舶、航空機を調達し、輸送力の確保に努める。

また、輸送活動を行うにあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮する。

1 輸送の対象となる範囲（県危機管理局）

（1）第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等、人命救助に要する人員・物資
- イ 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員・物資
- ウ 国、県、市町村災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保全要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料・水等、生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への移送
- エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員・物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活必需品

2 輸送手段(自衛隊、伏木海上保安部、県危機管理局、県地方創生局、市町村、各運送事業者)

輸送手段は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

(1) 陸上輸送

ア 乗用車、貨物自動車、バス(以下「車両」という。)による輸送

道路交通が不能となる場合のほかは、車両により迅速確実に輸送を行う。

(ア) 県、市町村及び防災関係機関は、自ら保有する車両を第一次的に使用する。

(イ) 不足を生ずる場合は、公共機関が保有する車両、民間の車両、自家用の車両を借り上げる。

(ウ) 必要に応じ、応援協力を締結している他県市や陸上自衛隊へ支援を要請する。

(資料「8-1 県有車両車種別」「8-3 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」

「8-4 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」)

イ 鉄道、軌道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。

鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、あいの風とやま鉄道(株)及び富山地方鉄道(株)に依頼する。

(2) 船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合又は海上による船舶輸送の方が効率的な場合においては、船舶により必要な人員、物資の輸送を行うものとする。

ア 県、市町村及び防災関係機関は、自ら保有する船舶を第一次的に使用する。

イ 不足を生ずる場合は、民間船舶(漁船を含む。)へ協力を要請する。

ウ 必要に応じ、応援協定を締結している他県市や海上自衛隊、海上保安部へ支援を要請する。

(資料「8-6 船舶による輸送」)

(3) ヘリコプターによる輸送

地上輸送に支障がある場合又は山間僻地へ緊急に輸送の必要が生じた場合においては、ヘリコプターにより必要な人員、物資の輸送を行うものとする。

ア 県及び防災関係機関は、自ら所有又は運航するヘリコプターを第一次的に使用する。

イ 必要に応じ、応援協定を締結している他県市や自衛隊へ支援を要請する。

ウ 不足を生じる場合は、必要に応じ、民間機の協力を要請する。

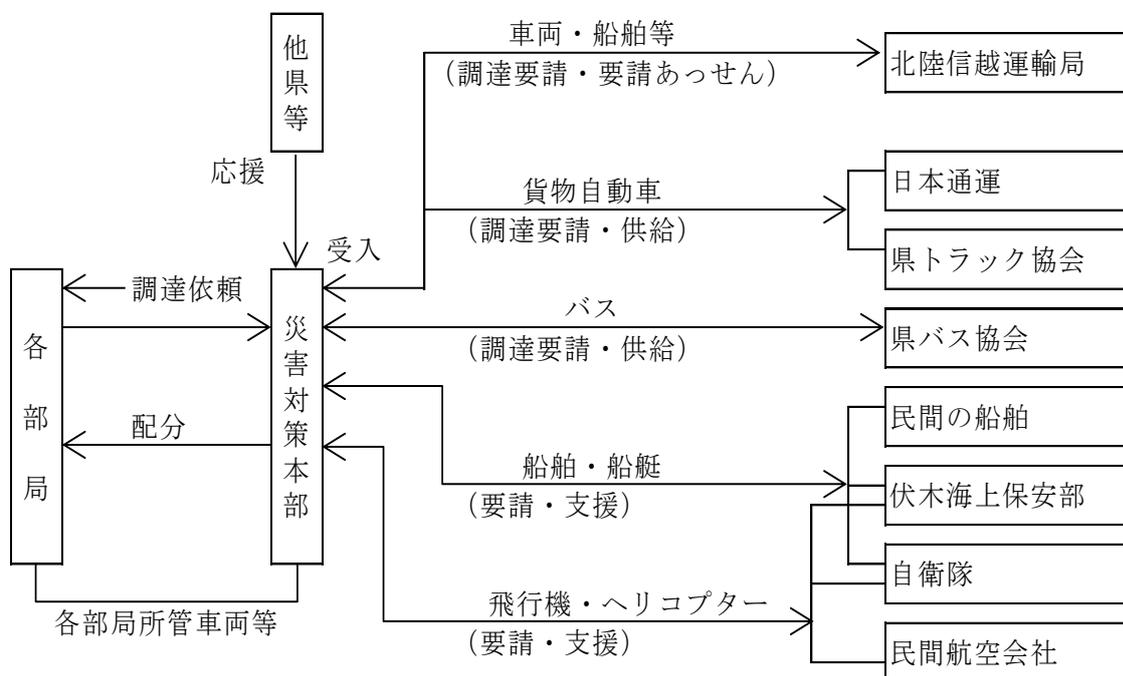
なお、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、必要に応じて災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

(資料「8-7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」「8-8 自衛隊ヘリコプター諸元」「8-9 場外着陸場一覧」「8-10 ヘリポートの準備」)

3 輸送車両、船舶等の調達（北陸信越運輸局、自衛隊、伏木海上保安部、県各部局、日本通運、県トラック協会、JR西日本）

(1) 県



ア 各部所管の車両等は、第一次的に所管の部が使用するものとする。ただし、必要に応じて、災害対策本部管財班が集中管理して運用するものとする。

イ 各部において、所管の車両等だけでは不足する場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所及び日時を明示のうえ、管財班長（管財課長）に車両等の調達を依頼するものとする。

ただし、土木工事のため、業者が所有する建設車両を調達するときは、土木部にあつては、建設技術企画班、農林水産部にあつては農林水産企画班に依頼するものとする。

ウ 他都道府県及び防災関係機関から車両等の供与があつたときは、管財班において使用を調整するものとする。

エ 車両等が不足する場合は、北陸信越運輸局の関係事業者に対する協力要請により、所要数を調達するよう努力し、必要によっては、北陸信越運輸局長と協議のうえ、従事命令又は輸送命令を発し、緊急輸送に必要な車両を確保するものとする。

(2) 市町村

市町村は、車両、船舶等のあらかじめ把握してある調達先及び予定数に基づき、輸送手段を

確保する。なお、車両等が不足する場合は、次の事項を明示して、他市町村又は県に対し、調達、あっせん等を要請する。

- ア 輸送区間及び借上期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要な事項

(3) 北陸信越運輸局

災害輸送の必要があると認めるときは、船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関する措置をとるよう指導するとともに、県の要請により、船舶、車両の調達に関する連絡調整を行うものとする。

特に、災害の救助のための必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対しては輸送命令を発する。

(4) 西日本旅客鉄道(株)

西日本旅客鉄道(株)は、県の要請確認に基づき、臨時列車の運行、迂回運転、災害応急対策用物資や人員の優先輸送の措置をとるとともに、被災者移送用に使用する乗合自動車の供給に努める。

4 緊急通行車両の取扱い（県危機管理局、県警察本部、中日本高速道路(株)）

(1) 緊急通行車両の確認

災害時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止又は規制され、この規制措置のもとで、緊急通行車両を優先して通行させることとなる。

このため、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認を円滑に行うものとする。

ア 確認実施機関

緊急通行車両の確認は、知事又は県公安委員会が行う。なお、確認事務の所管は県においては総合政策局防災・危機管理課、県公安委員会においては県警察本部交通規制課とする。

イ 確認対象車両

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に使用されるもの
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に使用されるもの
- (カ) 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- (ク) 緊急輸送の確保に使用されるもの
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に使用されるもの

ウ 確認手続き

災害時には、確認のための事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想さ

れることから、県公安委員会では、緊急通行車両の事前届出制度を設けており、当制度の効果的な運用に努める。

(資料「8-11-1 緊急通行車両の事前届出・確認手続等要領」

「8-11-2 緊急通行車両の標章及び証明書」)

(2) 緊急通行車両用燃料の優先供給

県及び市町村の緊急通行車両等については、富山県石油商業組合との「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」に基づき、優先的に石油燃料の供給を受ける。

(3) 災害派遣等従事車両の確認 (高速自動車国道等有料道路の通行料金の免除)

ア 緊急自動車

緊急自動車(道路交通法第39条第1項)が高速自動車国道等有料道路を通行するときの取扱いについては、中日本高速道路(株)等の指示によるものとする。

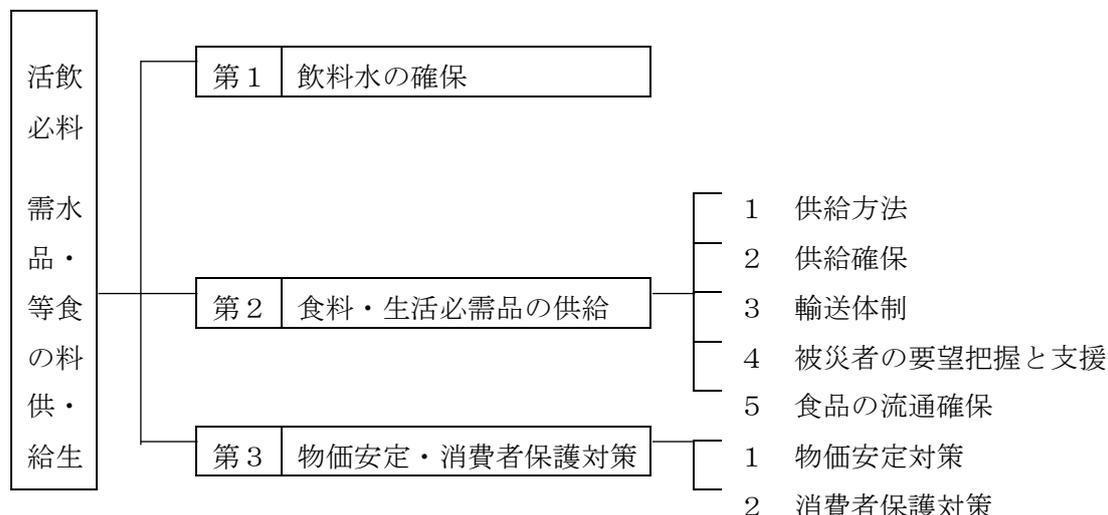
イ 緊急自動車以外の車両

道路整備特別措置法施行令第11条の規定に基づく料金を徴収しない車両を定める告示(平成17年国土交通省告示第1065号)による災害救助、水防活動又は消防活動のために使用する車両で、緊急自動車以外のものが高速自動車国道等有料道路を通行するときは、知事等が交付した災害派遣等従事車両証明書を携帯するとともに、予め道路管理者に通知するものとする。

第 1 1 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

県及び市町村は、被災者に対し災害予防対策により確保した飲料水・食料・生活必需品を被災者に迅速に供給する。

対策の体系



第 1 飲料水の確保（市町村）

市町村は、災害直後の住民の生命維持に必要な飲料水量として一人一日 3 リットル程度を確保する。

1 市町村は、災害が発生した場合、その地区の断水世帯数及び断水が一時的なものか長期にわたるものか等を的確に判断し、応急給水の対策をたてるとともに、正確な情報を断水地区の住民に広報する。

2 市町村は、住民の飲料水の確保対策として、拠点給水、運搬給水等を行うほか、住民の備蓄水などにより対処する。

3 市町村は、断水地区の状況を把握し、必要水量、給水車の必要台数等を算定する。

4 市町村は、断水地区への給水車の早期到達のため、地理に詳しい職員を配置する等、体制整備を図る。（資料「5-5 応急給水用具等」「5-10 県内の給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況」）

第 2 食料・生活必需品の供給

市町村は、炊出し体制が整うまでの間は、被災者に対する食料として、備蓄や調達した非常食を供給するものとし、炊出し体制が整ってからは、米飯による炊出しを実施する。また、必要な生活必需品を迅速に供給する。

1 供給方法（市町村）

(1) 被災者に対する食料・生活必需品の供給は、被災市町村が開設する避難所において、避難所ごとに、町内会等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。

(2) 食料・生活必需品の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とする

が、高齢者、乳幼児、児童及び障害者へ優先的に供給する。

2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

（1）非常食・生活必需品

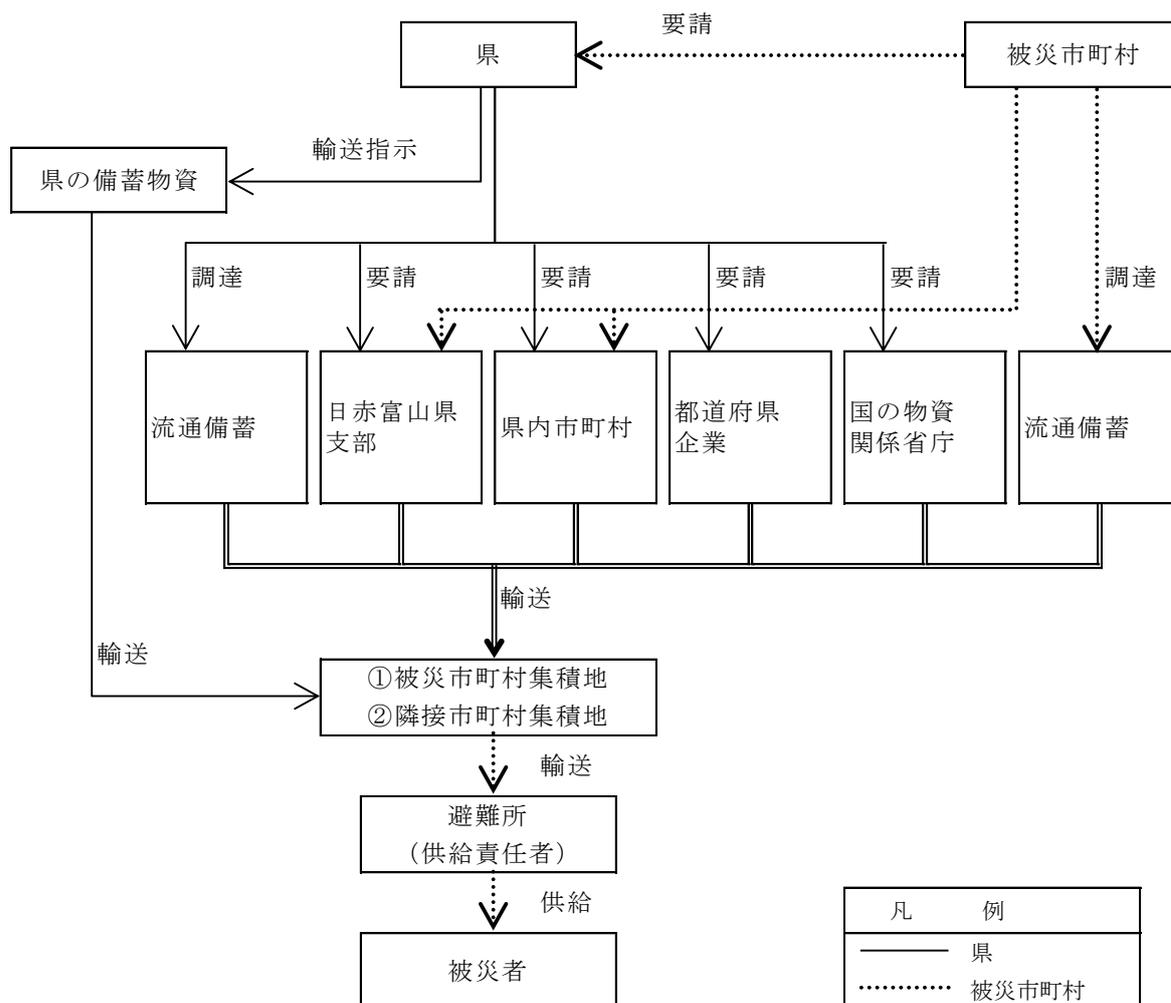
県は、次の措置により非常食・生活必需品を確保する。

ア 被災市町村の非常食・生活必需品が不足した場合、当該市町村の要請により隣接市町村や他の市町村に供給要請を行う。

イ さらに被災市町村の非常食・生活必需品が不足した場合、当該市町村の要請により県の備蓄物資や流通備蓄を調達し、被災市町村又は隣接市町村の集積地に輸送する。ただし、県が特に必要と認める場合は、要請がなくても県の備蓄物資を供給する。

ウ 被災市町村に供給すべき非常食・生活必需品が不足した場合には、日本赤十字社富山県支部に供給要請を行う。また、さらに不足が見込まれる場合には、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請する。

※ 日本赤十字社富山県支部が行う非常食供給は、炊出し、資機材及び人的供給をいう。



(2) 災害救助用米穀の調達

炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省農産局に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。

なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省農産局を通じて他県からの応援で対処する。

(3) 副食品、調味料の確保

広域かつ重大な被害により、副食品等の供給に異常が生ずるおそれのある場合には、関係機関の協力を求めて確保するとともに、市町村からの要請に応じ、調達あっせんする。

(4) 生鮮食料品の確保

必要な生鮮食料品は、卸売市場の卸売業者からの調達及び他県からの応援により対処する。

(5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制

各機関の調達体制は、次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容
市町村	1 市町村は、災害時において市町村が実施する被災者に対する炊出しその他による食料・生活必需品の給与のための調達計画（備蓄を含む。）を樹立しておくものとする。 2 調達計画は、米穀等の主食、副食、生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定めておくものとする。 3 市町村長は、災害救助法適用後、食料・生活必需品の給与の必要が生じたとき、直ちに知事の指示を受け、状況によりその調達を県厚生部に連絡する。
県厚生部	1 災害救助法適用後において、市町村から要請があったとき、又は県厚生部が被害状況から必要と認めたときは、県厚生部が備蓄している非常食・生活必需品を供給する。 2 不足する場合は、直ちに所要量の調達を県農林水産部、他市町村、日本赤十字社富山県支部等に依頼若しくは要請する。
県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、農林水産省（食料・物資支援チーム）及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2 玄米の場合には、県内の米穀販売事業者等に精米を委託し、配送する。 3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。 4 調達した食料は、県厚生部と協議のうえ定めた引継場所まで配送し、引渡すものとする。
卸売市場	県農林水産部から生鮮食品の調達について依頼があった場合、卸売業者、仲卸売業者又は関連業者から、入荷物品及び在庫品のうち必要量を確保するものとする。
農林水産省 農産局	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省農産局に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省農産局は、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

（資料「5－3 主食類応急調達系統図」「5－5 主要食料品の生産量」

「5－6 主要食料品の生産業者所在地」「5－7 生活必需物資応急調達可能数」

「5－10 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準」「5－16 災害救助物資備蓄状況」）

3 輸送体制（各防災関係機関）

(1) 食料・生活必需品の輸送は、要請を受けた関係機関が被災市町村と連絡を密にし、輸送を行う。

なお、被災地の行政機能が混乱・低下していることから要請を受けた関係機関は、担当者を指定し、その担当者は、要請物資が完全に被災地の担当者に渡るまで支援する。

(2) 他県・企業からの救援物資については、被災市町村や隣接市町村の集積地の状況をみながら、県が指示する集積地に輸送する。

県は広域物資輸送拠点、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

県は、物資の緊急・救援物資の輸送・保管等を実施する上で、必要と認めるときは、(一社)富山県トラック協会へ緊急・救援物資の輸送、富山県倉庫協会へ緊急・救援物資の保管に関する要請を行う。

また、物資の輸送管理等を実施する上で、必要と認めるときは、(一社)富山県トラック協会又は富山県倉庫協会へ緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣依頼を行うものとし、物流専門家を災害対策本部又は関係市町村等へ配置する。

(3) 道路の損壊により輸送困難な場合や交通手段がなく孤立している避難所には、ヘリコプターによる輸送を行う。

4 被災者の要望把握と支援（県危機管理局、県厚生部、市町村）

(1) 避難所の供給責任者は、被災者の食料・生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、市町村に連絡する。

(2) 市町村で対応できない食料・生活必需品等の要望については、市町村の要請に基づき県が応援する。

(3) 被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

5 食品の流通確保（県農林水産部）

災害時には、食品の流通が停滞しその確保が困難となり、品不足、物価の高騰をもたらし、パニック状態になるおそれがあるので、各機関は連絡を密にし、食品の流通がある程度確保できるよう必要な事項を定める。

卸売市場は、被害状況を迅速かつ正確に把握し、市場取引業務に関し適切な指示を行い、可能な限り市場取引を継続し、生鮮食料品等の円滑な供給を図るため、次の措置をとる。

- 1 供給量の確保を図るため、卸売業者に対して、在庫品の放出を要請するとともに、産地・出荷者に対し、出荷要請を行う。
- 2 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、販売方針の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。
- 3 広域輸送基地として確保した市場では、本来の市場取引業務と輸送活動との適切な調整を図るものとする。

第3 物価安定・消費者保護対策

被災地の住民に対しては、災害救助法に基づき食品、生活必需品の供与が行われることとなるが、それらの物資が基礎的な物資に限られ、かつ、時限措置であることから、あわせて、民間事業者による生活必需品等の供給が、被災地において円滑に行われることが必要である。

このため、県及び市町村は、生活必需品等の安定供給を民間事業者に要請するとともに、被災に便乗した値上げや被災者の弱みにつけこんだ悪質商法を監視する。

1 物価安定対策（県生活環境文化部）

（1）物価の監視及び調査

ア 生活必需品

（ア）県は、生活関連物資について、県内の小売業者に対し価格監視を行う。

（イ）県は、生活関連物資について、富山県くらしのアドバイザーによる小売店舗への価格調査を実施する。

イ 家賃及び家屋修理費

県は、家賃及び家屋修理費について、県内の宅地建物取引業者や建築業者に対し、便乗値上げを防止するため、価格監視を行う。

（2）民間事業者への要請

ア 生活必需品

県は、百貨店、日本チェーンストア協会、富山県青果物商業協同組合連合会、富山県水産物商業協同組合連合会、富山県石油業協同組合、（一社）富山県エルピーガス協会等に対し、安定供給を要請する。

イ 家賃及び家屋修理費

県は、家賃については（公社）富山県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会に対し、また、家屋修理費については、（一社）富山県建築組合連合会、（一社）富山県建設業協会及び富山県瓦工事業協同組合等関連業界に対し、適正な価格維持等を要請する。

ウ その他

前記（1）の物価の監視により不当な値上げが認められた場合には、県は値上げの理由を聴取するなどして、不当な値上げを抑制する。

（3）物価情報の収集及び提供

県は、次のとおり物価情報の収集に努めるとともに、県民に情報を提供する。

ア 「物価ダイヤル」（TEL 076-444-3129）により、便乗値上げなどの情報を県民から収集するとともに、物価の監視及び調査の結果について県民に提供する。

イ 県民の物価に関する意識や物価行政に対する要望について、富山県くらしのアドバイザーに対する意識調査を実施する。

ウ 「くらしの情報とやま」災害特別号を発行し、県民に物価情報を提供する。

エ インターネット等を活用し、物価情報を県民に提供する。

オ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に物価情報を提供し、県民への提供を依頼する。

2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村）

（1）消費生活相談の充実強化

県は、消費生活相談を、被災状況に応じ次のとおり充実強化する。

ア 消費生活センターの相談受付時間の延長等により、相談体制を強化する。

イ （一社）生命保険協会、（一社）日本損害保険協会及び富山県電機商業組合から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、生命保険、損害保険及び家電製品のトラブルに関する「特別相談110番」を開設する。

ウ 富山県弁護士会から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、賃借住宅や賃借マンション

ン等のトラブルに関する「弁護士相談室」を開設する。

(2) 悪質商法の監視

県及び被災市町村は、悪質商法の発生が認められる場合には、警察との連携を密に行い、監視を強化する。

(3) 消費生活情報の提供

県は、次のとおり消費生活情報の提供に努める。

ア 消費生活センターから、定期的に消費生活情報を被災市町村及び避難所のファックスに送信することにより、「消費生活情報ファックスネット」を構築する。

イ 「くらしの情報とやま」災害特別号を発行し、県民に消費生活情報を提供する。

ウ インターネット等を活用し、消費生活情報を県民に提供する。

(4) 消費者啓発

被災地において、悪質商法の発生が認められる場合には、県は、次のとおり積極的に県民啓発を行う。

ア インターネット等を通じて、県民に注意を呼びかける。

イ ポスター及びチラシを配布し、県民に注意を呼びかける。

ウ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、県民啓発を依頼する。

第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策

廃棄物処理対策について、市町村は、収集運搬機材、仮置場、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに円滑な処理に努める。

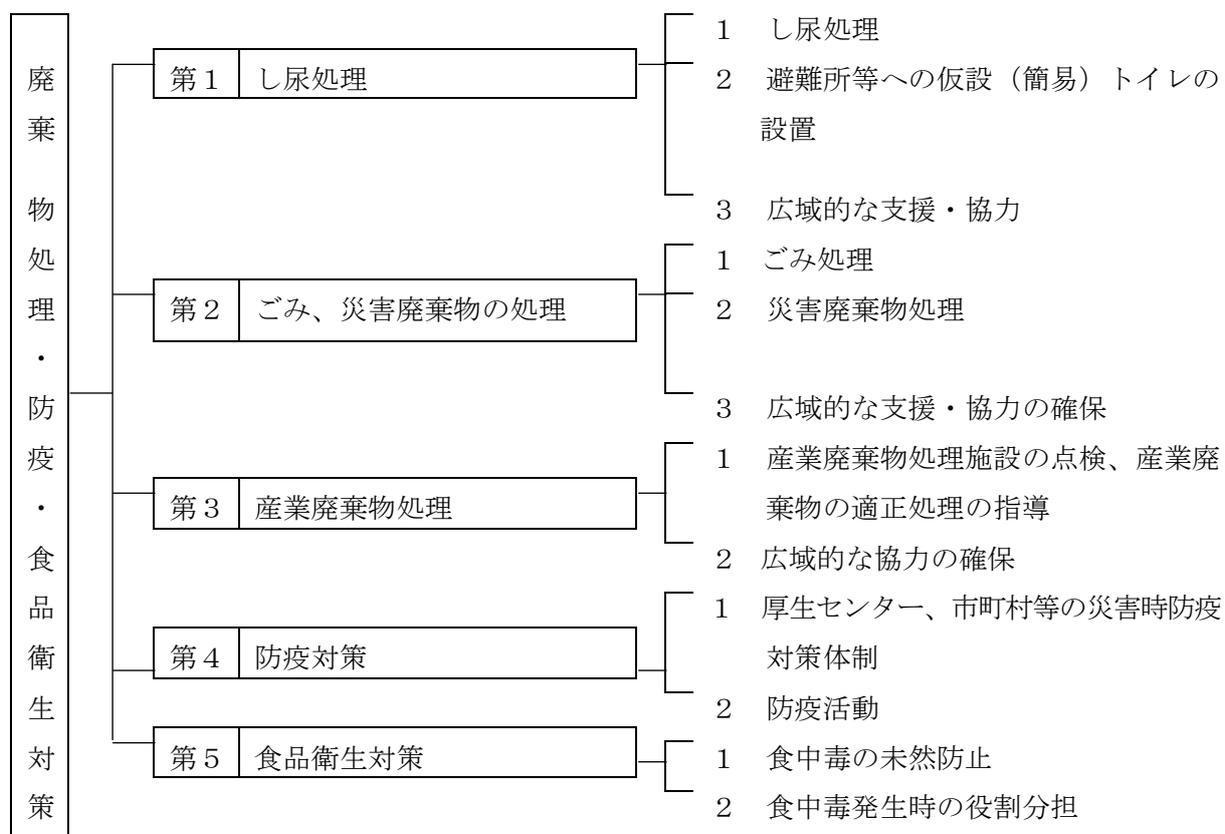
県は、市町村等を通じて情報を収集するとともに、広域的な処理を図るため、県下市町村の調整指導、廃棄物処理業者の団体等に対する協力依頼及び他県等の連絡調整を行う。また、廃棄物担当を災害対策本部に設置し、廃棄物の円滑な処理を推進する。このほか、産業廃棄物の処理については、事業者に対して適切な措置を講ずるよう指導する。

また、災害発生時の生活環境の悪化、り災者の体力の低下等によって感染症が発生し、又は多発するおそれがある。

被災における防疫措置は、社会環境や衛生状態の悪化、その他予期せざる社会的悪化条件のもとで行われるものであるため、市町村に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を期すものとする。

さらに、災害時には、県民の避難場所等において、炊出し等の食事提供が予想されることから、食中毒の未然防止を図るため、食品取扱者に対し清潔な材料・施設設備・器具等を利用して、安全で衛生的な食品を提供するよう、適切な監視指導を実施する。

対策の体系



第1 し尿処理

1 し尿処理（市町村）

市町村は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

2 避難所等への仮設（簡易）トイレの設置（市町村）

市町村は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住宅密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村）

市町村は、し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、市町村等による相互の支援の状況をふまえて、他市町村及び富山県環境保全協同組合及び(公社)富山県浄化槽協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、隣接県等に対して、支援を要請する。（資料「9-10 し尿処理施設一覧」）

第2 ごみ、災害廃棄物の処理

1 ごみ処理（市町村）

(1) ごみ処理施設等の応急復旧

市町村は、ごみ処理施設等の速やかな応急復旧に努める。

(2) ごみの処理

市町村は、災害により一時的に発生した生活ごみや粗大ごみについては、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集を行う。また、生活ごみ等の処理にあたっては、収集したごみの一時的な保管場所や処理ルートを確保する。

(3) 避難所におけるごみの保管場所の確保

市町村は、避難所から発生する生活ごみの円滑な収集ができない場合には、避難所に十分な保管場所を確保するとともに、シート掛け等により、極力、生活環境の保全に努める。

2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村）

市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には被害の状況を踏まえ、関係機関等との連絡調整を図りながら災害廃棄物の処理のために県災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して必要な助言や技術的支援を行う。ただし、甚大な被害を受けた市町村が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、必要により県が処理主体として直接処理を担うことがある。

3 広域的な支援・協力の確保（県生活環境文化部、市町村）

市町村は、生活ごみ、解体廃棄物、がれき、残骸物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、(一社)富山県産業資源循環協会及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、隣接県等に対して支援を要請する。（資料「9-11 ごみ処理施設一覧」）

第3 産業廃棄物処理

1 産業廃棄物処理施設の点検、産業廃棄物の適正処理の指導（県生活環境文化部）

県は、最終処分場等の産業廃棄物処理施設の被災状況を調査し、産業廃棄物の流出防止措置や被災した産業廃棄物処理施設の修復及び適正処理までの保管方法、保管施設等について、産業廃棄物処理施設を設置する事業所及び産業廃棄物処理業者に対して指導を行う。

2 広域的な協力の確保（県生活環境文化部）

事業者は、産業廃棄物の適正処理に努めるものとするが、産業廃棄物の保管が環境保全や生産活動に重大な影響を与えるおそれがある場合には、県は、産業廃棄物処理業者のあっせんを行う。

第4 防疫対策

災害に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、厚生センター及び市町村において、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。

県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1 厚生センター、市町村等の災害時防疫対策体制（県厚生部、市町村）

(1) 厚生センター、市町村における災害時防疫対策組織の設置

ア 厚生センター災害防疫組織の設置

県災害対策本部健康班、感染症対策班（健康対策室）の指示のもとに、厚生センター災害防疫組織を設置する。

イ 市町村災害防疫組織の設置

厚生センターの災害防疫組織に準じ、関係職員による災害防疫活動組織を編成し、管内の防疫活動を行う。

(2) 医療機関、医師会及び消防本部との連携

各厚生センター及び市町村ごとに整備された連絡体制に基づき、管内の医療機関、医師会及び消防本部との連絡を緊密に行う。

(3) 防疫資材の確保

ア 防疫用器具機材、薬剤等の種類と数量の確認・確保

各厚生センター及び市町村は、防疫用器具機材、薬剤等の種類及び数量を把握し、不足する機材等については、速やかに確保する。

イ 防疫資材の需給状況に関する情報提供

県災害対策本部健康班、感染症対策班（健康対策室）は、各厚生センター及び市町村における防疫資材の需給状況を把握し、情報を提供する。

(4) 広報活動

県は、必要に応じ報道機関等を通じて広報活動を実施することにより、災害時の感染症の発生活予防及びその蔓延防止について県民に注意喚起する。

2 防疫活動（県厚生部）

(1) 防疫指導

県は、防疫計画をもとに被災市町村に即応した指導を行う。

(2) 防疫指示

次に掲げる事項の指示を当該市町村における災害の規模、態様に応じ、範囲及び期間を定めて速やかに行う。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒の施行に関する指示

イ 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

ウ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示

(3) 応援体制

被災市町村を管轄する厚生センターは、防疫活動を実施するにあたり要員に不足があるときは、県厚生部に対し隣接又は全厚生センターの職員の派遣依頼をする。

さらに、県は状況に応じて被災市町村と協議のうえ、他都道府県、自衛隊へ応援を要請する。

(4) 検病調査及び滞水地域、集団避難場所、その他衛生条件の良好でない地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次、防疫活動を実施する。

（資料 「9-4 防疫用備品」）

第5 食品衛生対策

災害時において、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視指導を行う。

1 食中毒の未然防止（県厚生部）

被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を未然に防止し、必要に応じ食品衛生指導班を編成して、監視指導を実施する。

(1) 食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣して、食品の配送等における衛生確保の状況を把握

し、必要に応じ監視指導を実施する。

- (2) 食品衛生監視員を避難所等に派遣して、食品の衛生的取扱い・加熱調理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。
- (3) 食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、衛生上著しく劣る場合には、改善指導する。
- (4) 食品衛生協会の食品衛生指導員は、被災地の厚生センターと協力し、食品関係営業施設に対し、加熱処理等食品の衛生的取扱いについて、相談に応じ指導する。
- (5) 被災地の厚生センターとの連絡体制を確保し、必要に応じ近隣各県に対し衛生確保のための支援を要請する。

2 食中毒発生時の役割分担（県厚生部）

食中毒患者が発生した場合には、検査を実施し、被害の拡大防止に努めるとともに、必要に応じ関係機関等と連絡調整を行う。

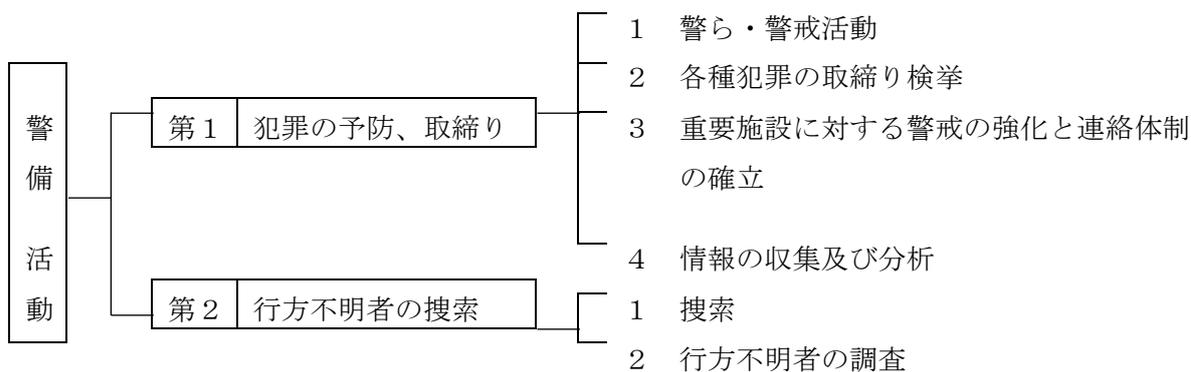
- (1) 食中毒患者が発生した場合については、食品衛生監視員に検査を実施させるとともに、食中毒の原因食品・原因施設等を調査して、被害の拡大防止に努める。
- (2) 食中毒被害が拡大し、処理が困難であると認められる場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、近隣各県に支援要請を行う。

第13節 警備活動

災害時には、一時的に社会生活上に大きな混乱が生ずることが予想され、さらに、時間の経過とともに、被災者の不安、生活必需物資の買占め、売り惜しみ、不当価格販売及びこれらの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

このため、警察は、災害時において、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防等の警備活動を推進する。

対策の体系



第1 犯罪の予防、取締り

被災地では、物資の欠乏、戸締まりの不完全、将来に対する不安感等から各種犯罪の発生しやすい状態となる。このため、警察は次の点に留意し、住民の不安を軽減し、混乱の発生を防止するため、窃盗、暴力事犯、経済事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行う。

1 警ら・警戒活動（県警察本部）

(1) 犯罪の予防活動

被災地の混乱に乗じた窃盗等の各種犯罪を予防するため、警ら・警戒活動を実施する。

(2) 避難場所、避難所、救援拠点施設等に対する警戒活動

避難場所、避難所、食料・救援物資・復旧資材その他生活必需物資の貯蔵（集積）場所及び官公署等公共施設に対する立寄り、警ら・警戒活動を実施する。

2 各種犯罪の取締り検挙（県警察本部）

災害による混乱のため、凶悪犯、窃盗犯、粗暴犯、知能犯、性犯、経済事犯等の各種犯罪の発生が予想されることから、次により犯罪の予防及び取締りを行い、住民の不安を除去し、混乱を防止する。

(1) 犯罪情報の収集と分析

犯罪の発生を未然に防止し、人心の安定を図るため、各種犯罪の発生状況及びその拡大予想、住民の不安動向に関する情報を収集分析し、防犯対策に役立てる。

(2) 警戒取締り体制の強化

特別警戒取締班を編成して、犯罪情報の収集及び犯罪の予防・取締りにあたる。

(3) 金融・経済事犯に対する措置

金融・経済事犯については、主管行政機関との連携を緊密にし、生活必需物資、復興資機材の流通の確保及び物価安定に協力するとともに、悪質事犯に対する重点的な取締りを行う。

(4) 猟銃等に対する取締り

家屋の倒壊等に伴う猟銃、ライフル銃、残火薬類などの遺失、盗難事犯防止のため、当該猟銃等を警察又は販売業者で一時保管することとし、悪質事犯に対する取締りを徹底する。

(5) 火薬類、高圧ガス、石油類、放射性物質等危険物に対する措置

ア 危険性のある施設に対しては、重点的に所要の警備部隊を派遣し、関係機関と連絡をとるとともに、付近住民の避難、救助、警戒線の設定、雑踏整理等を行う。

イ 施設の管理者等に対し、積極的に助言、指導、警告等を行い、被害拡大防止上必要な措置をとらせる。

ウ 石油類、可燃性ガス、有毒ガス等の漏出が認められる場合は、特に次の措置をとる。

(ア) 火気の使用禁止

(イ) 漏出範囲の確認、警戒線の設定及び避難措置

(ウ) 施設の管理者等による漏出防止及び防毒措置

(エ) 中毒防止方法の広報

3 重要施設に対する警戒の強化と連絡体制の確立（県警察本部）

次に掲げる施設に対する警戒を強化するとともに、管理者又は責任者との連絡を密にして自主警戒体制及び異常時における連絡体制を確立する。

(1) 避難地

(2) 食料その他応急物資の集積又は配給所

(3) 主要官公庁

(4) ガス、水道、電気、電話等の主要施設

(5) 武器、爆薬、火薬等の貯蔵所

(6) 空港、鉄道、船舶その他交通機関

4 情報の収集及び分析（県警察本部）

次の事項に関する情報を収集分析し対策を講ずる。

(1) 流言飛語

(2) 交通機関利用者、運転者、観光客等の動向

第2 行方不明者の捜索

行方不明者については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。このため、行方不明者の捜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

1 捜索（県警察本部）

（1）部隊の大量投入による広範囲な捜索

被災地域が広いことが予想されることから、行方不明者の把握に困難を伴うため、警察災害派遣隊等特別派遣部隊を早期、大量に投入して、広範囲な捜索活動を実施する。

なお、捜索を効率的に行うため、県・市町村に対し、大型工作機の投入要請を行う。

（2）関係機関と連携した効率的な捜索

県及び市町村の災害対策本部へ連絡員を派遣するとともに、自衛隊、消防及び海上保安部との連携により、効率的に行方不明者を捜索する。

なお、行方不明者の所在が確認できない場合は倒壊家屋や河川・海上等を繰り返し捜索する。

（3）警察犬、災害救助犬の活用

捜索にあたっては、NPO法人全国災害救助犬協会との連携により、警察犬、災害救助犬を効率的に活用する。（資料「12-23 災害時における災害救助犬の出動に関する協定」）

2 行方不明者の調査（県警察本部）

（1）行方不明者等の調査依頼

ア 相談所の開設

大規模な災害発生後速やかに、警察署、交番等に迷い子、行方不明者相談所を開設する。

イ 名簿の作成

避難所へ被害調査班を派遣して、避難者と迷い子、行方不明者の把握に努め、把握した迷い子行方不明者については名簿を作成し、県警察警備本部及び署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。

ウ 相談窓口・相談コーナーの設置

迷い子、行方不明者に関する相談に応じるため、避難所に相談窓口を設置し、要員を派遣する。

また、外国人の行方不明者対策として、外国人相談コーナーもあわせて設置する。

エ 他の警察活動との連携

救出・救護活動及び検視活動との連携により、迷い子、行方不明者の発見に努める。

（2）関係機関との連絡体制

ア 被災市町村等と対策本部との連携

市町村災害対策本部、自衛隊、消防との連携により、効率的に行方不明者を把握するため、これらの機関へ相互に連絡員を派遣し、把握情報を共有化する。

イ 報道機関との連携

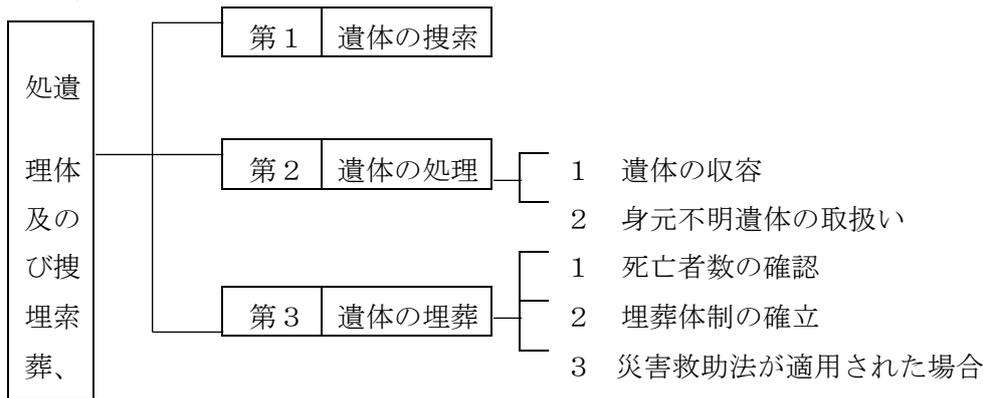
報道機関へ積極的に迷い子、行方不明者に関する情報を提供し、マスメディアを活用した発見活動に努めるなど報道機関との連携を強化する。

第14節 遺体の搜索、処理及び埋葬

大規模な災害が発生した場合、多数の死傷者が生じるおそれがある。

市町村は、災害により死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携をとりつつ、遺体の搜索、処理、埋葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

対策の体系



第1 遺体の搜索（自衛隊、伏木海上保安部、県警察本部、市町村）

- 1 市町村は、被災し、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者について搜索を行う。この場合、警察、消防、伏木海上保安部及び自衛隊と緊密な連携をとることとする。
- 2 市町村は、必要があれば、遺体の搜索を労力、資機材を借り上げて速やかに実施する。
- 3 市町村の実施する遺体の搜索にあたっては、県警と協力し、行方不明者の届出の受理と関係情報の入手に努める。

第2 遺体の処理

市町村は、死亡した者について次の範囲内において遺体に関する処理を行う。なお、大規模な災害により遺体の搬送車、棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに情報を収集し、調達するものとする。

- 1 遺体の収容（伏木海上保安部、県警察本部、市町村、日本赤十字社富山県支部、富山県医師会）
 - （1）可能な限り屋内の広い場所を確保し、医師会の協力を得て遺体の検案を行う。なお、警察官及び海上保安官は検視その他の所要の処理を行う。
 - （2）埋葬業者の実態を把握し、多数の遺体に伴う棺の確保に努める。
 - （3）検案、検視を終えた遺体を警察、消防及び海上保安部の協力を得て収容、引渡しにあたる。
 - （4）遺体の安置所は、被災現場付近の寺院、公共建築物等の適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は天幕、幕張り等の設備を設ける。
 - （5）遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材の調達・確保に努める。

- (6) 遺体処理表及び遺留品処理表を作成のうえ、遺体を納棺し、さらに、献花のうえ、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に添付する。
- (7) 必要に応じて日本赤十字社富山県支部に遺体の検案等についての協力を要請するものとする。

2 身元不明遺体の取扱い（市町村、県警察本部、富山県歯科医師会）

身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

第3 遺体の埋葬

災害による犠牲者の遺体の埋葬を行おうとする者は、死亡に係る所定の手続きを完了のうえ、速やかに埋葬を実施するものとする。

なお、正規の手続きを経ていると、遺体の損傷等により公衆衛生上問題が発生すると認められる場合、市町村は手続きの特例的な取扱いについて県を通じて厚生労働省に協議する。

また、遺体の埋葬を行う者がいないとき又は判明しないときは市町村長がこれを行う。

1 死亡者数の確認（市町村）

市町村は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

2 埋葬体制の確立（県厚生部）

災害の状況によっては、遺体の数が極めて多いこと、交通事情の混乱もあることなどから被災市町村のみで速やかな埋葬を実施することが困難な事態も予想される。このような場合、県内各市町村あるいは状況によっては県域を越えた広域的な協力体制のもとに搬送車や火葬場を確保するなど、大規模災害等の緊急事態に機動的に対応していくことが必要である。このため、富山県広域火葬計画に基づき、県は適宜、市町村に対し、埋葬に関する情報を提供するとともに、広域的な協力体制の整備に努める。

3 災害救助法が適用された場合（県厚生部、市町村）

災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。

なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給するものとする。

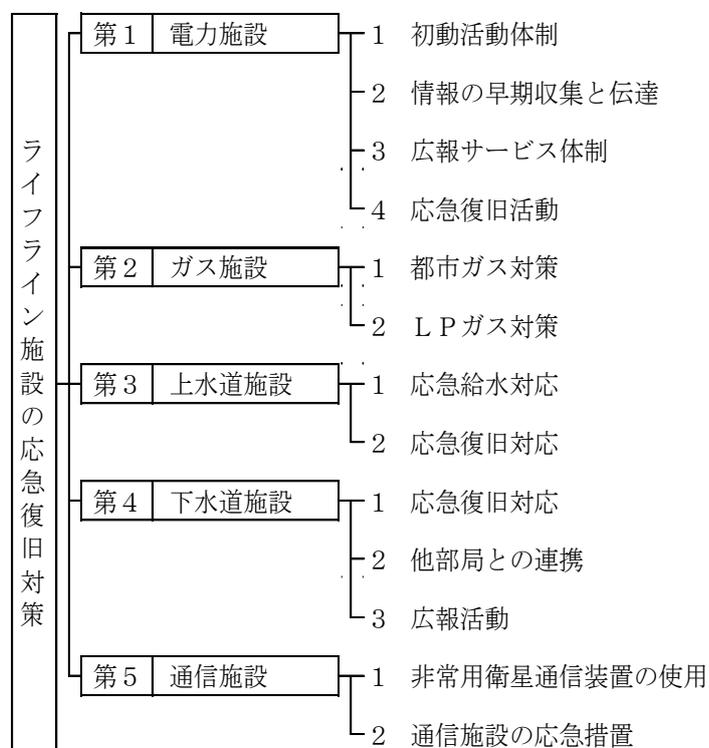
第15節 ライフライン施設の応急復旧対策

電力、ガス、上下水道、通信の各ライフライン施設は、都市化の進展とともに、高度化、複合化しており、また、住民の依存度も著しく高まっている。

こうしたライフライン施設が被災した場合、都市機能に多大な被害を与え、住民の生活にも深刻な影響を与えるおそれがある。

このため、ライフライン関係機関は、災害時における活動体制を確立し、相互に連携を保ちながら、できるかぎり早急な応急復旧対策を迅速に実施するものとし、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

対策の体系



第1 電力施設

電力復旧は他機関の復旧作業や民心の安定など社会的に大きな影響を及ぼす。被害状況を早期に的確に把握し、社内・外の応援体制を含めた要員と災害復旧用資機材により、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。一方、マスメディアを通じて事故状況・復旧状況の情報提供を行い、電気災害の防止に努めるとともに、可能な限り広報車を出しての現場広報も展開する。

1 初動活動体制（北陸電力、北陸電力送配電）

(1) 防災体制の発令

ア 非常災害の情勢により防災体制を発令する。即ち、災害が予想される場合は警戒体制を、

災害が数時間以内に発生することが予想される場合又は発生した場合は、非常体制を発令する。対策組織としては、本店に総本部、支店・支社に本部、支店・支社の各部所に支部を設置する。

イ 従業員は非常災害時の「従業員行動指針」に基づき出動する。

(2) 社外応援体制

被害状況に基づき、

ア メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出しを行い、応急復旧を依頼する。

イ 他電力会社の応援が必要な場合は、中央電力協議会を通じて資機材・役務の融通を依頼する。

2 情報の早期収集と伝達（北陸電力、北陸電力送配電）

(1) 国、地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との迅速、的確な情報交換を行う。

(2) 保安用社内電話、公衆電話、移動無線、非常無線、衛星通信システム及びテレビ会議システムを活用し情報の早期収集、伝達を行う。

(3) ヘリコプターの出動により設備被害の情報収集を行う。

3 広報サービス体制（北陸電力、北陸電力送配電）

被害状況、復旧状況、公衆感電等二次災害防止を主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオの報道機関を通じて行う。

4 応急復旧活動（北陸電力、北陸電力送配電）

(1) 基本対策

ア 復旧活動については需要者の安全を第一に、安全確認を徹底しながら行う。

イ 臨時巡視・点検による設備異常箇所の早期把握、復旧計画・体制の確立を行う。

ウ 被害状況に基づき、災害復旧資機材及び要員を確保する。

資機材及び要員が不足する場合、メーカー、施工者、関係会社、及び他支店・支社、他電力会社に支援を要請する。

エ 保安通信回線の確保のため、必要により通話制限措置を実施する。

(2) 設備別災害の復旧対策

ア 発電所設備

発電所は、供給力確保を重点に災害発生後の需給状況や被害状況等を勘案し、早期復旧に努める。また、変電所は、重要度及び被害状況に応じて、移動用変電設備の活用で早期復旧に努める。

イ 送電設備

被害を受けた送電線路の重要度や被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り他ルートからの送電等で電力供給を確保するとともに、早期復旧に努める。

ウ 配電設備

自治体等との協議に基づき、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁、避難所等の公共施設を優先に、発電機車、移動変圧器車で応急送電を行う。

第2 ガス施設

1 都市ガス対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部）

（1）初動活動体制

気象状況及び報道機関、気象庁の情報により、災害発生が予想される時は、あらかじめ定めた自主出社基準、巡回ルート及び点検基準に基づき点検を行い、必要な補強措置を施し被害の防止に努める。

災害が発生し、ガス施設が被災したときは、上記により被災状況の把握に努めるとともに、次の体制で即応する。

ア 情報収集

テレメータ及びガバナ集中監視システム等による供給所及び主要導管の圧力・流量異常並びに移動無線車及び各事業所等の情報に加え、需要家からの通報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。

イ 緊急巡回調査

直後情報に基づき、主要な導管ルート及び主要なガス使用建物を巡回点検し、被害状況の把握及び応急措置に努める。

ウ ガスの供給停止

被害の規模が甚大なときは、全面的な供給停止を行う。なお、被害が地域的に限定されている場合は、効率的な復旧を図るべく導管網ブロックを限定し、当該地域の供給停止を行う。

（2）災害時広報

災害が発生し、ガス供給停止を行うときは直ちに広報車及び需要家訪問により広報を行うほか、報道機関等に依頼し、広報の周知徹底に努める。

また、復旧は導管網ブロック毎に順次、復旧となるが、ガスの供給再開まで上記手段により、次の要領で適時適切な広報の周知徹底を行うとともに需要家設備の安全確認テストを実施し、二次災害の防止、無事故復旧に努める。

ア 供給停止時の広報

（ア）供給停止した範囲及び規模（町名、需要家数）

（イ）ガス栓、メータガス栓の閉止（需要家への協力依頼）

（ウ）ガス臭やガス設備の異常発見時の通報、連絡（需要家への協力依頼）

イ 復旧状況の広報（報告）

(ア) 復旧状況の概要と復旧完了予定の時期

ウ 復旧完了及び供給再開の広報

(ア) 復旧完了による供給再開日の案内と在宅（需要家への協力依頼）

(イ) 社員による安全確認テスト実施まで、ガス使用禁止（需要家への協力依頼）

(3) 関係機関との連携等

災害時においては、防災関係機関との情報交換及び監督官庁、同業他社等への報告あるいは復旧応援要請並びにライフライン関係機関相互の情報交換等が不可欠であり、このため、情報窓口も一本化し、統制ある総合的情報として、二次災害の防止と早期復旧に努める。

ア 防災関係機関との情報交換

富山県災害対策本部をはじめ、関係市町村災害対策本部、消防及び警察とは密接な連携をとり、情報収集と最新情報の提供に努める。

イ 監督官庁及び同業他社への報告、応援要請等

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署へ被害状況及び対応措置を報告するとともに、全国同業他社へは（一社）日本ガス協会及び（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部を通じて、この報告とともに必要に応じて復旧応援の要請を行い、早期復旧に総力を結集する。

(4) 復旧

ア 復旧優先順位

被害調査の結果に基づき、早期に供給を再開できる中圧路線及び比較的被害の軽い導管網ブロックが復旧の優先対象となるが、同時に次に掲げる対象物件等その重要度に応じ、早急にガス供給の再開に努める。

1位 病院及び療養施設等

2位 被災住民の避難場所

3位 公共施設等

また、地区的優先順位は

1位 住居地区

2位 商業地区

3位 工業地区

イ 復旧のための体制

甚大な被害に対しては、一企業のみでの復旧対応は不可能である。ガス事業界では、（一社）日本ガス協会及び（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部を中心として、全国同業他社の相互応援体制が整い、既に実績として機能している。この体制を十分活用し、早期復旧に努めるべく、災害発生時には直ちに受入体制を整える。

また、復旧資機材等の備蓄の他、製造メーカーや全国管材取扱商社(店)及び復旧応援事業者の協力を得て緊急収集に努める。

2 LPガス対策（県危機管理局、市町村、（一社）富山県エルピーガス協会）

（1）災害時広報

県、市町村及び（一社）富山県エルピーガス協会は、災害のため、LPガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について、周知、広報活動を行う。

（2）応急復旧活動

（一社）富山県エルピーガス協会は、「富山県LPガス災害対策要綱」、県及び全市町村と締結した「災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書」に基づき、次の対応をとる。

ア 富山県LPガス災害対策本部による活動

（ア）設置

以下の災害が発生した場合に、LPガス災害対策本部を設置する。

- ・ 県が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置する災害
- ・ 災害救助法が適用される災害
- ・ 気象庁発表の震度6弱以上の地震等の災害

なお、必要に応じ、現地対策班も設置する。

（イ）活動

・ 消防との連携のもと、会員事業所による容器バルブの閉止、容器の安全性の確保などLPガス設備の緊急安全点検の実施

- ・ 被害状況の収集、分析及び連絡
- ・ LPガス設備災害復旧応援要員の派遣及び緊急物資の支援
- ・ 関係機関・団体との連絡・調整

イ LPガスの安定的な供給

県及び市町村の要請を受け、分散型エネルギーの利点を生かし、避難所、救護所等への設置など、LPガスの優先的、安定的な供給に努める。

第3 上水道施設

水道事業者は、可能な限り飲料水を確保し、円滑に応急給水を行う。また、応急復旧についても、的確な被害状況の把握に基づき応急復旧計画をたて、早期に復旧を完了し、正常給水に努める。

1 応急給水対応（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、災害時においても速やかに給水を確保するよう努める。また、水道事業者は、給水にあたっては、すべての被災者に対して等しく配給しなければならないが、なかでも人命救助を担う病院、診療所等の医療施設への給水については、最優先されるよう配慮する。

県は、被害の状況に応じて市町村相互の支援、協力について必要なあつせん、指導及び要請を行う。

2 応急復旧対応（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、応急給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水を行うよう努める。

また、被害が甚大な場合は、他の市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。

第4 下水道施設

1 応急復旧対応（県土木部、市町村）

災害が発生した場合は、直ちに、下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧活動には、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

（1）被害状況の調査及び点検

災害発生後、速やかに被害状況の調査及び点検を行うとともに、二次災害発生のおそれのある施設など緊急度の高い施設から、順次、重点的に実施する。

（2）応急復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

なお、策定にあたっては、①応急復旧の緊急度、②応急復旧工法、③応急復旧資材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。

（3）二次災害防止の緊急措置

施設の被災による二次災害を防止するため、次により遅滞なく適切な措置を講ずる。

ア 管路施設

管路の損傷等による路面の陥没等による道路交通の支障、及びマンホール等からの汚水の溢水に対する措置

イ 処理場・ポンプ場施設

（ア）ポンプ設備の機能停止に対する措置

（イ）停電、断水及び自動制御装置停止に対する措置

（ウ）池及びタンクからの溢水及び漏水に対する措置

（エ）塩素ガス、消化ガス、燃料、薬品等危険物の漏洩に対する措置

（4）広域支援体制

ア 県は、市町村相互の支援、協力について、必要なあっせん、指導及び要請を行う。

イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部ブロック構成員に支援を要請し、十分な応急復旧体制を確立する。

2 他部局との連携（県厚生部、県土木部、県企業局、市町村）

応急復旧にあたっては、関係する他部局、機関と協議を行い、他のライフライン施設の応急復旧と整合した効率的な復旧を図る。

特に、上水道施設と下水道施設の復旧は、相互に復旧進捗状況を確認するなど整合性を保ちながら進めるものとする。

3 広報活動（県土木部、市町村）

下水道施設の復旧完了までの間、必要に応じ、上水道等の使用制限を行い、その広報活動を行う。

第5 通信施設

1 非常用衛星通信装置の使用（NTT西日本、NTTドコモ）

災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星携帯電話含む）を出動させ、通信を確保する。

2 通信施設の応急措置（NTT西日本、NTTドコモ、各防災関係機関）

（1）公衆通信

西日本電信電話株式会社・株式会社NTTドコモ北陸支社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。

ア 回線の被災には、非常用無線装置及び応急ケーブル等を使用し応急復旧を図る。なお、非常用無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災局には、非常用交換装置等を使用し応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災局には、移動電源車あるいは大型可搬型電源装置等を使用し復旧する。

エ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等により復旧する。

（2）専用通信

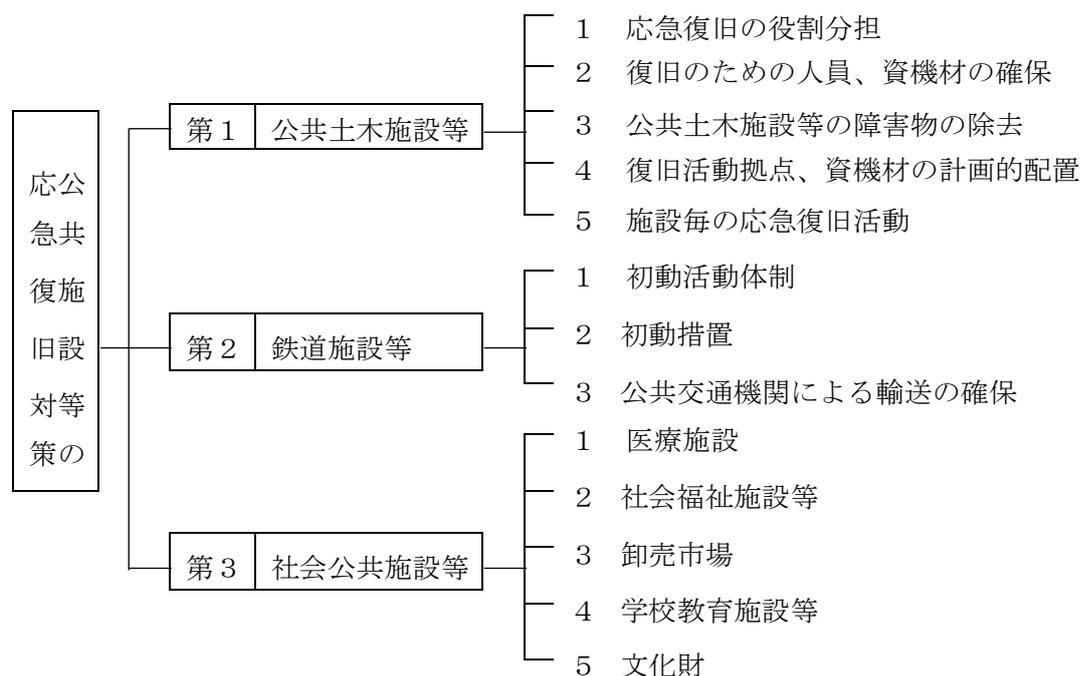
大規模災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、警察、気象台、国土交通省、海上保安部、JR、中日本高速道路株式会社、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置を実施する。

第16節 公共施設等の応急復旧対策

道路、橋梁、河川、港湾、空港施設及び鉄道等の公共施設は、道路交通、海上輸送及び航空輸送など社会活動を営むうえで重要な役割を担っており、こうした施設が風水害により損壊した場合は、救急救助、救援救護活動及び緊急輸送活動等に重大な支障をきたすこととなる。また、医療施設、社会福祉施設等の社会公共施設等が被災した場合、その役割、機能の早急な回復が必要とされる。

このため、こうした公共施設等の速やかな応急復旧措置を講ずるものとする。

対策の体系



第1 公共土木施設等

各管理者は、災害時の初動期において必要に応じた公共土木施設の緊急点検を行うこととする。

公共土木施設等が被災した場合、施設の管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講ずる。また、迅速な応急復旧を行ううえで、復旧活動拠点や資機材の計画的配置が必要であることから、その整備促進に努める。

また、災害発生時の初動対応を迅速かつ的確に実施するための危機管理体制要領を策定する。

1 応急復旧の役割分担（北陸地方整備局、県危機管理局、県農林水産部、県土木部、市町村）

応急復旧は、基本的に各施設の管理者が施設の復旧を行う。

また、公共土木施設のない地区での土砂災害などの復旧活動や人命救助のための崩壊土砂の除去は原則として市町村が行う。

2 応急復旧のための人員、資機材の確保（北陸地方整備局、県危機管理局、県農林水産部、県土木部、市町村）

（１）人員の確保

公共土木施設の被害状況の把握や適切な応急対策工事の実施等については、必要に応じて専門技術者（県職員OB、市町村職員OB、コンサルタントなど）へ協力を要請するほか、国の防災エキスパート制度（※１）を活用し、早期の対応に努めるものとする。

また、各管理者は、復旧活動が円滑に実施されるよう各路線、各地区毎にあらかじめ作業分担を決めておくとともに、建設業協会等の応援を必要とする場合は、あらかじめ「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、これにもとづき応急復旧を実施する。

（２）建設機械の確保

各管理者は、災害時の復旧作業に対応するため、毎年、建設機械の保有量を把握するものとする。

また、機械の使用にあたっては、あらかじめ「災害時における資機材の使用に関する協定」を締結し、これに基づき行う。（資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」）

（３）資材の確保

各管理者は、災害時の復旧作業に対応するため、毎年、国及び県等所有の復旧用資材の備蓄状況を把握するとともに、建設資材業者の復旧用資材の最低在庫保有量を把握する。

また、資材業者所有の資材を使用するにあたっては、あらかじめ「災害時における資機材の使用に関する協定」を締結し、これに基づき行う。

※１ 防災エキスパート制度

公共土木施設等の整備・管理についての知識・経験を有する国職員OBを登録し、大規模災害時に、国、県、市町村等からの支援要請により、被災状況の情報収集や応急復旧の助言等を行う制度

（４）国土交通省北陸地方整備局との「災害時の相互協力に関する申し合わせ」に基づく協力要請

申し合わせに基づき、国土交通省北陸地方整備局に対し、北陸地方整備局等の職員の派遣、災害に係る専門家の派遣、構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧資機材の貸し付け、通信機器等の貸し付け及び操作員の派遣等の協力を要請する。

3 公共土木施設等の障害物の除去（北陸地方整備局、県危機管理局、県農林水産部、県土木部、市町村）

災害時に発生した道路、河川、港湾等の障害物を除去することにより、住民の日常生活や業務活動を確保することを目的とする。

（１）実施機関

ア 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、市町村長が行う。

イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行う。

ウ 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市町村長が行うものとし、市町村のみで実施困難のときは、知事に対し応援協力を要請する。

エ その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

(2) 障害物除去を必要とする場合

災害時における障害物（工作物を含む）除去を必要とする場合の対象は、概ね次のとおりとする。

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

- ア 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者の協力を得て、速やかに行う。
- イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の生じないよう配慮し行う。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積破棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者などと協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適切な場所
- イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適切な場所
- ウ 除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所
- エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

(5) 除去に必要な機械、器具の整備等

- ア 障害物の規模及び範囲により、それぞれ対策をたてることとする。
- イ 比較的小規模なものについては、各管理者において処理し、大規模なものについては建設業者等の協力を得ながら、概ね次により実施する。

(ア) 建設業協会等との提携

建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供については、あらかじめ建設業協会支部との協定を締結し、これに基づき確保する。

(イ) 資機材の生産、販売業者との提携

応急復旧のため必要となる資機材については、あらかじめその生産及び販売業者との協定を締結し、これに基づき確保する。

(6) 障害物除去に関する応援、協力の要請

県は、市町村等から住民の生命、財産保護のため、障害物の除去について応援、協力要請があったときは、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

4 復旧活動拠点、資機材の計画的配置（北陸地方整備局、県危機管理局、県農林水産部、県土木部、市町村）

災害応急対策活動を、迅速かつ円滑に実施するために復旧活動拠点及び資機材の計画的配置に努める。

5 施設毎の応急復旧活動（北陸地方整備局、県危機管理局、県農林水産部、県土木部、市町村）

（1）道路

被災した道路、橋梁については、迅速に応急復旧対策を実施し、緊急交通路を確保する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 緊急輸送道路

イ 一般道路で道路の陥没、決壊等により二次災害を生じるおそれがあるもの

ウ ライフラインの管理施設等防災上重要な施設に通じる通路

（2）河川

堤防等、河川管理施設が被災した場合は、速やかに施設の復旧に努める。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 破堤

イ 堤防・護岸・天然河岸の決壊等で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

ウ 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの

エ 河川の埋そくで水の流れを著しく阻害するもの

オ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は決壊でこれを放置したとき、著しい被害を生じるおそれがあるもの

（3）海岸

海岸施設が波浪等により被害を受けたときは、速やかに応急復旧措置を行う。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 破堤

イ 堤防の決壊により破堤のおそれがあるもの

ウ 護岸、水門、樋門、樋管の全壊又は決壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

（4）ダム

管理する施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。

（5）港湾

波浪、高潮等により水域施設、外かく施設、けい留施設等の港湾施設が被害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、関係機関と協力して必要な応急措置及び応急復旧対策を行い、緊急物資の輸送路を確保したうえで、その後本格的な復旧事業に着手する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ア けい留施設の破壊で船舶のけい留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの
- ウ 港湾の埋そくで船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- エ 外かく施設の破壊で、これを放置したとき、著しく被害を生じるおそれがあるもの

(6) 漁港

波浪、高潮等により漁港施設が被害を受けたときは、被害状況を的確に把握し、速やかに応急・復旧対策を行う。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ア けい留施設の破壊で漁船のけい留又は荷役に重大な支障を与えるもの
- イ 輸送施設の破壊で、これによって当該輸送施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの
- ウ 漁港の埋そくで漁港の航行又は停泊に重大な支障を与えるもの
- エ 外かく施設の破壊で、これを放置したとき、著しく被害を生じるおそれがあるもの

(7) 空港施設

洪水等により滑走路、エプロンその他空港施設が災害を受けた場合、速やかに復旧し、航空交通の早期再開を図る。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ア 基本施設である滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンが破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えるもの
- イ 航空保安施設である無線施設、照明施設、管制施設又は気象施設が破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えるもの

(8) 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

風水害により管理する施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 砂防施設

(ア) 砂防えん堤、床固工、護岸、堤防、山腹施設又は天然河岸の全壊又は決壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

(イ) 流路工若しくは床固工の埋そく又は天然河岸の埋そくでこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

イ 地すべり防止施設

施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

(9) 治山施設

風水害により治山施設（えん堤、床固、護岸等）が被害を受けた場合は、被害状況を地域住民やヘリコプターによる被災状況調査等から早急に把握するとともに、施設の機能の早期確保のための緊急復旧的な措置を講じ、二次災害の防止に努める。

(10) 農業用排水施設

ため池堤体の決壊、山腹水路の溢水や滑落、排水機場ポンプ施設の損傷など、特に人家・人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理者は、関係機関に連絡するとともに、補強・補修・浚渫等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施する。

また、飲料水及び消防用水源としての機能も有する農業用水の安全確保のため、必要な応急措置を講ずる。

第2 鉄道施設等

多数の乗客を輸送する鉄道、路線バス等の公共交通機関は、風水害等災害発生時又は発生するおそれがある場合において、適切な初動措置を講じ、被害を最小限に止め乗客の安全を確保するとともに、速やかな応急復旧の措置を講じ、輸送の確保に努める。

1 初動活動体制（JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、県危機管理局）

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、各交通機関は全力を挙げて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、必要に応じて、災害対策本部を設置する。

2 初動措置（JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、県地方創生局）

公共交通機関は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、次のような初動措置を講じ、乗客の安全確保に努める。

(1) 鉄道・軌道

ア 運転規制と安全確認

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた運転基準等に基づき、その程度により運転規制等を実施するとともに、安全確認を行う。

イ 乗務員の対応、避難誘導

(ア) 運転士は列車運転中、災害により危険な状況が予測されるとき又は輸送指令員等から列車停止の指示を受けたときは、危険な箇所を避けて速やかに停車する。

この場合、危険な箇所とは概ね次のような箇所をいう。

- a 高い盛土、又は深い切取区間
- b 橋梁の上、跨線橋の下又はトンネル内若しくは落石、土砂崩れの危険のある区間

(イ) 車掌は乗務中に、災害により危険な状況が予測されるときは、直ちに運転士に連絡し、運転士と協力して運転の取扱いをするとともに、旅客に対し適切な指示と案内誘導を行う。

ウ 救出救護

事故が発生したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、被災者の救出救護に努める。

(2) 路線バス

ア 運行措置と安全確認

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた措置基準等に基づき、その程度により運行規制等を実施するとともに、安全確認を行う。

イ 乗務員の対応、避難誘導

(ア) 災害により危険な状況が予測されるときは、直ちに運行を一時停止し、危険な箇所を避けて停車する。

停車後、危険と判断されるときは、安全な場所へ避難誘導する。

(イ) 停止させた車両を放置するときは、移動可能な状態にする。

(ウ) 乗務員は運行管理者から運行の中止・制限・再開の指示を受ける。被災地外にあっても会社と連絡をとり乗客の不安の軽減に努める。

ウ 救出救護

事故が発生したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、被災者の救出救護に努める。

3 公共交通機関による輸送の確保（JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、県地方創生局)

大量の人員を輸送できる公共交通機関は、災害後の各種応急復旧対策等の遂行や円滑な市民生活の回復に必要不可欠なことから、公共交通業者は、速やかに次のような応急復旧の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(1) 輸送手段の確保

ア 鉄道・軌道

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋等の応急工事を実施し、応急交通の確保に努める。

また、当該応急工事が完了するまでの間については、代行バス等他の輸送力を有効に活用することにより輸送の確保を図る。

イ 路線バス

要員状況、使用可能な車両状況を把握するとともに、警察・道路管理者との密接な連携のもとに、運行確保路線の選定を行い、適時適切な運行計画による輸送の確保に努める。

(2) 復旧計画

公共交通機関は、応急措置の終了後、速やかに被害原因の調査分析を行い、再び同種の被害を受けることのないよう本復旧計画を立て、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するも

のとする。。

(3) 運行状況の広報等

公共交通機関は、列車・バスの運行状況について駅構内等において広報するとともに、県に対し報告する。県は、放送その他の方法により、各公共交通機関の運行状況について広報する。

第3 社会公共施設等

風水害により被災した医療施設、社会福祉施設等については、次のような迅速、的確な応急復旧措置をとり、被害の軽減を図る。

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

県は、国、電力会社等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電力会社等は、電源車等の配備に努めるものとする。

1 医療施設（県厚生部）

県は、患者の生命保護を最重点におき、施設管理者に対し、停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を指導し、また、被災時においては、被害のない医療施設に連絡して、人的物的応援を要請する。

2 社会福祉施設等（県厚生部）

県は、被害状況を調査し、施設設置者に対し復旧計画の策定等を指導するとともに、早期復旧に努める。

3 卸売市場（県農林水産部）

卸売市場の施設が被害を受けたときは、被害状況を調査し、復旧のための対策を速やかに講ずる。特に、卸売市場は、県民への生鮮食料品等の供給基地としての役割上、速やかに復旧する必要がある、道路復旧等について関係機関に対し協力要請を行う。

4 学校教育施設等（県教育委員会、市町村）

(1) 学校教育施設

復旧計画（「第2章第19節 第1 応急教育等」参照）に基づき、速やかに復旧工事を行う。市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

(2) 社会教育施設

社会教育施設についても、所要の被害状況調査や復旧計画の策定などを行い、当該復旧計画に基づき、速やかに復旧工事を行う。市町村立の社会教育施設についても、同様の措置が講じ

られるよう指導を行うものとする。

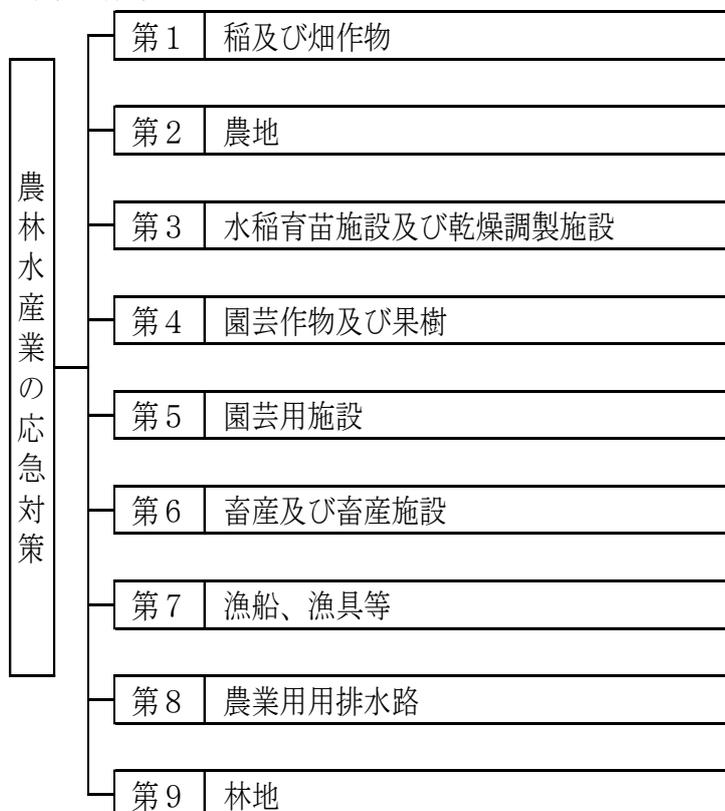
5 文化財（県教育委員会、市町村）

- (1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努める。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会を經由して文化庁長官へ報告しなければならない。
- (3) 県及び市町村は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第17節 農林水産業の応急対策

県及び市町村は風水害から農林水産業被害を防止し、又は被害拡大を防止するため、農業団体等と連絡を密にして速やかに措置を講ずるものとする。

対策の体系



第1 稲及び畑作物（県農林水産部）

- 1 生育管理の状況や気象情報に基づき、風水害等技術的対応策の策定、連絡、指導を迅速的確に行うものとする。
- 2 水害が予想される場合は、排水口の点検、手直しを早急に行うものとする。
- 3 病害の蔓延を防止するため薬剤散布等を励行するものとする。

第2 農地（市町村）

山間部の水田については、水害による二次災害を未然に防止するため、湛水田の計画的排水、畦畔の決壊箇所等の補修に努めるよう指導するものとする。

第3 水稻育苗施設及び乾燥調製施設（県農林水産部）

風害が予想されるときは、施設の補強等を講ずるよう指導の徹底を図るものとする。

第4 園芸作物及び果樹（県農林水産部）

- 1 支柱、防風網等の補強、設置を指導するものとする。

- 2 排水溝の整備や薬剤散布の励行を指導するものとする。
- 3 収穫期を迎えている果実は、速やかに収穫を行う。

第5 園芸用施設（県農林水産部）

- 1 電気配線、暖房機等の定期点検を行い、安全の確認を指導するものとする。
- 2 被覆資材のゆるみや破損個所を速やかに補修しておくとともに間柱、方杖等により補強するものとする。
- 3 防風網をハウス周囲に設置するとともに、被覆資材を破損しやすい周囲の危険物をかたづけしておくものとする。

第6 畜産及び畜産施設（県農林水産部）

へい死家畜は、速やかに焼却、埋却等により処理するとともに、施設等の消毒の徹底を指導するものとする。

第7 漁船、漁具等（県農林水産部）

県は、漁船及び漁具類の流出を防ぐため、点検の徹底を図るよう指導するものとする。

第8 農業用排水路（市町村、土地改良区）

市町村等は、災害時には農業用排水路の水門操作について、速やかに土地改良区等管理団体に依頼するものとする。

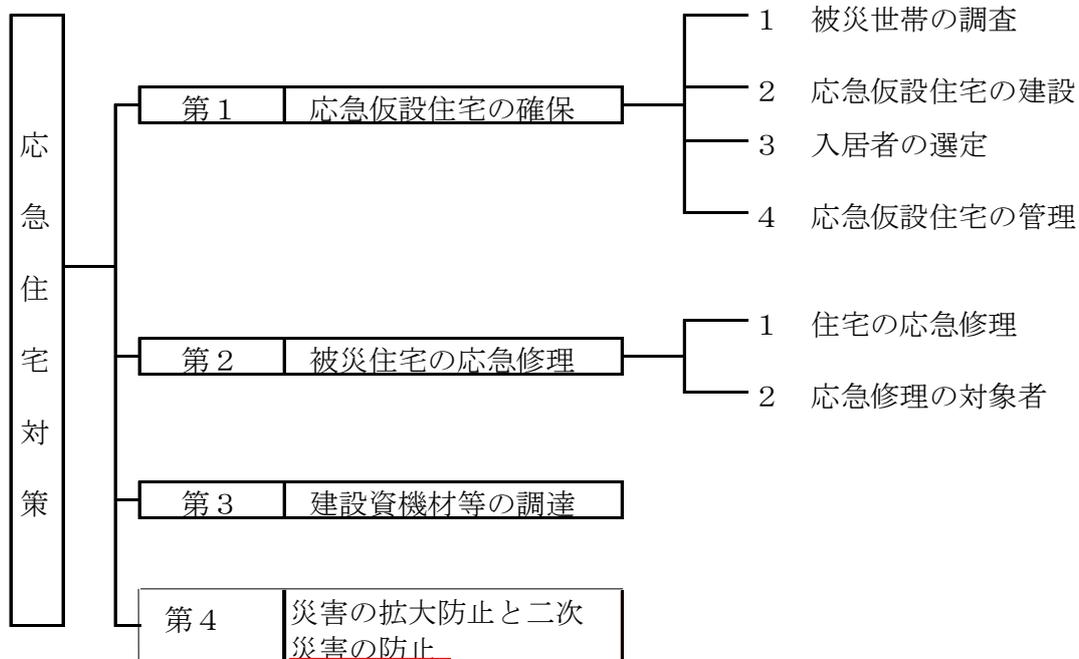
第9 林地（県農林水産部）

- 1 県は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、港湾、川筋等にある木材の流失を防ぐため、直ちに関係者に対し、そのけい留を指示するものとする。
- 2 県は、関係者に対し、異常降雨等に際して伐採木の流失を防ぐため、それぞれ伐採木の早期搬出及び施設等に集積した木材のけい留を行い、また、林産施設の流失、損壊を防ぐ措置を指導するものとする。
- 3 県は、台風等による立木の倒伏等があったときは、適時にこれを林地外へ搬出し、整理して病害虫発生の予防措置をとるよう市町村を通じて関係者に徹底を図るものとする。
- 4 県は、森林所有者等に対し、火災が発生したときは、消防機関等関係機関の指示に従い、延焼防止等の措置を的確に講ずるよう指導するものとする。

第18節 応急住宅対策

災害によって、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。

対策の体系



第1 応急仮設住宅の確保

1 被災世帯の調査（県厚生部、県土木部、市町村）

県及び市町村は、災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な次の調査を実施する。

(1) 市町村は、次の調査を実施する。

- ア 住宅及び宅地の被害状況
- イ 被災地における住民の動向
- ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望

(2) 県は、次の調査を実施する。

- ア 市町村の調査に基づく被災戸数
- イ 市町村の住宅に関する要望事項
- ウ 市町村の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等
- オ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村）

（1）建設の目的

災害救助法が適用された災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自己の資力によっては居住する住家を確保できない者に応急仮設住宅を供与し、一時的な居住の安定を図る。

（2）建設用地

市町村は、あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直すものとする。県は、市町村に対して必要に応じ、助言等を行う。

<応急仮設住宅建設予定地選定の基準>

ア 原則として公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、あらかじめ所有者等と協議を行う。

イ 大規模ながけくずれや津波による浸水などの危険のない平坦な土地とする。

ウ 給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。

（3）設置戸数

県は、前記1の被災世帯の調査に基づき、被災世帯が必要とする戸数を設置する。

（4）建設の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。

なお、高齢者、障害者のために老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

（5）建設の時期

災害発生の日から、原則として20日以内に着工するものとする。

（6）建設工事

ア 県は、あらかじめ選定した建設候補地の中から、被災状況、保健衛生、交通等を考慮して建設場所を選定する。

イ 応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。

ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)日本ムービングハウス協会等に対して協力を要請する。

(資料「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」)

（7）民間賃貸住宅借上げによる供与

ア 県は、被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅

として供与する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。

イ 県及び市町村は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部、(公社)日本賃貸住宅管理協会富山県支部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。

(8) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。ただし、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

3 入居者の選定（県厚生部、市町村）

(1) 入居資格

次の各号にすべて該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない母子・父子世帯

(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害者

(オ) 特定の資産のない勤労者

(カ) 特定の資産のない小企業者

(キ) (ア)～(カ)に準ずる経済的弱者

なお、災害地における住民登録の有無は問わない。

(2) 入居者の選定

ア 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町村の協力を得て行う。ただし、状況に応じ当該市町村長に委任して、選定することができる。

イ 選定にあたっては、高齢者や障害者を優先的に入居させるとともに、民生委員の意見を参考にする。

4 応急仮設住宅の管理（県土木部、県厚生部、県関係部局、市町村）

応急仮設住宅の管理は、所在市町村長の協力を得て、県が行う。ただし、状況に応じ所在市町村長に委任できる。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第2 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理（県厚生部、市町村）

（1）修理の目的

災害救助法が適用された災害により住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理をできない者に、居住に必要な最小限度の部分を応急的に修理し、居住の安定を図る。

（2）修理の範囲及び費用

居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要な最小限の部分とし、応急修理に要する費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

（3）修理の時期

災害発生の日から、原則として3か月以内（国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては6か月以内）に完了するものとする。ただし、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

（4）修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

2 応急修理の対象者（県厚生部、市町村）

（1）給付対象者の範囲

次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が半焼、半壊した者で当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者

（ア）生活保護法の被保護者及び要保護者

（イ）特定の資産のない失業者

（ウ）特定の資産のない母子・父子世帯

（エ）特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害者

（オ）特定の資産のない勤労者

（カ）特定の資産のない小企業者

（キ）（ア）～（カ）に準ずる経済的弱者

（2）対象者の選定

市町村において、被災者の資力、その生活条件を十分に調査し、それに基づき、県が選定する。

ただし、状況に応じ当該市町村長に委任して、選定することができる。

第3 建設資機材等の調達（県農林水産部、県土木部）

県は、応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理についての資機材及び人員の確保について、（一社）富山県建設業協会、（一社）富山県建築組合連合会、富山県森林組合連合会、富山県木材組合連合会等の関係団体に協力を要請するほか、県内で不足する場合、（一社）プレハブ建築協会等の全国的団体、他

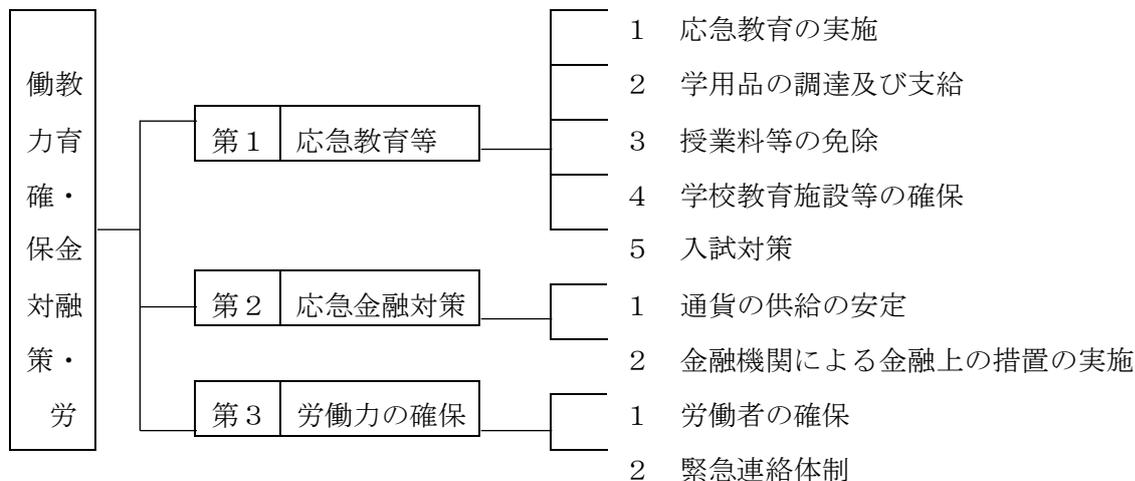
都道府県及び国に資機材の調達に関して要請する。

第4 災害の拡大防止と二次災害の防止

市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第19節 教育・金融・労働力確保対策

対策の体系



第1 応急教育等

災害時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び大学等における応急対策について万全を期する必要がある。

1 応急教育の実施（県経営管理部、県教育委員会、市町村）

（1）応急教育計画の策定等

ア 応急教育計画の策定等

（ア）校長又は園長（以下「校長等」という。）は、知事又は所管教育委員会と協議のうえ、あらかじめ災害時の応急教育計画（行動マニュアルを含む。）を策定する。

また、国立学校については、応急教育計画の策定について国に協力を要請する必要がある。

私立学校についても同様な措置をとるよう、県として指導や助言を行うものとする。

（イ）校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。

- a 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法のマニュアルを作成し、その周知を図る。
- b 所管教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網や協力体制を確立する。
- c 勤務時間外における所属職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

イ 水、食料及び医薬品等の確保

（ア）飲料水の確保

災害時における飲料水の確保のため、応急給水槽の建設、応急給水用資機材収納倉庫の整備等の施策を推進する。

また、災害時には通常飲用していない井戸水等を飲用しなければならない事態を想定し、

学校薬剤師等の助言、指導を受けて井戸水等飲用水の確保に努めるとともに、飲用水の場所を周知する。

(イ) 食料の確保

特別支援学校においては、災害時要援護者保護の観点から児童生徒数等の実態に応じた非常食の確保に努める。

(ウ) 医薬品等の確保

学校においては、当面（概ね2～3日）の医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材の確保に努め、災害に備える。

ウ 管理諸室の確保等

学校機能の早期回復を期するため、校長室、職員室等の管理諸室を確保するとともに、住民への提供については、屋外運動場、体育館等、あらかじめ定めておいた使用優先順位により対応する。

(2) 災害時の態勢

ア 緊急時の対策

(ア) 校長等は、被災状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、知事又は所管教育委員会へ報告しなければならない。

(ウ) 校長等は、状況に応じ、知事又は所管教育委員会と連絡のうえ、臨時休校（休園）等適切な処置をとる。

(エ) 校長等は、学校等の管理に必要な職員を確保するとともに、避難所の開設等災害対策に協力するなど万全の態勢を確立する。

(オ) 校長等は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

(カ) 応急教育の実施計画については、知事又は所管教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

イ 児童生徒の健康対策・精神保健対策

(ア) 応急処置・感染症対策

養護教諭・その他の教職員等はけが人の手当、心肺蘇生法等を施し、医師に引き継ぐまで応急手当をする。

また、患者の収容施設の確保や隔離収容施設や救急医療施設、救急医薬品の確保に努める。

さらに、食中毒発生の防止のため、給食従事者は衛生の徹底に努める。

(イ) 臨時健康診断

学校医との連携を密にして必要に応じて臨時健康診断を行うものとする。

(ウ) 児童生徒の心身の健康観察、心の健康相談

学校医、臨床心理士、養護教諭、OB教職員は援助実施計画を策定し、特に保護者と必要な連携をとりながら、相談者の問題が解決されるまで、継続的に相談活動を行う。

(エ) 要配慮者への援護

対象児童生徒等のもつ障害の種類により、次のような配慮を行うものとする。

- a 聴覚障害児の場合、手話通訳者等による情報提供
- b 病弱者・重度心身障害児の場合、人工透析、吸入、心臓管理、空調管理など可能な医療態勢の提供

(3) 災害復旧時の態勢

ア 校長等は、授業の再開に必要な教職員を掌握するとともに、児童生徒、教職員等の被災状況を調査し、知事又は所管教育委員会に報告する。

イ 校長等は知事又は所管教育委員会と連絡し、校舎の整備を図るほか、教科書及び教材の給与に協力する態勢の確保に努める。

ウ 知事又は教育委員会は、被災学校等ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。

エ 知事又は教育委員会及び当該校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

オ 応急教育計画に基づき学校等へ収容可能な児童生徒等は、学校等に収容し、指導する。教育活動の再開に際しては、登下校（園）の安全の確保を期するよう留意し、指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。

カ 疎開した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記（オ）に準じた指導を行うように努める。

キ 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、知事又は所管教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開を期する。

ク 校長等は、災害の推移を把握し、知事又は所管教育委員会と緊密に連絡のうえ、平常授業となるよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

ケ 県立大学では、寄宿舍や民間アパート等の利用者も多いため、これらが利用できなくなった場合には、臨時の宿舍を確保するよう努める。

コ 私立学校設置者は、自ら応急の教育が困難な場合、他の私立学校設置者、市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施若しくはこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。

2 学用品の調達及び支給（県厚生部、県経営管理部、県教育委員会、市町村）

(1) 給与の対象

教科書、文房具及び通学用品（以下「学用品」という。）をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒等（私立学校を含む。）に対し、被害の実情に応じ、富山県災害救助法施行規則別表第1で定める学用品を支給する。

(2) 給与の期間

災害発生日から教科書については1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交

通の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事が厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(3) 給与の方法

学用品は、原則として知事が一括購入し、就学上支障がある小学校児童及び中学校生徒に対する配分は、市町村が実施するものとする。

なお、学用品の給与を迅速に行うために、知事が委任した市町村長が当該教育委員会及び学校長の協力を得て、調達から配分までの業務を行うこともある。

3 授業料等の免除（県経営管理部、県教育委員会）

県は、災害救助法が発動された場合は、県立高等学校生徒の被災の程度に応じ、富山県立高等学校の授業料等に関する条例第5条の規定により、授業料等の減免を行うものとする。

また、市町村に対して、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画が策定されるよう指導を行うものとする。

4 学校教育施設等の確保（県教育委員会、市町村）

(1) 被害状況調査と復旧計画策定

個々の学校の被害状況を調査し、建替え、大規模改修、中規模改修、その他の営繕工事等の必要性を判定し、復旧計画を策定する。

判定により倒壊等のおそれがあるものについては、早急に解体撤去する。また、危険物取扱い施設については、早急に保安体制をとる。

市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

(2) 仮設校舎の建設

校舎の損壊や避難所としての利用により教室が不足する場合には、早急に仮設校舎の建設を進め、応急教育を早期に開始する。

市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

(3) 避難児童生徒の学習の場の確保

避難所における児童生徒の学習の場を確保するため、図書館等の開放を検討する。

5 入試対策（県経営管理部、県教育委員会）

入試期間に災害が発生した場合は、受検者の利便を図る観点から、知事又は教育委員会は入試時期等について適切な措置を講じるものとする。

第2 応急金融対策

災害時において、被災地における災害の状況を速やかに調査し、関係行政機関、金融機関と連絡協議のうえ、通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。こ

のため、金融機関においては、必要に応じて、応急金融に関する次の措置を講ずるものとする。

1 通貨の供給の安定（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部）

災害時において、財務局、日本銀行及び県は、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、通貨の安定供給のため、必要と認められる範囲内で、次の措置を講ずるものとする。

（1）通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、日本銀行は必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じ日本銀行職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

（2）輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、日本銀行職員は関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信を確保する。

（3）金融機関の業務運営の確保

被災金融機関が早急に営業を開始できるよう関係行政機関と協議する。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日営業について適宜、配慮することを要請する。

2 金融機関による金融上の措置の実施（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部）

災害時（災害発生前に災害救助法が適用された場合等を含む）において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認められる範囲内で、金融機関に対して、次の金融上の措置を実施するよう要請する。

（1）金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、り災証明の提示あるいはその他実情に即した簡易な確認方法をもって預貯金の払戻しを行う。

イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等を行う。

ウ 被災地の手形交換において、被害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出や不渡処分のお猶予等適宜配慮すること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。

オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

（2）金融上の措置の実施等に関する広報

金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行ったとき及び金融機関の業務運営の確保に係る措置を講じたときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第3 労働力の確保

1 労働者の確保（富山労働局、県商工労働部、市町村）

県及び市町村は、災害応急活動に関する様々な事業が展開されることに伴い、相当の労働力が必要になると見込まれるため、労働力の確保に必要な事項を定める。

（1）雇用計画

ア 雇用方法

労働者の雇用については、公共職業安定所と協力し、復旧作業に必要な労働力を迅速、確実に確保する。

（ア）市町村、県各部局は、当該市町村、県各部局が管理する建物、道路等に係る災害応急活動

に必要な人員を把握して、県商工労働部（労働政策課）に連絡し、労働者の確保を要請する。

（イ）要請を受けた県商工労働部は、富山労働局を経由のうえ、公共職業安定所に連絡する。

（ウ）連絡を受けた公共職業安定所は、速やかに要請人員を確保し、労働者を安定所内、又は市町村指定場所に待機させる。

イ 労働者の供給

労働者の確保を要請した部局等は、労働者確保の通報受理後、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において、公共職業安定所職員立会のうえ、労働者の供給を受ける。

要請県部局及び市町村は、作業終了後においても、待機場所又は適宜の交通機関までの輸送について協力する。

ウ 賃金の支払い

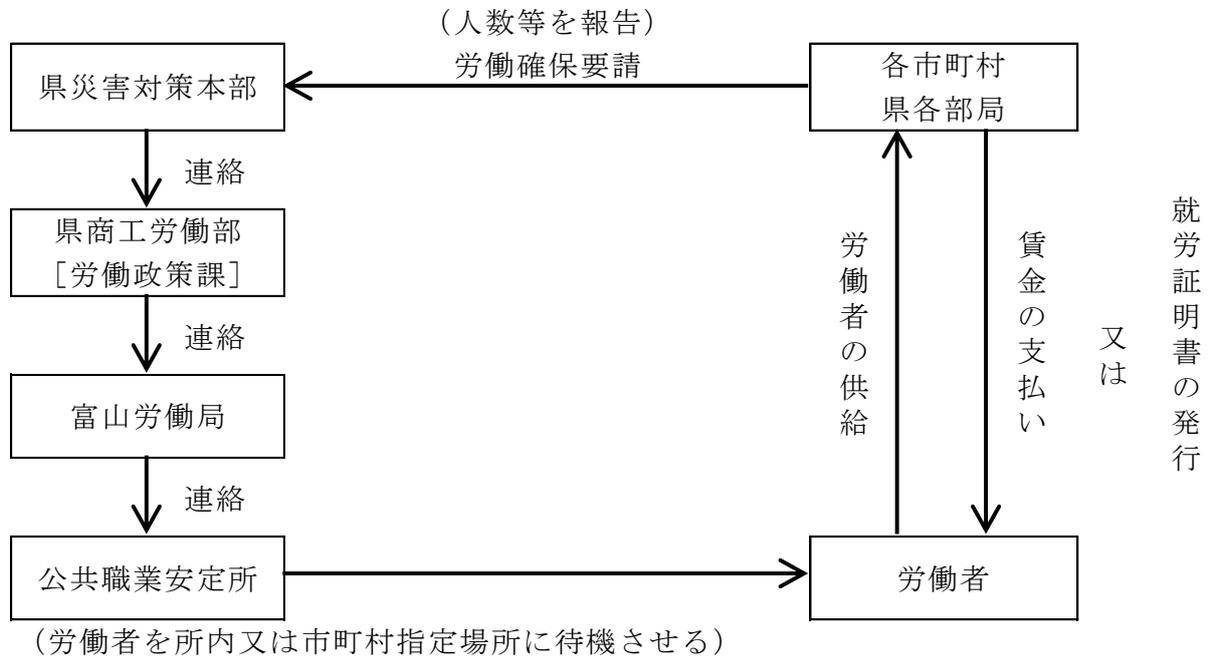
賃金は、労働者確保を要請した県部局及び市町村において予算措置し、就労現場において、作業終了後、直ちに支払うものとする。

なお、現金支給ができない場合は、就労証明書を発行するとともに、現金支給日を就労者本人に通知するものとする。

2 緊急連絡体制（富山労働局、県商工労働部、市町村）

応急復旧活動に必要な労働者の確保対策に係る連絡体制は次のとおりである。

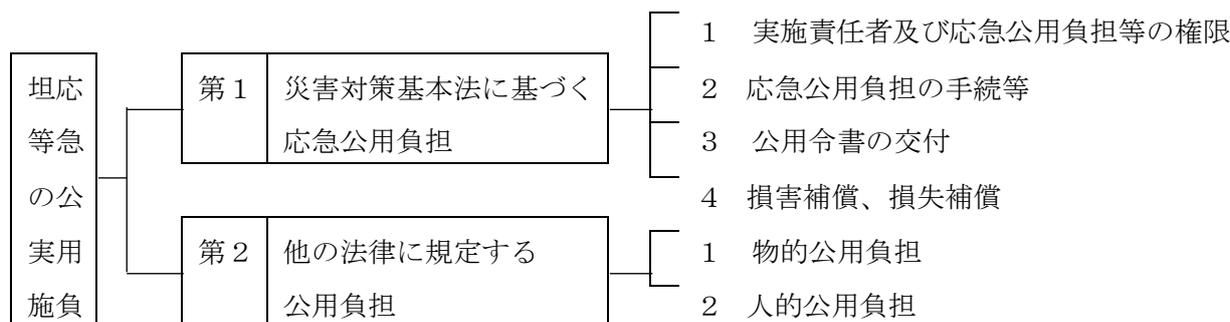
労働者確保対策緊急連絡体制



第20節 応急公用負担等の実施

防災関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとする場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させる等により必要な措置を図るものとする。

対策の体系



第1 災害対策基本法に基づく応急公用負担

1 実施責任者及び応急公用負担等の権限（各関係機関）

(1) 市町村長（災害対策基本法第64条、第65条、第71条）

応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

ア 市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること。

イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、その他必要な措置

ウ 市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

エ 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された公用負担等の処分を行うことができる。

(2) 警察官、海上保安官又は自衛官（災害対策基本法第64条、第65条）

市町村長又はその職権の委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、前（1）ア、イ及びウの市町村長の職権を行うことができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前者三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市町村長に通知しなければならない。

(3) 知事（災害対策基本法第71条、第73条）

ア 県の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物

資を管理し、使用し若しくは収用することができる。

イ 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前記（１）に定める市町村長の行う事務を代って実施することができる。

（４）指定地方行政機関の長（災害対策基本法第７８条）

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

２ 応急公用負担の手続等（各関係機関）

応急公用負担の手続等は、次のとおりである。（災害対策基本法第６４条）

（１）市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、１（１）アによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 土地建物等の所有者等権原を有する者に対し、当該処分等に係る必要事項を通知するものとする。

イ 土地建物等の所有者等が不明な場合は、当該市町村又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に上記必要事項を掲示するものとする。

（２）市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、１（１）イによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 工作物等の返還のための公示

除去された工作物等を返還するため、保管を始めた日から１４日間、当該市町村又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示するものとする。

イ 工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合若しくは保管に費用、手数のかかる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができるものとする。

ウ 保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、その工作物等の返還を受けるべき占有者等が負担するものとする。

エ 未返還工作物等の帰属

公示の日から６月を経過しても返還することのできない工作物等は、

（ア）市町村長が保管する場合、市町村

（イ）警察署長が保管する場合、県

（ウ）海上保安部長が保管する場合、国

（エ）自衛隊の部隊等の長が保管する場合、国

に、その所有権が帰属する。

3 公用令書の交付（災害対策基本法第81条）（各関係機関）

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等は、従事命令、協力命令、保管命令及び施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者、又は管理者等に対し、公用令書を交付して行うものとする。（資料「12-4 公用令書様式」）

4 損害補償、損失補償（災害対策基本法第82条、84条）（各関係機関）

(1) 損害補償

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等の従事命令等により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは県又は市町村は、その者又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(2) 損失補償

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等が発する保管命令や施設、土地等管理、使用、物資の取用を行う場合には、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第2 他の法律に規定する公用負担

1 物的公用負担（各関係機関）

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
消防法（他の災害に準用）	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法（他の災害に準用）	消防長、消防署長又は消防団長	延焼防止	延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのものの在る土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法（他の災害に準用）	同上	消火、延焼防止又は人命救助のため緊急の必要	前2項以外の消防対象物及び土地	使用、処分又は使用制限	要求があるときは、時価により補償（市町村負担）	なし
消防法	同上	給水維持のため緊急の必要		水利使用、制水弁の開閉	なし	なし
土地収用法	起業者（市町村長の許可）	非常災害にさいし緊急施行の必要	他人の土地	使用	時価により損失補償（起業者）	なし
土地収用法	起業者（収用委員会の許可）	裁決遅延により災害防止が困難となる場合	当該土地	使用（6ヶ月間）	時価により損失補償（起業者）	なし

水防法	水防管理者 水防団長又は消防機関の長	水防のため緊急の必要	水防の現場において必要な土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬用機器又は器具 工作物その他の障害物	一時使用、使用、収用、処分	時価により補償（水防管理団体負担）	なし
災害救助法	都道府県知事	救助又は救助の応援	施設、土地、家屋、物資	管理、使用、収用	通常生ずべき損失を補償（都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担）	なし
水害予防組合法	水害予防組合	非常災害のため必要	土地、土石、竹木その他の現品	使用、収用	損失補償（水害予防組合負担）	なし
河川法	河川管理者	洪水の危険切迫なるとき	土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬具及び器具、工作物等	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（河川管理者負担）	なし
道路法	道路管理者	非常災害	土地、土石、竹木その他の物件	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（道路管理者負担）	正当の事由がなく、こぼみ、又は妨げた者、懲役又は罰金
港湾法	港湾管理者	非常災害による危険防止	土地、土石、竹木その他の物件	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（港湾管理者負担）	なし
漁港漁場整備法	漁港管理者	非常災害のため急迫の必要	土地、水面、船舶、工作物、土石、竹木、その他の物件	使用、収用	現に生じた損害を補償（漁港管理者負担）	なし
土地改良法	国、都道府県、市町村、土地改良区	急迫の災害を防ぐため	土地、土石、竹木その他の現品	使用、収用	時価により損失を補償（当該団体負担）	なし
感染症法	都道府県知事	感染症の病原体に汚染された建物で消毒方法の施行を不相当と認めるとき	建物、土地	処分、使用	手当金交付（市町村負担）	なし
水難救護法	市町村長	救護のため	船舶、車馬その他の物件、所有地	徴用、使用	徴用、使用に対して補償（市町村負担）	正当の理由なくこぼみだ者、罰金
電気通信事業法	西日本電信電話(株)	天災が発生した場合、重要な通信を確保するための線路の設置	土地、建物その他の工作物	使用	損失補償（西日本電信電話(株)負担）	なし

2 人的公用負担（各関係機関）

法令	権利者	目的	負担義務者	負担内容	補償	罰則
消防法（他の災害に準用）	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	現場付近に在る者	消防作業に従事	1 損害補償なし 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償（市町村負担）	軽犯罪法
水防法	水防管理者 水防団長又は消防機関の長	水防のためやむをえない必要	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防に従事	1 損失補償なし 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償（水防管理団体負担）	軽犯罪法
災害救助法	都道府県知事	救助又は救助の応援	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務従事	1 実費弁償 2 負傷、疾病、死亡の場合扶助金支給（1, 2とも都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担）	1 懲役又は罰金 2 軽犯罪法
災害救助法	運輸局長	救助の応援	輸送関係者	救助に関する業務従事	同上	同上
災害救助法	都道府県知事	救助	救助を要する者及びその近隣の者	救助への協力	なし	軽犯罪法
災害救助法（施設負担）	都道府県知事	救助又は救助の応援	物資の生産等を業とする者	物資の保管命令	通常生ずべき損失を補償（一定額以上国庫）	懲役又は罰金
水害予防組合法	水害予防組 合管理者、警察官又は監督行政庁	出水のための危険が出るときの防御	組合区域内の総居住者	防御従事	なし	軽犯罪法
水害予防組合法	水害予防組合	水害防御従事	組員又は区域内の総居住者	夫役現品	なし	（督促及び滞納処分）
河川法	河川管理者	洪水の危険切迫なるとき	現場にある者	使役	なし	
道路法	道路管理者	非常災害	現場にある者又はその付近に居住する者	防御に従事	通常生ずべき損失を補償（道路管理者負担）	軽犯罪法
港湾法	港湾管理者	非常災害による危険の防止	現場にある者又はその付近に居住する者	防御に従事	通常生ずべき損失を補償（港湾管理者負担）	同上
漁港漁場整備法	漁港管理者	非常災害のため急迫の必要	現場にある者	業務に協力	現に生じた損害を補償（漁港管理者負担）	同上
警察官職務執行法	警察官	危害防止	その場に居合せた者、その事務の管理者その他関係者	措置命令	なし	同上
水難救護法	市町村長	救護のため	人	救護従事	労務報酬支給（市町村負担）	1 罰金 2 軽犯罪法

海上保安庁法	海上保安官	非常事変に際し必要あるとき	付近にある人及び船舶	協力	なし	軽犯罪法
水道法 (物品負担)	都道府県知事	災害その他非常の場合	水道事業者又は水道用水供給事業者	水道施設内にとり入れた水の供給	対価補償(都道府県)	懲役又は罰金
有線電気通信法 (施設負担)	総務大臣	非常事態が発生又は発生するおそれがある場合、災害の予防救援、交通通信若しくは電力の供給秩序維持のため	有線電気通信設備を設置したもの	他の設置に接続させること必要な返信を行わせること他の者に使用させること	実費弁償(国庫負担)	懲役又は罰金
電波法 (施設負担)	総務大臣	非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合、人命救助、災害救援、交通通信の確保秩序の維持のため	無線局	通信を行わせる	実費弁償	懲役又は罰金
港湾運送事業法 (施設負担)	国土交通大臣	災害救助その他公共の安全の維持のため	港湾運送業者	貨物の取扱、運送、順位変更	通常生ずべき損失を補償	なし